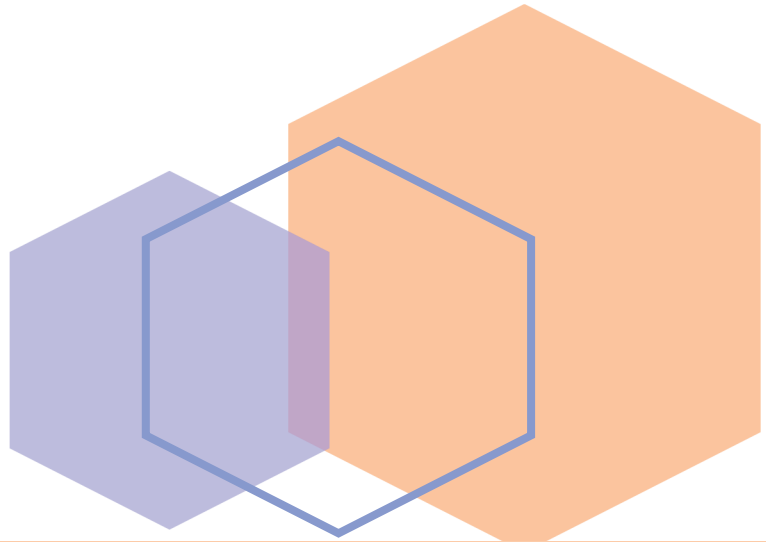
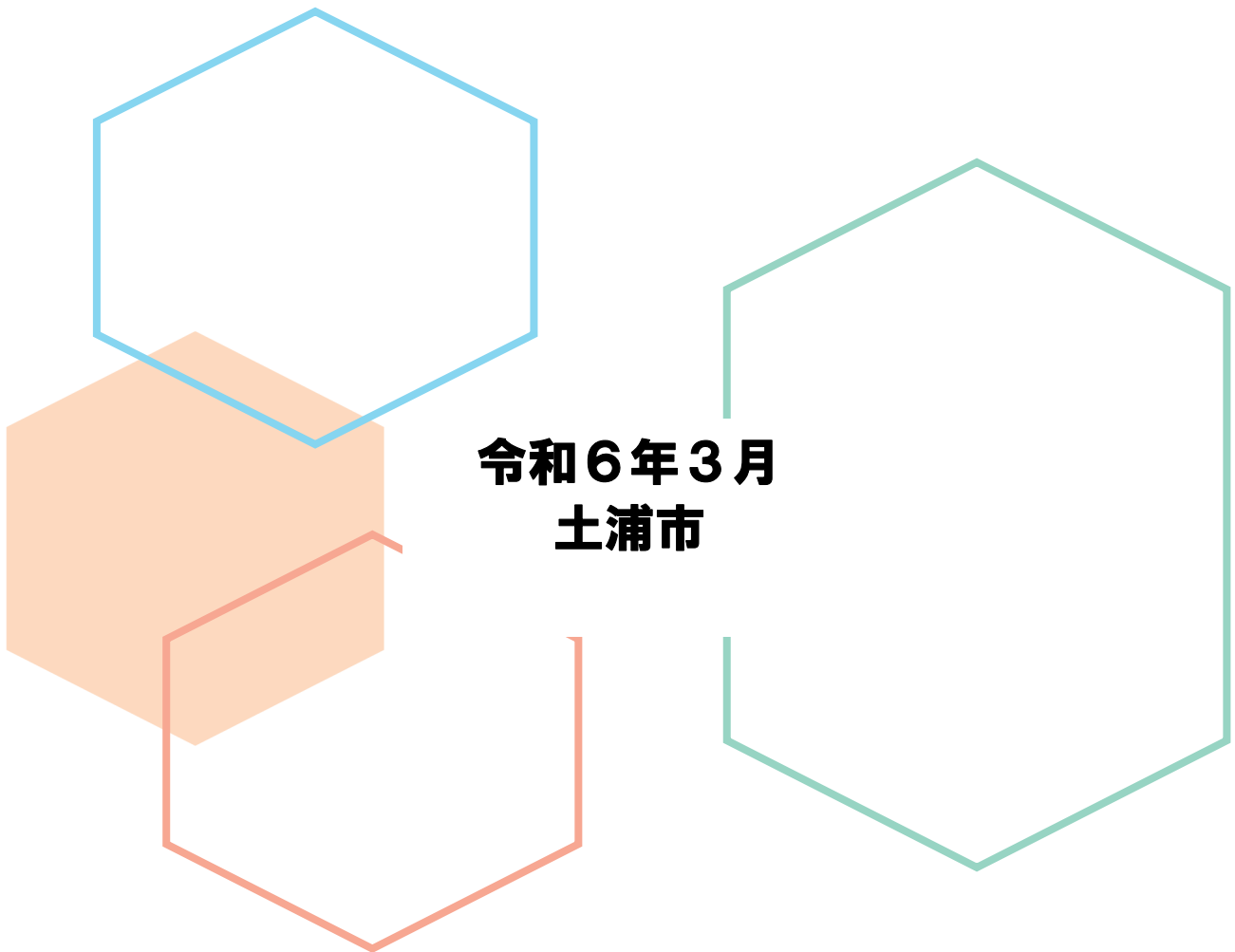




土浦市
ふれあいネットワークプラン
第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
（令和6年度～令和8年度）



は じ め に

わが国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進行しており、総人口が減少に転じる中、令和7（2025）年には「団塊の世代」全てが75歳以上となり、さらに令和22（2040）年には高齢者人口がピークを迎えると推計されております。また、医療・介護など複合的なニーズを有する高齢者が増加する一方で、生産年齢人口は大幅な減少が見込まれていることから、中長期的な視野に基づく介護基盤の整備や人材確保、介護現場の生産性の向上がこれまで以上に重要となっております。



このような中、これまで本市では、高齢者が認知症や要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援等が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化させ、地域共生社会の実現を目指して積極的に推進してまいりました。

このたび策定いたしました「土浦市ふれあいネットワークプラン（第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）」では、第8次計画の成果や課題、介護保険制度の改正などを踏まえながら、「共にふれあい支え合うまち土浦」を基本理念に、政策目標を引き続き「地域包括ケアシステムの深化と推進」と決めました。そして、「介護予防の推進・生活支援サービスの充実」、「認知症施策の推進」、「多職種連携（専門職活用）の推進」、「安心して暮らせる環境づくり」の4つを施策の柱として、13の基本方針を掲げ、市が取り組むべき施策の方向性を示しております。

今後は、この計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしていけるよう、「夢のある、元気のある土浦」の実現に向けた環境づくりを推進してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議くださいました土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員並びに関係団体の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

土浦市長 安 藤 真理子

[目次]

総 論	1
第1章 計画の概要	2
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の役割と位置付け	3
第3節 他の計画との関係	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画策定の体制	5
第6節 関連する法律等の改正・制定の動向	6
第7節 計画の達成状況の点検及び評価	8
第2章 高齢者の現状	9
第1節 人口の推移	9
第2節 要支援・要介護認定者の推移	11
第3節 認知症高齢者の現状	13
第4節 実態調査の結果の概要	14
第3章 介護保険利用における現状	22
第1節 介護保険サービス利用件数と給付費の推移	22
第2節 計画値と実績値との比較	29
第4章 将来の高齢者像	33
第1節 高齢者人口の将来推計	33
第2節 要支援・要介護認定者の将来推計	35
第3節 認知症高齢者の将来推計	36
第5章 日常生活圏域について	37
第1節 日常生活圏域の設定	37
第2節 日常生活圏域の現状	42
第3節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の状況	50
第6章 計画の基本的な考え方	55
第1節 基本理念と政策目標	55
第2節 重点施策と基本方針	55

各 論.....	65
第1章 高齢者施策.....	66
第1節 地域支援事業.....	68
第2節 高齢者福祉事業.....	94
第3節 社会福祉協議会事業及びその他の事業.....	104
第4節 インフォーマルサービス.....	117
第2章 介護保険事業.....	120
第1節 サービスの円滑化に向けた方策.....	120
第2節 要介護状態を予防するための目標設定.....	123
第3節 介護給付適正化の取り組み.....	126
第3章 基盤整備.....	127
第1節 介護基盤整備.....	127
第2節 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況	134
第3節 地域包括支援センター.....	135
第4節 地域包括ケアシステム（ふれあいネットワーク）の深化・推進について	138
第5節 地域ケア会議の開催.....	142
第6節 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進.....	143
第4章 保険給付の見込み.....	144
第1節 介護保険事業量の推計手順.....	144
第2節 利用量の見込み.....	145
第3節 給付費の見込み.....	149
第4節 介護保険の財源構成.....	153
第5節 第1号被保険者の保険料.....	154
第5章 計画の推進と進行管理.....	159
第1節 計画の推進.....	159
第2節 計画の進行管理.....	160
資料編.....	161
1 計画策定の経緯.....	163
2 土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議要綱.....	164
3 土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員名簿.....	166
4 人口推計.....	167

総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

高齢者を社会全体で支えるための仕組みとして創設された介護保険制度が、平成12年4月に開始されてから24年が経ち、本計画に含まれる介護保険事業計画は令和6年度から第9期を迎えます。

令和5（2023）年4月1日現在の土浦市（以下「本市」という。）は、高齢化率29.4%となっており、第9次計画期間中には、「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に直面し、これまでの計画の総仕上げとなる転機を迎えます。さらには、「団塊ジュニア世代」が全て65歳以上の高齢者となり、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費のさらなる増大が懸念される令和22（2040）年を視野に入れながら、地域包括ケアシステムの推進により一層取り組むことが必要となります。

令和5（2023）年6月には認知症に関する初の法律となる、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、本市においても、認知症の方が安心して暮らせる社会を目指し、あらゆる世代や立場の人が協力する、支え合えるやさしいまちづくりを目指す必要があります。高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯、認知症の方は、引き続き増加すると見込まれています。高齢者が認知症や要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを継続できるよう、「介護及び介護予防」「医療」「生活支援」などを包括的に確保する地域包括ケアシステムのさらなる深化と、地域共生社会の実現が重要な目標となっています。

第8次計画期間中は新型コロナウイルス感染症の流行を受け、事業を展開していくにあたり大きな制約を受けましたが、第9次計画においては、コロナ禍を乗り越えた教訓を生かし、様々なニーズを捉えながら、事業を復活させるとともに、ICTの活用などの観点も取り入れつつ各種高齢者施策を推進していきます。

本計画は、これまでの「土浦市ふれあいネットワークプラン（第8次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画）（令和3年度～令和5年度）の取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、令和22（2040）年を見据えて、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

第2節 計画の役割と位置付け

1 計画の役割

本計画は、本市の基幹となる「第9次土浦市総合計画(令和4年度～令和13年度)」との調和を図りながら、本市における高齢者福祉事業※及び介護保険事業を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたものです。

また、事業の目標等を設定することにより、積極的な推進を図るものです。

※本計画においては、老人福祉法第20条の8第1項の老人福祉事業を「高齢者福祉事業」としています。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条の市町村介護保険事業計画を一体的に策定したもので、本市における高齢者福祉事業、介護保険事業を計画的に進めるための基本となる計画です。

また、「第9次土浦市総合計画」、「第4次土浦市地域福祉計画」等における高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する具体的な施策と目標を示すものです。

「土浦市ふれあいネットワークプラン」は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の総称です。

土浦市ふれあいネットワークプラン

(第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)

高齢者福祉計画 (老人福祉法第20条の8の市町村老人福祉計画)

- 地域における高齢者福祉事業に関する総合的な計画
- 介護保険給付対象外のサービス、
市の単独事業によるサービスの供給体制の確保
- 地域福祉活動の推進
- 高齢者の生きがい対策の推進
- 保健福祉の環境整備

介護保険事業計画 (介護保険法第117条の市町村介護保険事業計画)

- 要介護者等(介護保険給付対象者)の現状把握
- 要介護者等の個別需要の把握
- 必要となる介護保険給付対象サービスの見込み量
- サービス見込み量に係る供給体制の確保のための整備方針
- 事業者間の連携の確保等、介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- 人材の確保又は資質の向上のために講ずる措置

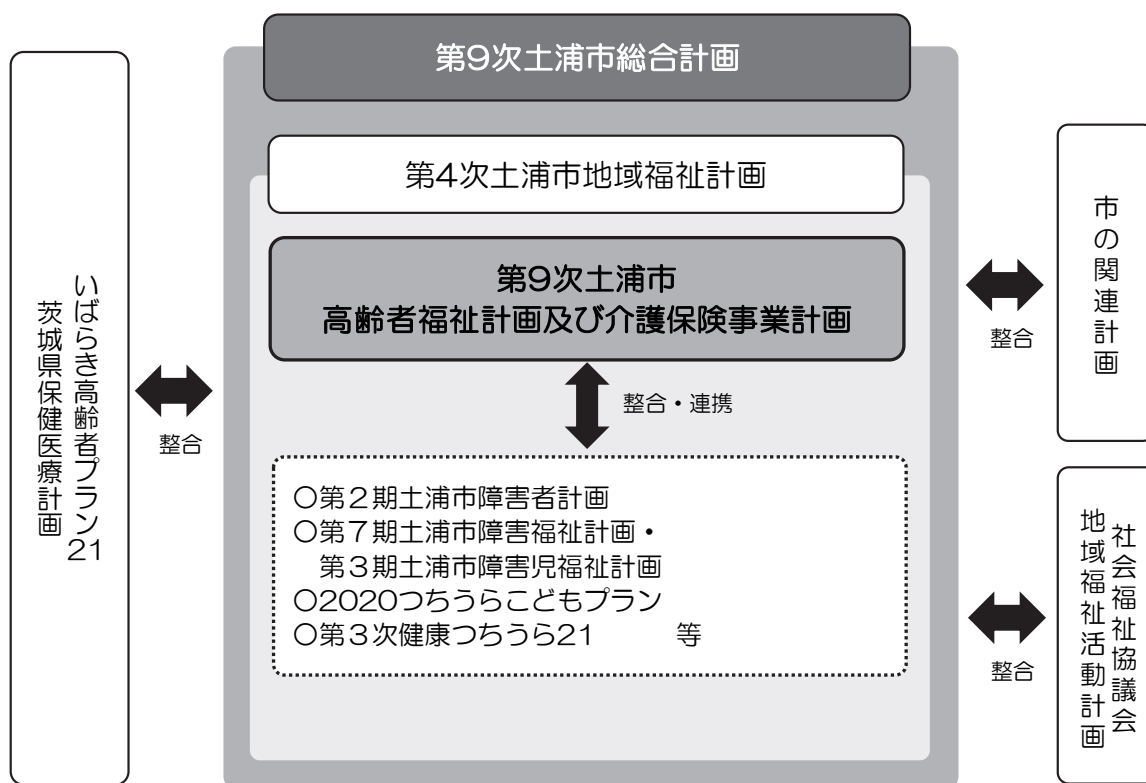
第3節 他の計画との関係

1 県の計画との関係

本計画は、茨城県における総合的な高齢者福祉施策（いばらき高齢者プラン 21）及び茨城県保健医療計画などの計画と十分に整合を図りながら推進します。

2 他の計画との関係

本計画は、「第9次土浦市総合計画」及び「第4次土浦市地域福祉計画」、「第2期土浦市障害者計画・第7期土浦市障害福祉計画・第3期土浦市障害児福祉計画」、「2020 つちうらこどもプラン」、「第3次健康つちうら21」等の関連する計画との整合を図りながら推進します。



第4節 計画の期間

前回の計画（「土浦市ふれあいネットワークプラン（第8次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」）の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間であり、その計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする新たな計画を作成するものです。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画 見直し	土浦市ふれあいネットワーク プラン（第8次土浦市老人福 祉計画及び介護保険事業計画）					
			計画 見直し	土浦市ふれあいネットワーク プラン（第9次土浦市高齢者福 祉計画及び介護保険事業計画）		

第5節 計画策定の体制

1 土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議の設置

本市では、高齢者の福祉に関する総合的な計画及び介護保険事業計画に関する計画を策定し、かつ、計画の円滑な推進を図るため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者（地域住民）代表、介護者代表等により構成される土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議※を設置しています。

※第9次計画から計画名称が変更となることに伴い、会議要綱を改正する予定です。

2 パブリック・コメントの実施

計画素案に対して、市民の皆様から幅広く意見を伺うため、パブリック・コメントを実施します。

3 実態調査の実施

本市では、高齢者の生活実態及び介護保険事業の実施状況を把握し、住民ニーズの動向分析等を行うことで、市の現状と今後の高齢者支援における課題を整理し、「第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施しました。

また、市内に居住する65歳以上の、要介護認定を受けていない高齢者を対象として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しています。この調査では、「第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」策定の基礎資料を得るとともに、厚生労働省が導入している「見える化システム※」に結果を取り込み、各種集計を行うことを目的として実施しました。

※見える化システム：都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

第6節 関連する法律等の改正・制定の動向

- （１）全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この中で介護保険法の一部改正が行われました。

主な改正事項として以下の5つが挙げられています。

◆介護保険関係の主な改正事項

1. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を、介護保険者である市町村の地域支援事業として位置づけ
- ・市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金に委託可能

2. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- ・各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務づけ
- ・国が当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

3. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

- ・介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定の新設など

4. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じた更なる普及の推進
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨の明確化など

5. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域包括ケアの拠点である地域包括支援センターが期待される役割を効果的に発揮するための体制整備
- ・要支援者に行う介護予防支援の実施者に居宅介護支援事業所を追加(市町村による指定対象の拡大)
- ・総合相談支援業務の一部委託(センターの設置者からの委託)など

(2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

令和5年6月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が公布されました。

認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、7つの基本理念による認知症施策が行われます。

基本理念は以下のとおりです。

◆認知症基本法の基本理念

- ① すべての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、すべての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。

- ⑤ 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- ⑥ 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障がいに係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のあり方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を、広く国民が享受できる環境を整備すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取り組みとして行われること。

第7節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の達成状況の点検及び評価については、基本理念や政策目標に沿った評価指標を設定し、その達成度を点検・評価します。

こうした点検・評価は、「土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」において、計画策定後、毎年実施していきます。

第2章 高齢者の現状

第1節 人口の推移

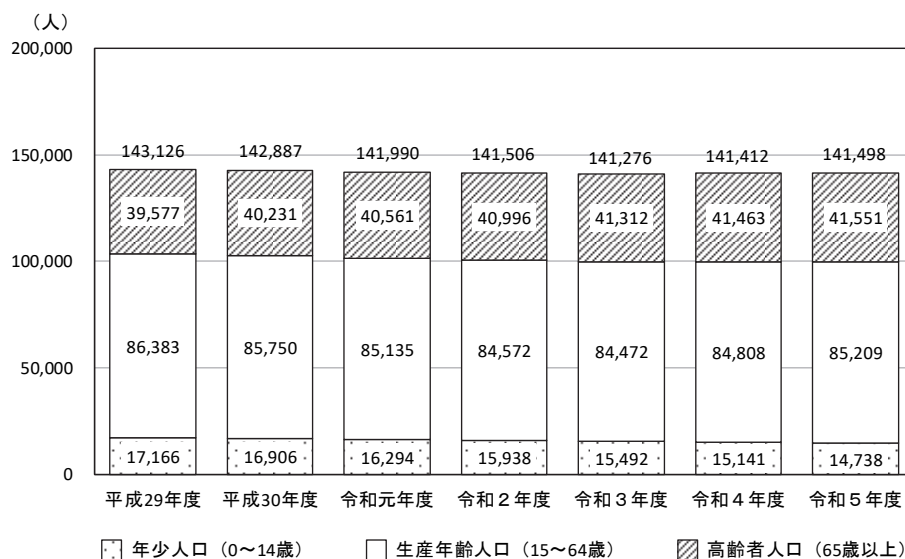
1 総人口の推移

本市の人口推移をみると、平成29年の143,126人から令和3年の141,276人へ1,850人減少していますが、令和3年から令和5年にかけて、222人増加しています。

年齢3区分人口でみると、平成29年から令和5年にかけて、年少人口は17,166人から14,738人へ2,428人減少し、高齢者人口は39,577人から41,551人へ1,974人増加しています。

人口に占める比率をみると、年少人口は減少傾向にあります。高齢者人口は増加しており、平成29年（27.7%）から令和5年（29.4%）にかけて、1.7ポイント上昇しています。全体の人口の伸びは鈍くなる一方、さらなる高齢化が予測されます。

■人口の推移



■年齢3区分人口の推移

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総人口	143,126	142,887	141,990	141,506	141,276	141,412	141,498
年少人口 (0～14歳)	17,166 12.0%	16,906 11.8%	16,294 11.5%	15,938 11.3%	15,492 11.0%	15,141 10.7%	14,738 10.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	86,383 60.3%	85,750 60.0%	85,135 59.9%	84,572 59.8%	84,472 59.8%	84,808 60.0%	85,209 60.2%
高齢者人口 (65歳以上)	39,577 27.7%	40,231 28.2%	40,561 28.6%	40,996 29.0%	41,312 29.2%	41,463 29.3%	41,551 29.4%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

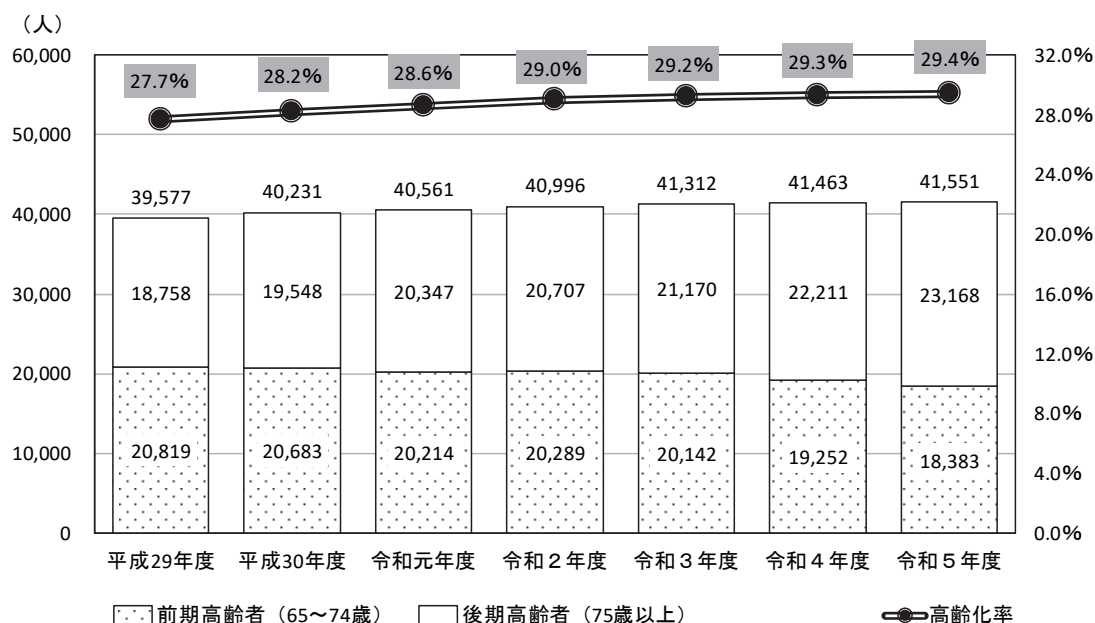
2 高齢者人口の推移

高齢者人口は、平成29年の39,577人から令和5年の41,551人へ1,974人増加しています。

このうち、前期高齢者（65～74歳）は、平成29年の20,819人から令和5年には18,383人へ2,436人減少しています。

一方、後期高齢者（75歳以上）は、平成29年の18,758人から令和5年には23,168人へ4,410人増加しています。

■高齢者人口の推移



■高齢者人口比率の推移

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者人口 (高齢化率)	39,577 27.7%	40,231 28.2%	40,561 28.6%	40,996 29.0%	41,312 29.2%	41,463 29.3%	41,551 29.4%
前期高齢者 (65～74歳)	20,819 14.6%	20,683 14.5%	20,214 14.3%	20,289 14.3%	20,142 14.2%	19,252 13.6%	18,383 13.0%
後期高齢者 (75歳以上)	18,758 13.1%	19,548 13.7%	20,347 14.3%	20,707 14.6%	21,170 15.0%	22,211 15.7%	23,168 16.4%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

第2節 要支援・要介護認定者の推移

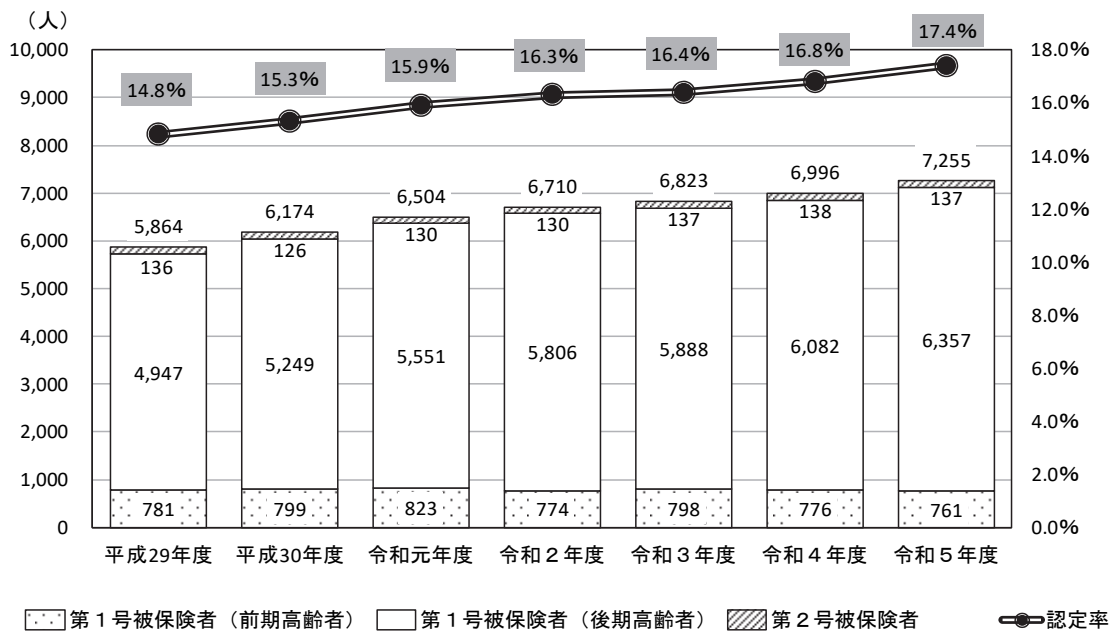
1 要支援・要介護認定者の推移（被保険者別）

要支援・要介護認定者の推移をみると、平成29年の5,864人から令和5年の7,255人へ、1,391人増加しています。

要支援・要介護認定者を被保険者の種別でみると、令和5年4月1日現在、第1号被保険者のうち前期高齢者（65～74歳）が761人、後期高齢者（75歳以上）が6,357人、第2号被保険者（40～64歳）が137人となっています。

また、平成29年から令和5年にかけて、前期高齢者は20人減少し、後期高齢者は1,410人増加しています。

■要支援・要介護認定者の推移



単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第1号被保険者 （前期高齢者）	781 13.3%	799 12.9%	823 12.7%	774 11.6%	798 11.7%	776 11.1%	761 10.5%
第1号被保険者 （後期高齢者）	4,947 84.4%	5,249 85.0%	5,551 85.3%	5,806 86.5%	5,888 86.3%	6,082 86.9%	6,357 87.6%
認定率※	14.8%	15.3%	15.9%	16.3%	16.4%	16.8%	17.4%
第2号被保険者	136 2.3%	126 2.1%	130 2.0%	130 1.9%	137 2.0%	138 2.0%	137 1.9%
合計	5,864	6,174	6,504	6,710	6,823	6,996	7,255

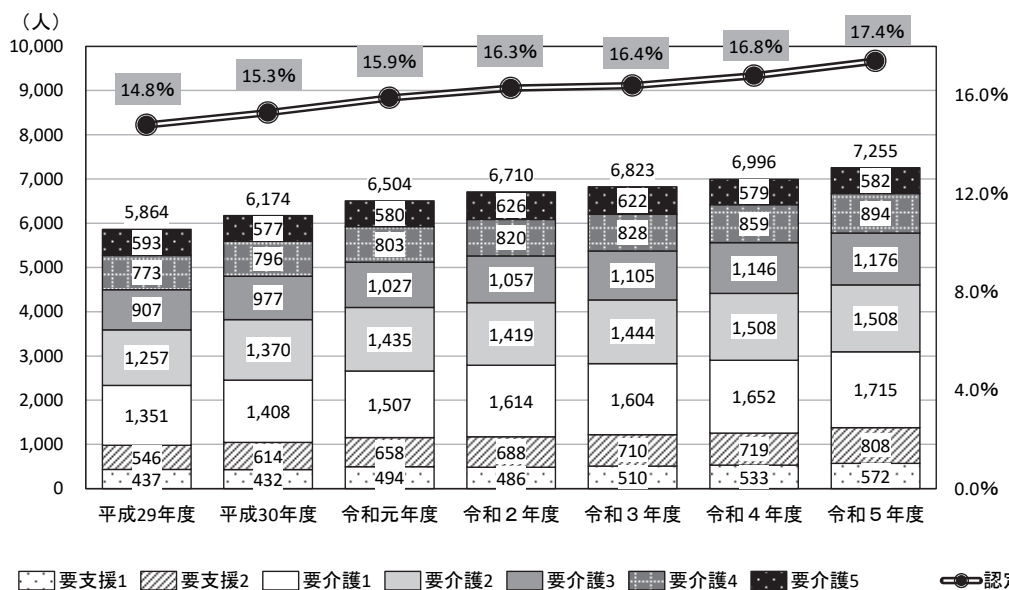
※認定率は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数値（各年4月1日現在）

2 要支援・要介護認定区分の推移

要支援・要介護認定区分の推移をみると、平成29年から令和5年にかけて、要支援・要介護認定者数は、一貫して増加しています。

認定者の増加は、制度の周知が進み、介護を必要とする人がより積極的に介護保険を利用するようになったことを示しており、今後も、高齢者に対する介護予防の充実が求められます。

■要支援・要介護認定区分の推移



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要支援 1	437 7.5%	432 7.0%	494 7.6%	486 7.2%	510 7.5%	533 7.6%	572 7.9%
要支援 2	546 9.3%	614 9.9%	658 10.1%	688 10.3%	710 10.4%	719 10.3%	808 11.1%
小 計	983 16.8%	1,046 16.9%	1,152 17.7%	1,174 17.5%	1,220 17.9%	1,252 17.9%	1,380 19.0%
要介護 1	1,351 23.0%	1,408 22.8%	1,507 23.2%	1,614 24.1%	1,604 23.5%	1,652 23.6%	1,715 23.6%
要介護 2	1,257 21.4%	1,370 22.2%	1,435 22.1%	1,419 21.1%	1,444 21.2%	1,508 21.5%	1,508 20.8%
要介護 3	907 15.5%	977 15.8%	1,027 15.8%	1,057 15.8%	1,105 16.2%	1,146 16.4%	1,176 16.2%
要介護 4	773 13.2%	796 12.9%	803 12.3%	820 12.2%	828 12.1%	859 12.3%	894 12.3%
要介護 5	593 10.1%	577 9.3%	580 8.9%	626 9.3%	622 9.1%	579 8.3%	582 8.0%
小 計	4,881 83.2%	5,128 83.1%	5,352 82.3%	5,536 82.5%	5,603 82.1%	5,744 82.1%	5,875 81.0%
合 計	5,864	6,174	6,504	6,710	6,823	6,996	7,255

(各年4月1日現在)

第3節 認知症高齢者の現状

認知症高齢者の現状をみると、要支援・要介護認定者のうち約5割の3,761人が認知症認定者となっています。

単位：人

		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	状態
介護認定者数		6, 504	6, 710	6, 823	6, 996	7, 255	—
自立		1, 286	1, 379	1, 596	1, 960	2, 209	—
	自立度Ⅰ	1, 285	1, 296	1, 348	1, 311	1, 285	家庭内及び社会的に は自立した日常生活 ができる
認知 症認定者数	自立度Ⅱa	820	841	811	757	757	ある程度の支援があ れば自立した日常生 活ができる
	自立度Ⅱb	1, 109	1, 111	1, 064	1, 051	1, 058	
	自立度Ⅲa	1, 055	1, 075	1, 019	984	1, 023	日常生活に一定の介 護を必要とする
	自立度Ⅲb	361	386	381	369	349	
	自立度Ⅳ	467	503	501	460	451	日常生活に常に介護 を必要とする
	自立度Ⅳ	121	119	103	104	123	専門医療を必要とする
認知症認定者数 合計		3, 933	4, 035	3, 879	3, 725	3, 761	—
要介護認定者数に占め る割合		60. 5%	60. 1%	60. 6%	53. 5%	51. 8%	—

(各年4月1日現在)

《参考》認知症高齢者の日常生活自立度判断基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
自立度Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している	—
自立度Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	
	自立度Ⅱa 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	自立度Ⅱb 家庭内で上記Ⅱの状態が見られる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
自立度Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする	
	自立度Ⅲa 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	自立度Ⅲb 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる	
自立度Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	
自立度M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

第4節 実態調査の結果の概要

1 調査の目的

計画の策定にあたり、市内に居住する高齢者及び居宅サービス利用者、介護保険施設、介護保険サービス事業所、ケアマネジャー等の現状を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実態調査を実施しました。

2 調査実施概要

- (1) 調査期間：令和4年12月7日～12月23日
- (2) 調査方法：郵送配布、郵送又はウェブ上で回答
- (3) 調査の種類

単位：件

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,998	2,520	63.0%
在宅介護実態調査	1,500	608	40.5%
事業所調査	243	152	62.6%
施設調査	28	19	67.9%
ケアマネジャー調査	158	107	67.7%
合 計	5,927	3,406	57.8%

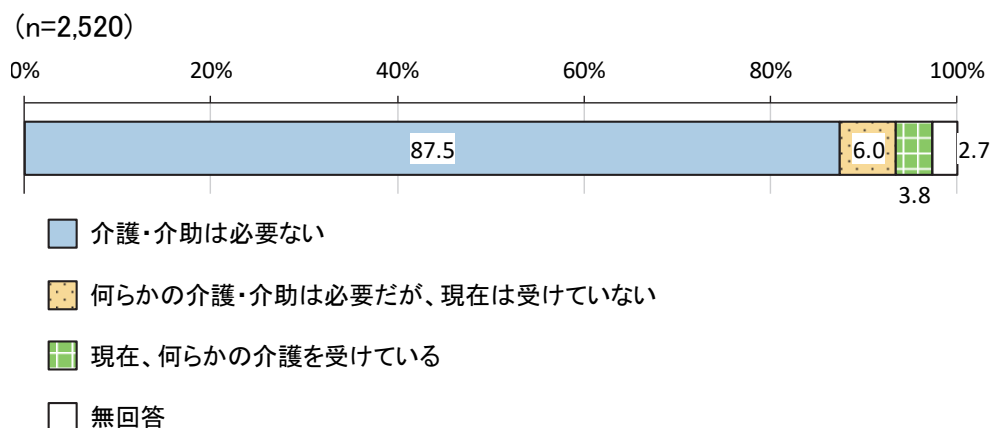
3 調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①介護・介助の必要性について

普段の生活での介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が87.5%と最も高くなっています。

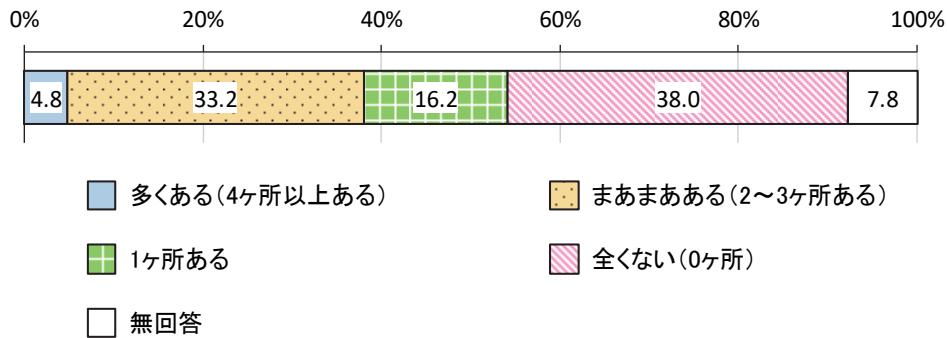
次いで、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は6.0%、「現在、何らかの介護を受けている」は3.8%となっています。



②身近に通いたいと思える場所の有無について

身近に通いたいと思える場所の有無については、「全くない(0ヶ所)」が38.0%と最も多くなっている一方、「多くある(4ヶ所以上ある)」～「1ヶ所ある」を合計した、『ある』は54.2%となっています。

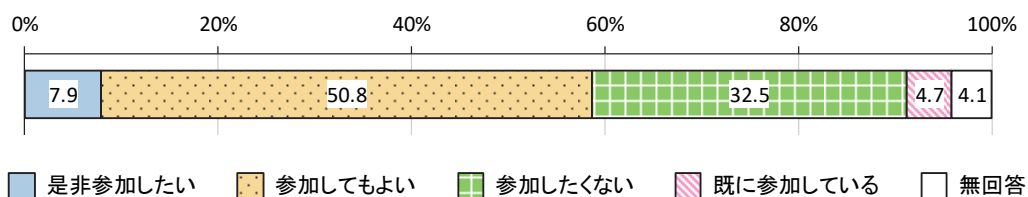
(n=2,520)



③地域活動への参加希望について

いきいきとした地域づくりを進めるとしたとき、活動に参加してみたいかについては、「是非参加したい」が7.9%、「参加してもよい」が50.8%となっており、この2つを合計した『参加したい』は58.7%となっています。

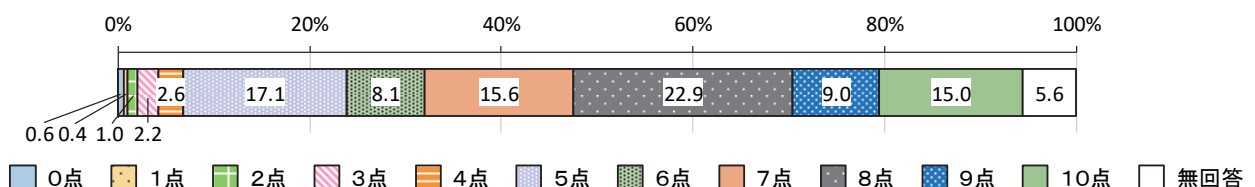
(n=2,520)



④幸福度について

現在の幸福度については、「8点」が22.9%と最も多くなっています。「0～3点」の合計は4.2%、「4～7点」は43.4%、「8～10点」は46.9%となっています。

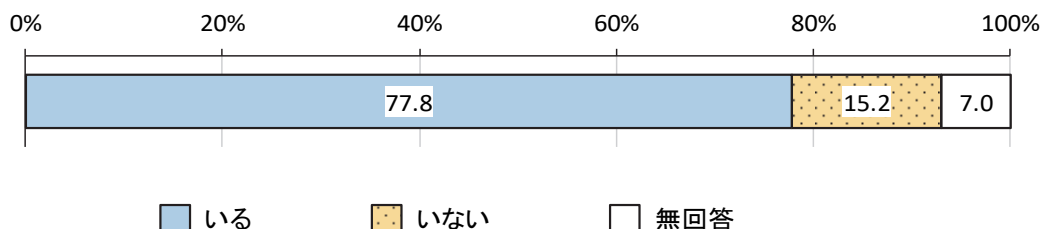
(n=2,520)



⑤自身を理解してくれる人の有無について

安心した生活を送るために、自身の考えや心配事などを理解してくれる人の有無については、「いる」が77.8%、「いない」は15.2%となっています。

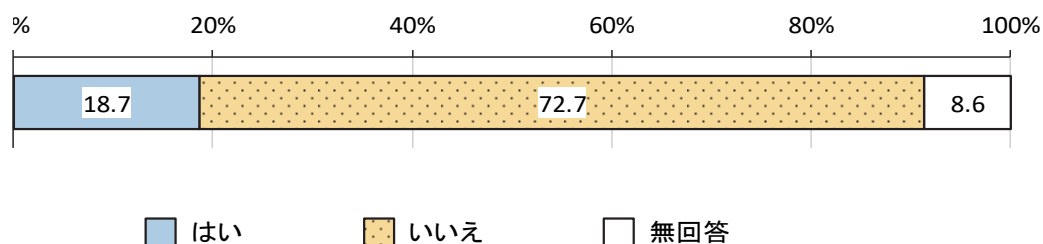
(n=2,520)



⑥認知症に関する相談先の情報収集について

認知症に関する相談先や情報などを調べているかについては、「はい」が18.7%、「いいえ」が72.7%となっています。

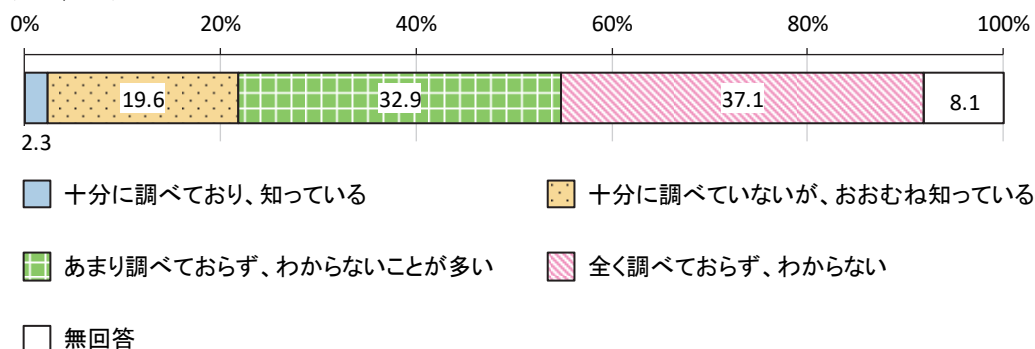
(n=2,520)



⑦介護予防に関する資源や相談窓口の認知度

介護予防に関する資源や相談窓口の認知度については、「十分に調べており、知っている」と「十分に調べていないが、おおむね知っている」を合計した『知っている』は21.9%、「あまり調べておらず、わからないことが多い」と「全く調べておらず、わからない」を合計した『わからない』は70.0%となっています。

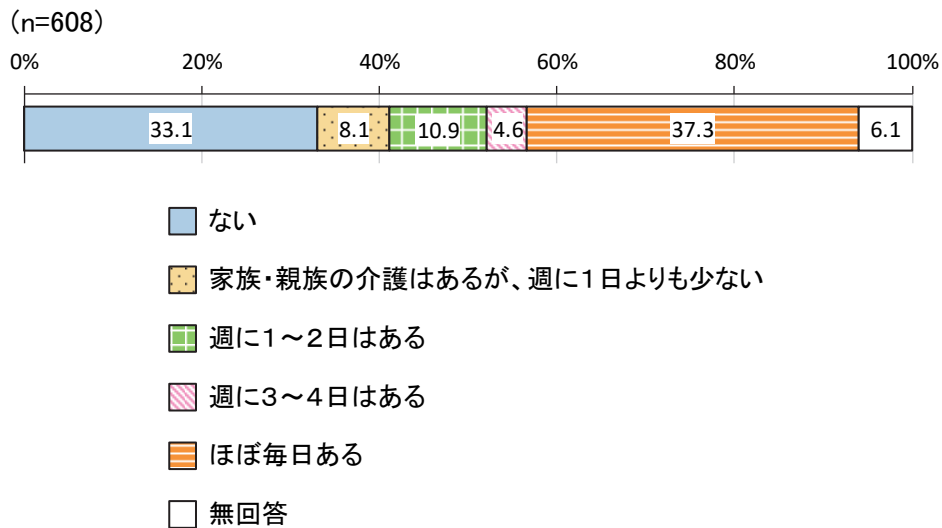
(n=2,520)



(2) 在宅介護実態調査

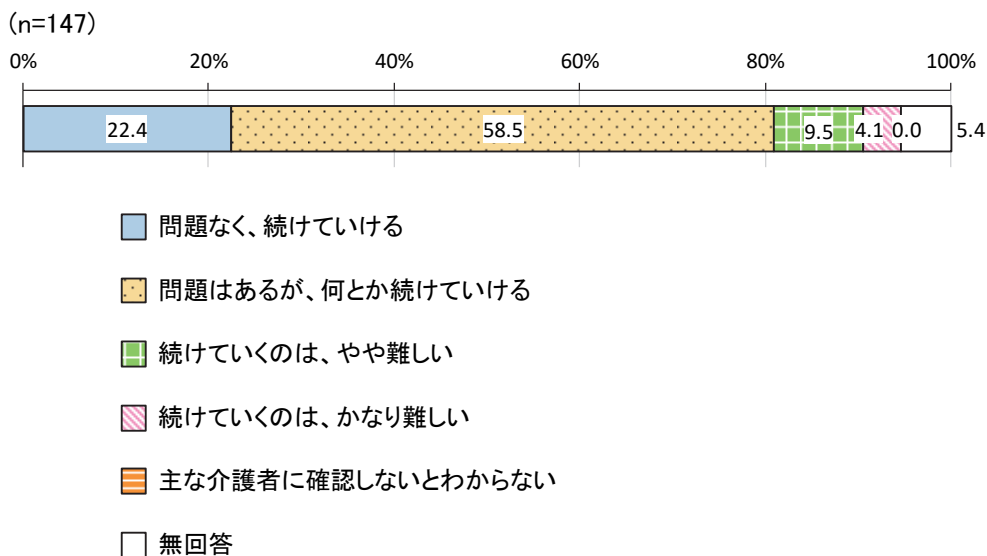
① (要介護認定者本人への調査) 家族や親族からの介護の頻度について

家族や親族からの介護の頻度については、「ない」が33.1%となっている一方、「ほぼ毎日ある」～「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」を合計した、『ある』は60.9%となっています。



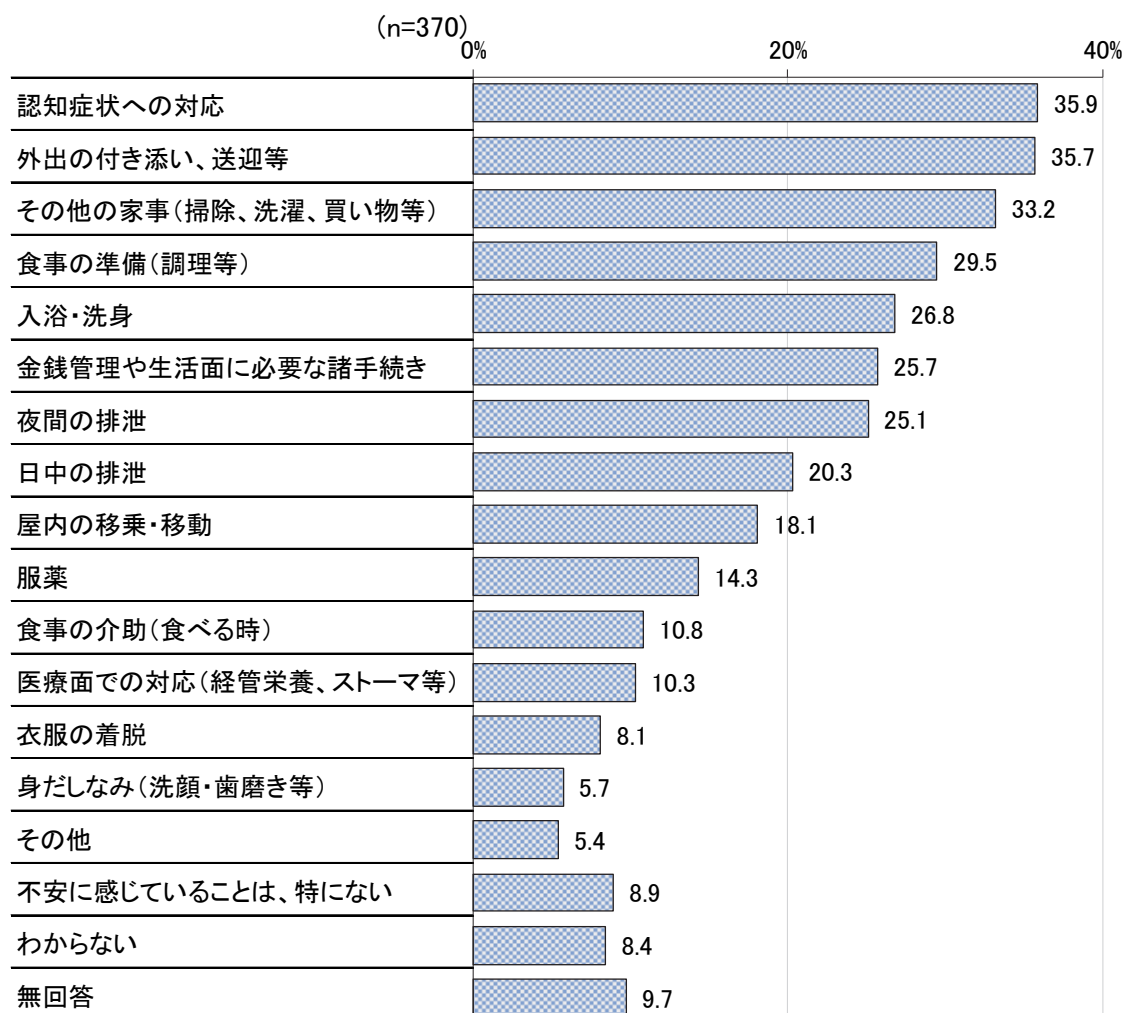
② (主な介護者のうち、フルタイム又はパートタイムで勤務している方への調査) 今後も働きながら介護を続けていくか

今後も働きながら介護を続けていくかについては、「問題なく、続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」を合計した『続けていける』は80.9%、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合計した『難しい』は13.6%となっています。



③（主な介護者への調査）現在の生活を継続していくにあたって、不安に感じる介護等について

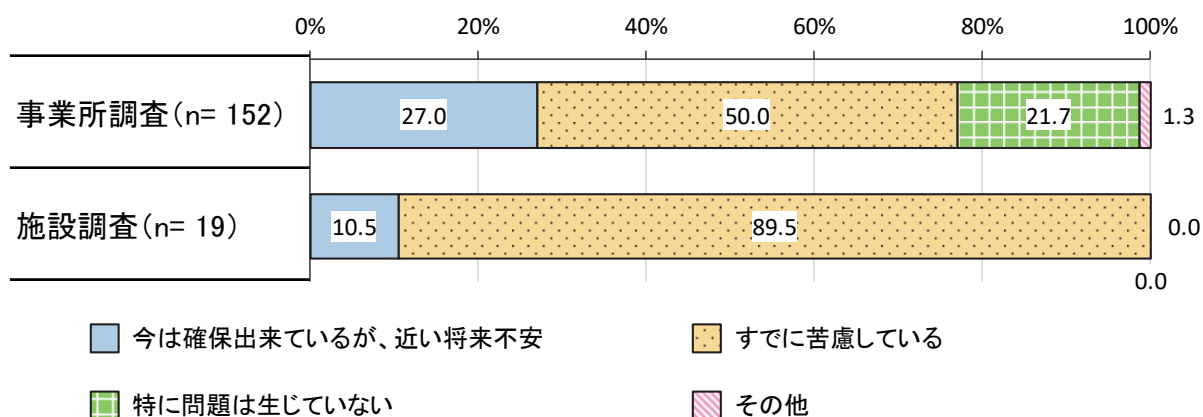
現在の生活を継続していくにあたって、不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が35.9%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」(35.7%)、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」(33.2%)となっています。



(3) 事業所調査・施設調査

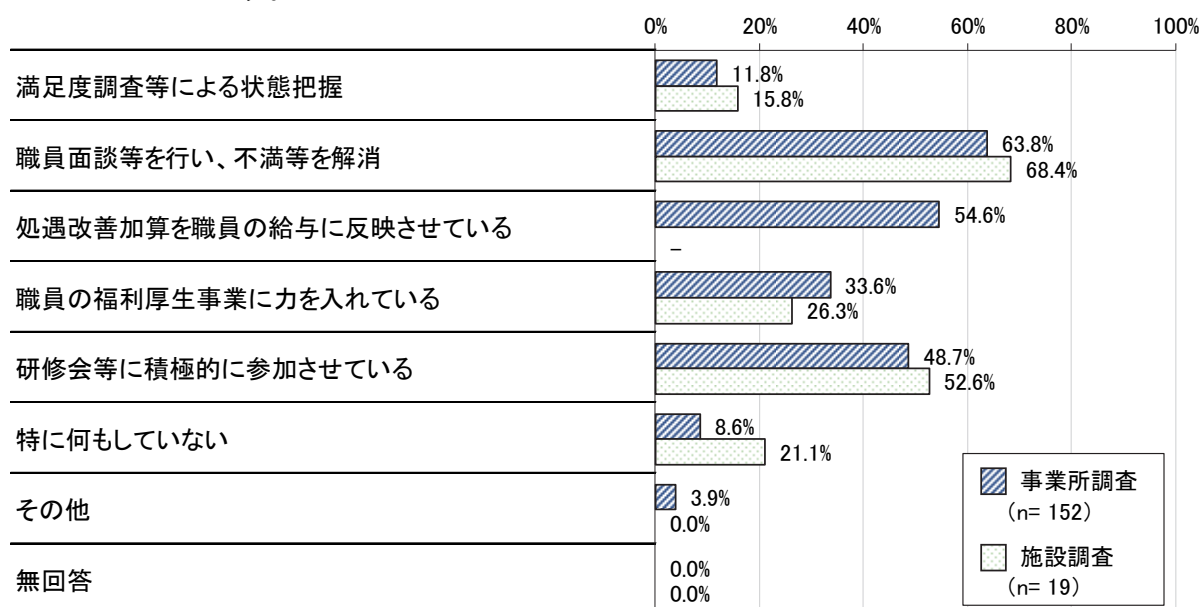
①職員確保の状況について

事業所、施設における職員の確保状況については、どちらも「すでに苦慮している」が最も高くなっており、それぞれ50.0%、89.5%となっています。



②職員の離職防止のための工夫について

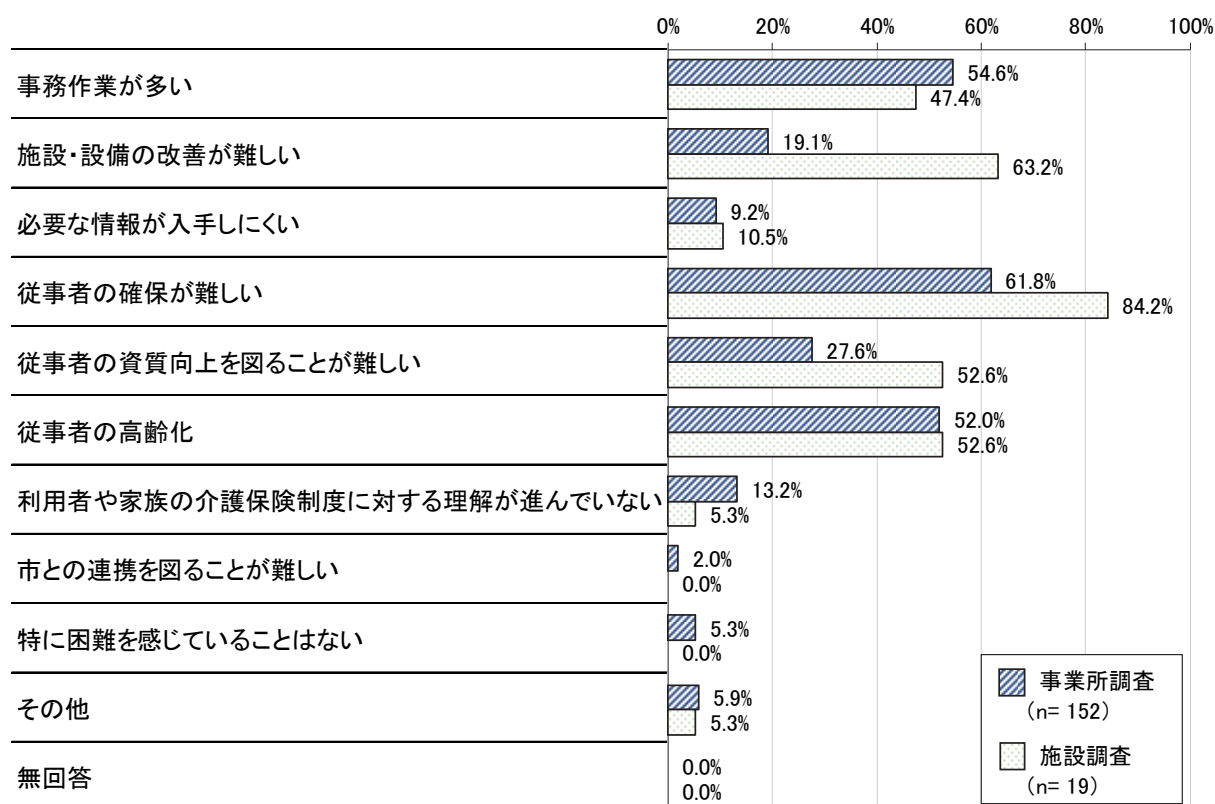
事業所、施設における職員の離職防止のための工夫について、どちらも「職員面談等を行い、不満等を解消」が最も高くなっており、それぞれ63.8%、68.4%となっています。



※施設調査では、市内全ての施設が処遇改善加算を算定しているため、「処遇改善加算を職員の給与に反映させている」を選択肢から除いています。

③事業運営上の困難について

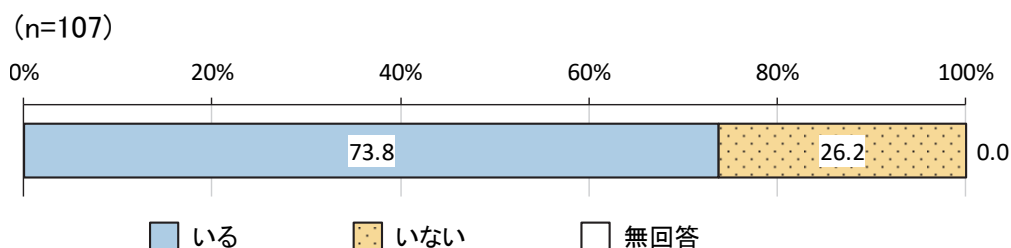
事業所、施設における事業運営上の困難については、どちらも「従事者の確保が難しい」が最も高くなっており、それぞれ 61.8%、84.2%となっています。



(4) ケアマネジャー調査

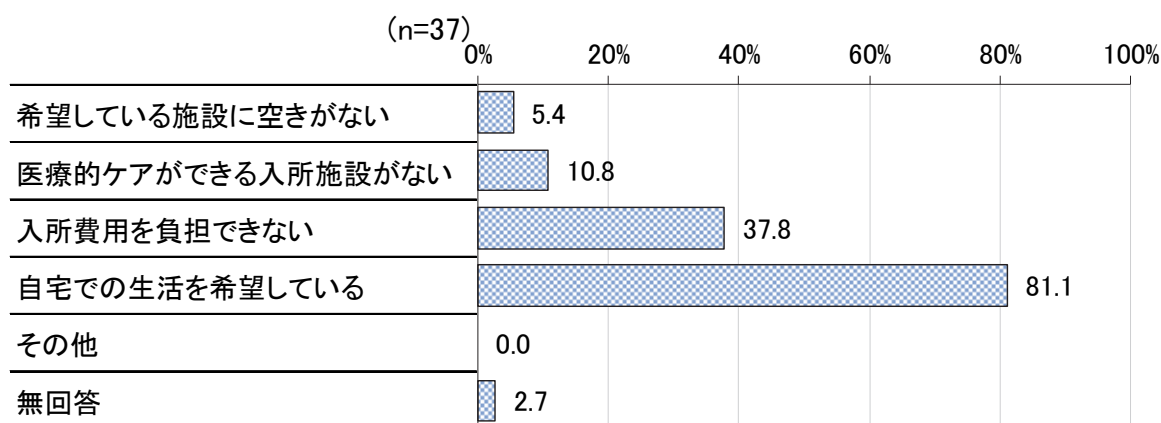
①自宅での生活が難しくなっている方の有無について

ケアプランを作成している方で、自宅での生活が難しくなっている方の有無については、「いる」が73.8%、「いない」が26.2%となっています。



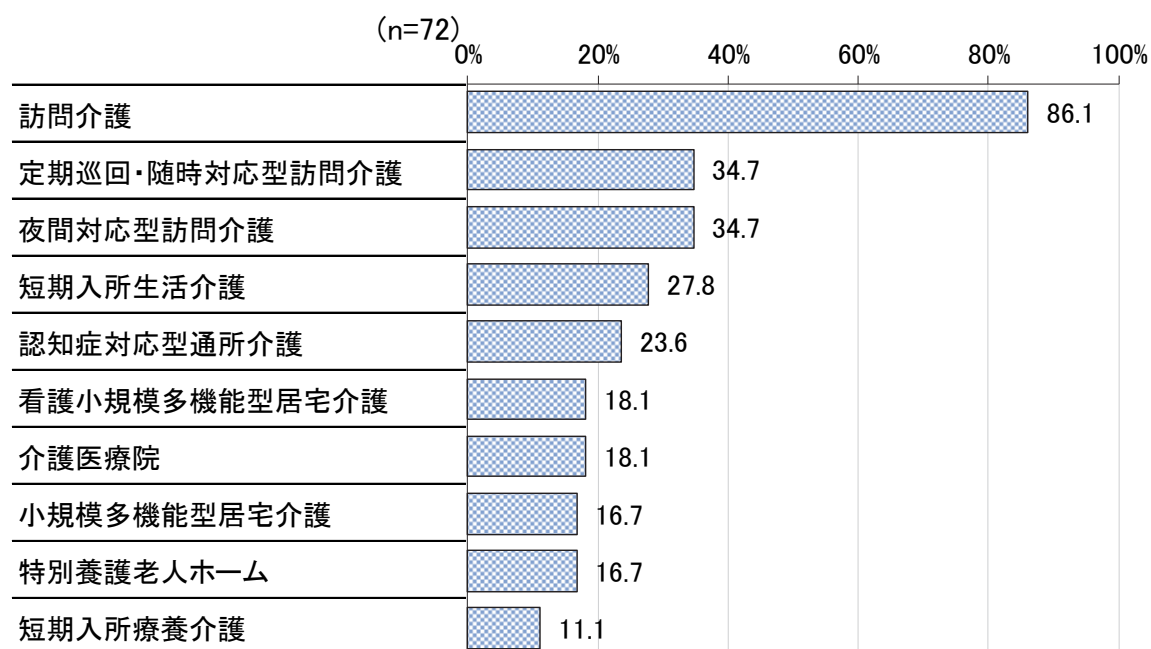
②自宅での生活が難しく、施設入所は検討していない方の理由について

自宅での生活が難しくなっている方の、施設入所を検討していない理由については、「自宅での生活を希望している」が81.1%と最も高く、次いで「入所費用を負担できない」(37.8%)、「医療的ケアができる入所施設がない」(10.8%)となっています。



③不足していると感じるサービスについて（上位10項目）

利用者が希望しているが、不足していると感じるサービスの上位は「訪問介護」が86.1%と最も高く、次いで「定期巡回・随時対応型訪問介護」「夜間対応型訪問介護」(各34.7%)、「短期入所生活介護」(27.8%)、「認知症対応型通所介護」(23.6%)と続いています。



第3章 介護保険利用における現状

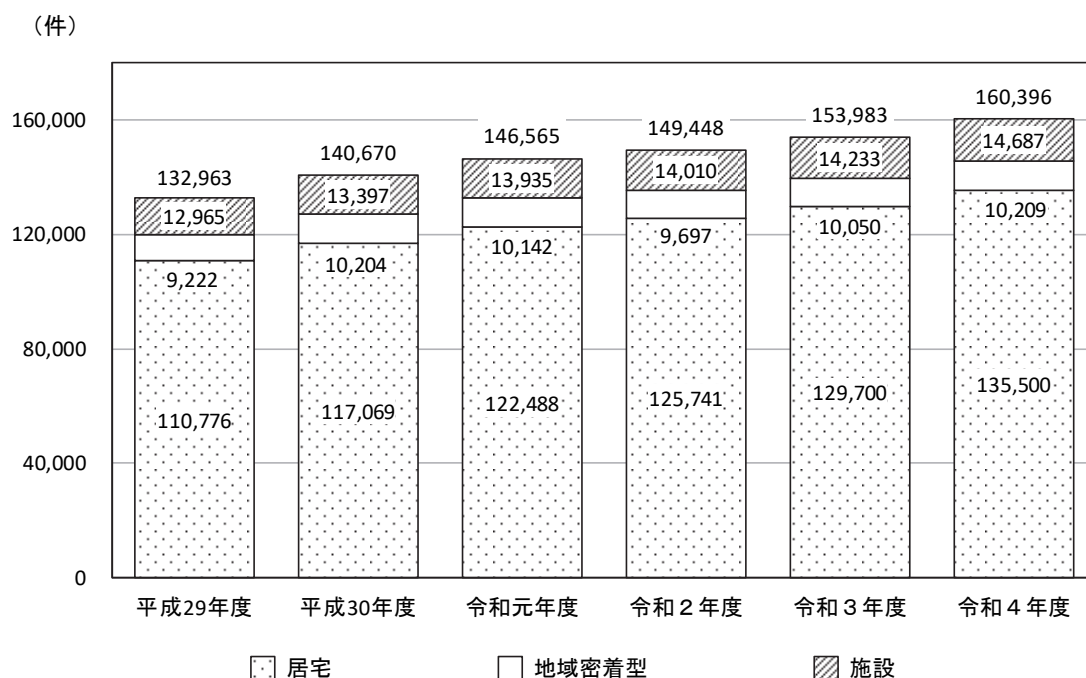
第1節 介護保険サービス利用件数と給付費の推移

1 介護給付の利用件数の推移

介護給付の利用件数の推移をみると、居宅サービスでは、平成29年度の110,776件から令和4年度の135,500件と24,724件増加しています。

地域密着型サービスでは、平成29年度の9,222件から令和4年度の10,209件と987件増加しています。

施設サービスでは、平成29年度の12,965件から令和4年度の14,687件と1,722件増加しています。



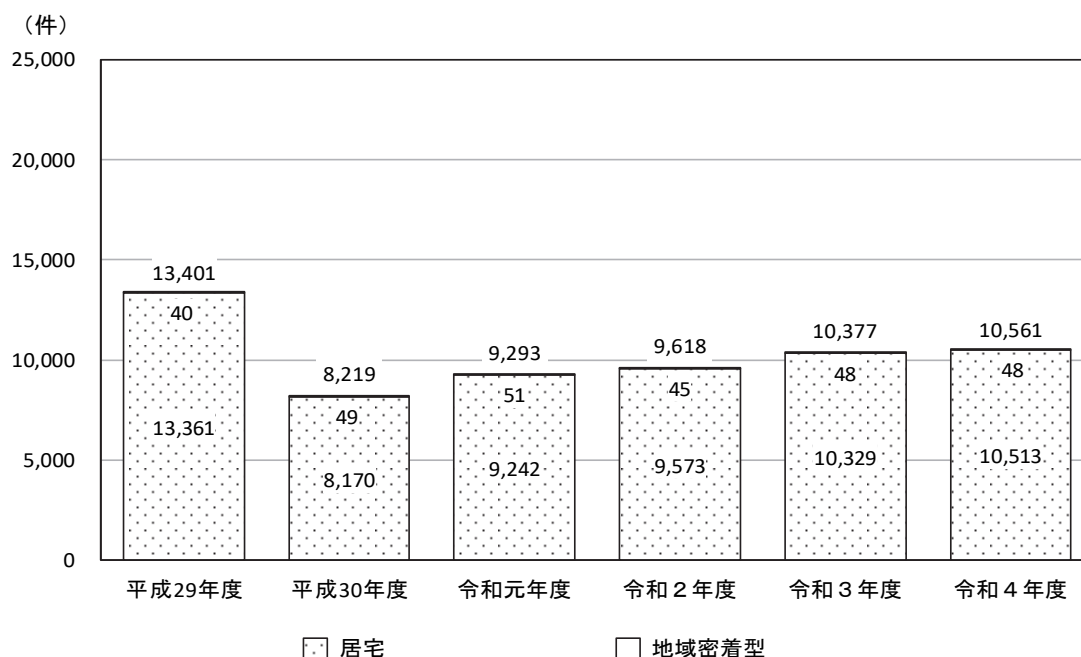
単位：件

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
居宅	110,776	117,069	122,488	125,741	129,700	135,500
地域密着型	9,222	10,204	10,142	9,697	10,050	10,209
施設	12,965	13,397	13,935	14,010	14,233	14,687
合計	132,963	140,670	146,565	149,448	153,983	160,396

2 介護予防給付の利用件数の推移

介護予防給付の利用件数の推移をみると、居宅サービスでは、平成30年度に大きく減少しており、8,219件となっています。これは、従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことが要因と考えられます。その後、平成30年度以降は利用件数が増加傾向となっています。

地域密着型介護予防サービスでは、平成29年度の40件から令和4年度の48件と概ね横ばいとなっています。



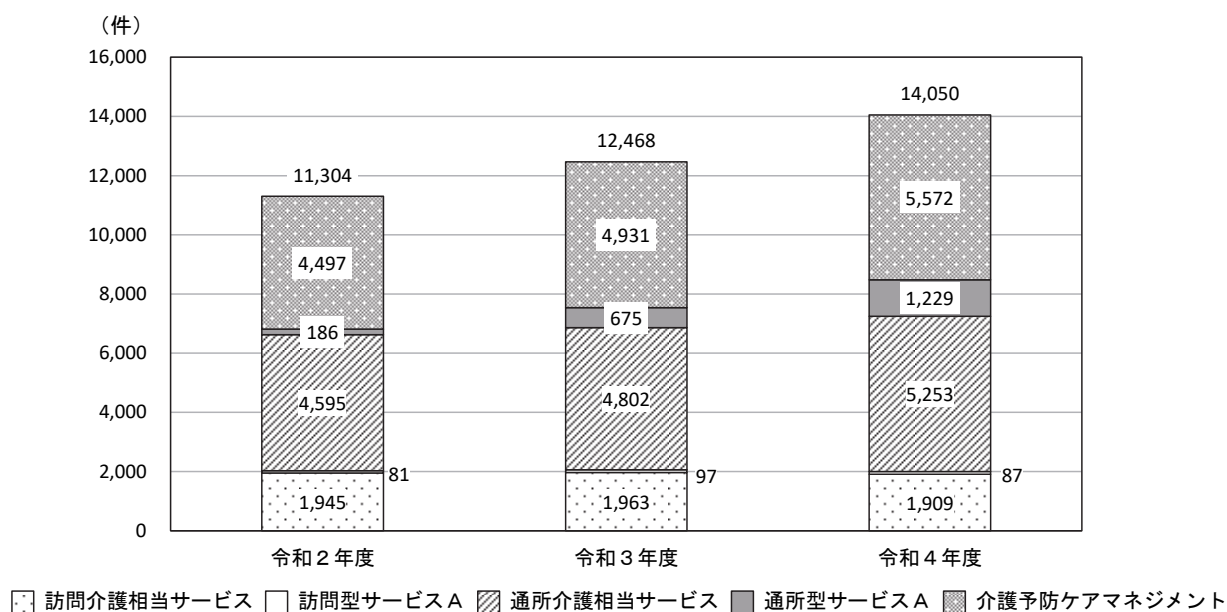
単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
居宅	13,361	8,170	9,242	9,573	10,329	10,513
地域密着型	40	49	51	45	48	48
合計	13,401	8,219	9,293	9,618	10,377	10,561

3 介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用件数の推移

介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用件数の合計は、令和2年度の11,304件から令和4年度の14,050件と約3千件増加しています。

このうち、令和元年度末に市内で最初の事業所が開設された通所型サービスAについては、その後の事業所数の増加もあって、利用件数が令和2年度の186件から令和4年度の1,229件と大きく増加しています。



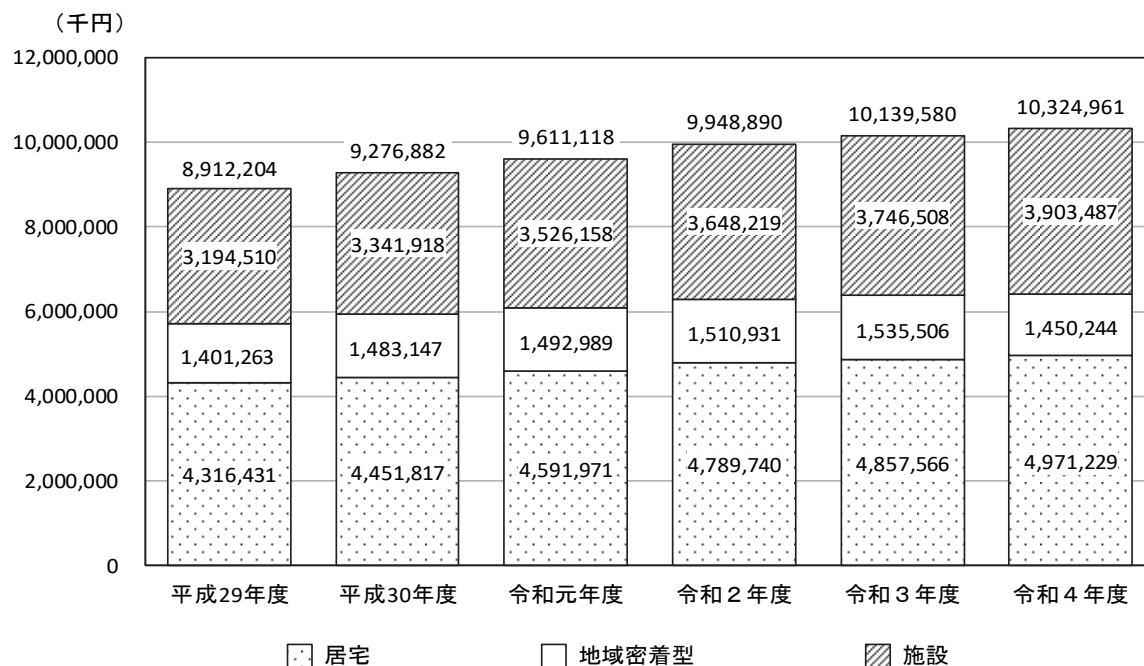
単位: 件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護相当サービス	1,945	1,963	1,909
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	81	97	87
通所介護相当サービス	4,595	4,802	5,253
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	186	675	1,229
介護予防ケアマネジメント	4,497	4,931	5,572
合計	11,304	12,468	14,050

4 介護保険サービス給付費の推移

介護給付費の合計は、平成29年度の約89億円から令和4年度の約103億円と、約14億円増加しています。

いずれのサービスも増加しており、施設サービスの増加が最も大きくなっています。

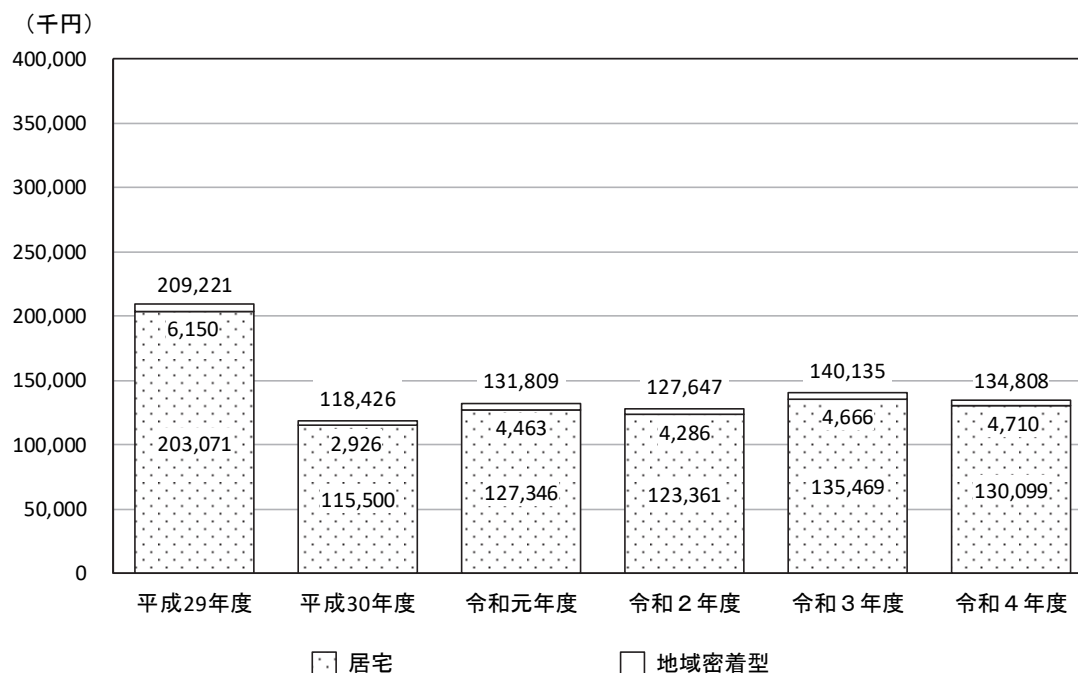


単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
居宅	4, 316, 431	4, 451, 817	4, 591, 971	4, 789, 740	4, 857, 566	4, 971, 229
地域密着型	1, 401, 263	1, 483, 147	1, 492, 989	1, 510, 931	1, 535, 506	1, 450, 244
施設	3, 194, 510	3, 341, 918	3, 526, 158	3, 648, 219	3, 746, 508	3, 903, 487
合計	8, 912, 204	9, 276, 882	9, 611, 118	9, 948, 890	10, 139, 580	10, 324, 961

5 介護予防サービス給付費の推移

介護予防給付費の合計は、平成29年度の約2億1千万円から平成30年度の約1億2千万円と、約9千万円減少しています。これは、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことが要因と考えられます。その後、平成30年以降は推移が概ね横ばいとなっています。



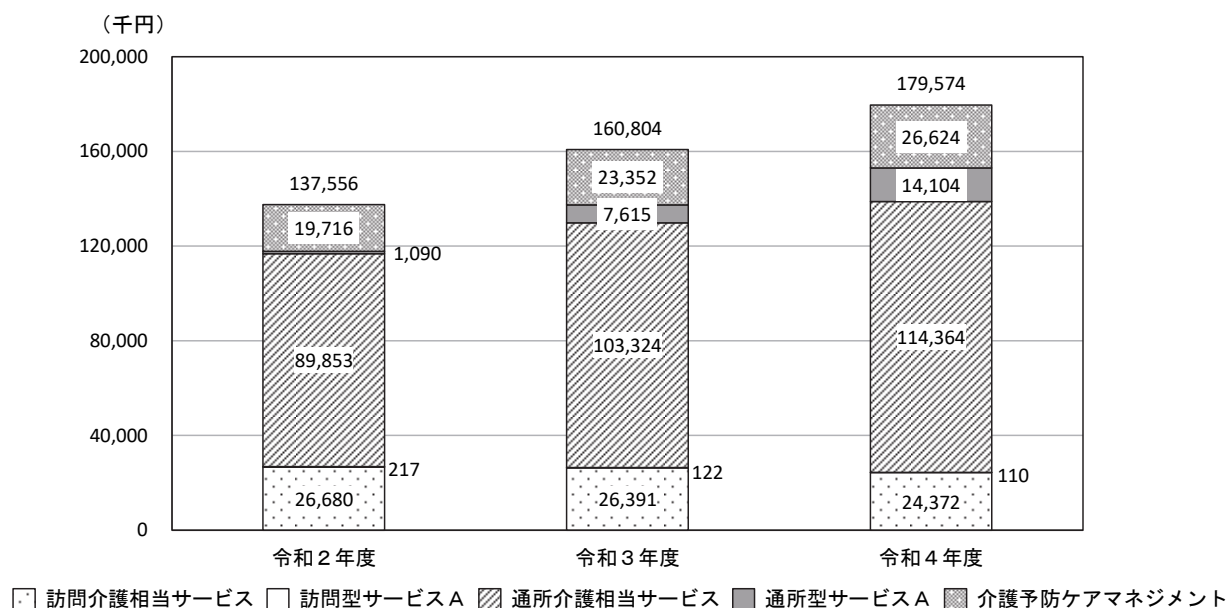
単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
居宅	203,071	115,500	127,346	123,361	135,469	130,099
地域密着型	6,150	2,926	4,463	4,286	4,666	4,710
合計	209,221	118,426	131,809	127,647	140,135	134,808

6 介護予防・日常生活支援総合事業サービス給付費の推移

介護予防・日常生活支援総合事業サービス給付費の合計は、令和2年度の約1億3千8百万円から令和4年度の約1億8千万円と、約4千万円増加しています。

このうち、令和元年度末に市内で最初の事業所が開設された通所型サービスAについては、その後の事業所数の増加もあって、令和2年度の約百万円から令和4年度の1千4百万円と大きく増加しています。



単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護相当サービス	26,680	26,391	24,372
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	217	122	110
通所介護相当サービス	89,853	103,324	114,364
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	1,090	7,615	14,104
介護予防ケアマネジメント	19,716	23,352	26,624
合計	137,556	160,804	179,574

7 介護保険事業所数

市内の介護保険サービス提供事業者は、令和5年4月現在 282 事業所となっています。

サービス種別や所在地域については、次の表のとおりです。

(単位：箇所)

No.	サービス種別	事業所数	日常生活圏域							
			一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和中地区	新治地区
1	居宅介護支援	45	9	4	8	11	2	6	2	3
2	訪問介護	36	5	2	9	10	6	2	1	1
3	訪問入浴介護	2	0	0	2	0	0	0	0	0
4	訪問看護	23	9	3	2	3	3	1	2	0
5	訪問リハビリテーション	6	1	1	1	2	1	0	0	0
6	通所介護（デイサービス）	31	6	2	5	7	5	2	1	3
7	通所リハビリテーション（デイケア）	13	3	2	3	1	2	2	0	0
8	短期入所生活介護（ショートステイ）	19	2	1	2	4	3	2	2	3
9	短期入所療養介護	9	1	3	2	1	1	1	0	0
10	特定施設入居者生活介護	5	3	0	0	1	0	0	1	0
11	福祉用具貸与	14	1	2	3	4	4	0	0	0
12	特定福祉用具販売	12	0	2	3	5	2	0	0	0
13	地域密着型通所介護（デイサービス）	22	5	3	3	4	1	4	1	1
14	認知症対応型通所介護	3	0	0	2	0	1	0	0	0
15	小規模多機能型居宅介護	2	1	0	1	0	0	0	0	0
16	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	12	1	1	1	2	4	1	1	1
17	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	7	1	1	1	1	0	2	1	0
18	看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	1	0	0	0	0
19	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	12	2	1	1	1	2	2	1	2
20	介護老人保健施設	7	1	2	2	0	1	1	0	0
21	介護医療院	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計		282	51	31	51	58	38	26	13	14

※1～12が居宅サービス、13～18が地域密着型サービス、19～21が施設サービスに該当します。

※訪問看護、訪問リハビリテーションは、みなし指定（医療機関）があるため、

令和4年度に給付実績のある事業所を計上しています。

※居宅療養管理指導については、医療機関、薬局のみなし指定のため記載していません。

※通院等乗降介助については、把握することができないため記載していません。

第2節 計画値と実績値との比較

1 介護給付によるサービス利用件数

介護給付によるサービス利用件数の状況をみると、特に居宅介護サービスで、実績値が計画値を超えているものが多くなっています。令和4年度の対計画比をみると、小規模多機能型居宅介護が最も高く、次いで地域密着型通所介護、短期入所療養介護（病院等）となっています。

単位：件

介護給付	令和3年度			令和4年度		
	見込み (計画書)	(年報)	比率	見込み (計画書)	年報	比率
(1) 居宅サービス						
訪問介護	10,848	11,273	103.9%	11,004	11,665	106.0%
訪問入浴介護	1,212	1,105	91.2%	1,296	1,127	87.0%
訪問看護	7,092	7,562	106.6%	7,176	8,336	116.2%
訪問リハビリテーション	1,728	1,796	103.9%	1,812	1,713	94.5%
居宅療養管理指導	8,076	7,966	98.6%	8,400	8,560	101.9%
通所介護	15,504	15,072	97.2%	15,672	15,089	96.3%
通所リハビリテーション	6,792	6,759	99.5%	6,900	6,878	99.7%
短期入所生活介護	5,136	4,230	82.4%	5,208	4,471	85.8%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	324	260	80.2%	336	187	55.7%
短期入所療養介護（病院等）	132	174	131.8%	144	178	123.6%
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	－	0	0	－
福祉用具貸与	23,748	24,417	102.8%	24,600	26,288	106.9%
福祉用具購入費	348	370	106.3%	360	392	108.9%
住宅改修費	228	250	109.6%	240	246	102.5%
特定施設入居者生活介護	1,380	1,416	102.6%	1,416	1,501	106.0%
居宅介護支援	39,312	38,751	98.6%	40,620	40,104	98.7%
計	121,860	121,401	99.6%	125,184	126,735	101.2%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	24	－	0	11	－
夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
地域密着型通所介護	3,852	4,509	117.1%	3,972	4,913	123.7%
認知症対応型通所介護	324	245	75.6%	336	213	63.4%
小規模多機能型居宅介護	252	270	107.1%	252	356	141.3%
認知症対応型共同生活介護	2,676	2,408	90.0%	2,736	2,263	82.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	－	0	0	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,064	2,076	100.6%	2,076	1,983	95.5%
複合型サービス	204	189	92.6%	216	114	52.8%
計	9,372	9,721	103.7%	9,588	9,853	102.8%
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	8,604	8,594	99.9%	8,664	8,523	98.4%
介護老人保健施設	5,856	5,445	93.0%	5,856	5,845	99.8%
介護療養型医療施設	0	0	－	0	0	－
介護医療院	0	85	－	660	202	30.6%
計	14,460	14,124	97.7%	15,180	14,570	96.0%
合計	145,692	145,246	99.7%	149,952	151,158	100.8%

2 介護給付費

介護給付費の対計画比をみると、令和4年度では小規模多機能型居宅介護、福祉用具購入費、短期入所療養介護（病院等）が特に高くなっています。

全体では、令和3年度が99.6%、令和4年度が99.0%となっており、見込値と実績値がほぼ一致しています。

単位：千円

介護給付	令和3年度			令和4年度		
	見込み (計画書)	(年報)	比率	見込み (計画書)	年報	比率
(1) 居宅サービス						
訪問介護	676,019	716,734	106.0%	684,736	751,007	109.7%
訪問入浴介護	80,379	69,385	86.3%	85,673	71,608	83.6%
訪問看護	322,260	329,477	102.2%	324,275	365,362	112.7%
訪問リハビリテーション	53,686	57,509	107.1%	56,333	54,060	96.0%
居宅療養管理指導	73,265	76,573	104.5%	76,289	80,126	105.0%
通所介護	1,240,706	1,256,612	101.3%	1,255,117	1,230,846	98.1%
通所リハビリテーション	465,076	469,209	100.9%	473,145	464,276	98.1%
短期入所生活介護	660,819	603,411	91.3%	672,151	622,990	92.7%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	24,137	24,748	102.5%	25,132	17,315	68.9%
短期入所療養介護（病院等）	21,692	30,338	139.9%	22,925	27,708	120.9%
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	317,753	335,732	105.7%	330,173	363,619	110.1%
福祉用具購入費	8,141	10,370	127.4%	8,406	11,356	135.1%
住宅改修費	22,030	23,913	108.5%	22,980	23,797	103.6%
特定施設入居者生活介護	267,496	283,765	106.1%	275,332	298,101	108.3%
居宅介護支援	574,579	569,791	99.2%	594,616	589,058	99.1%
計	4,808,038	4,857,567	101.0%	4,907,283	4,971,229	101.3%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3,944	-	0	2,982	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	206,769	258,414	125.0%	214,194	245,443	114.6%
認知症対応型通所介護	48,407	28,491	58.9%	49,203	24,922	50.7%
小規模多機能型居宅介護	40,001	53,655	134.1%	40,023	73,593	183.9%
認知症対応型共同生活介護	669,780	616,546	92.1%	685,126	570,442	83.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	534,701	535,666	100.2%	538,211	514,175	95.5%
複合型サービス	43,754	38,790	88.7%	46,786	18,688	39.9%
計	1,543,412	1,535,506	99.5%	1,573,543	1,450,245	92.2%
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	2,164,446	2,174,867	100.5%	2,181,198	2,157,873	98.9%
介護老人保健施設	1,662,832	1,538,348	92.5%	1,663,754	1,674,723	100.7%
介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-
介護医療院	0	33,292	-	102,579	70,891	69.1%
計	3,827,278	3,746,507	97.9%	3,947,531	3,903,487	98.9%
合計	10,178,728	10,139,580	99.6%	10,428,357	10,324,961	99.0%

3 介護予防給付によるサービス利用件数

介護予防給付によるサービス利用件数の状況をみると、介護予防福祉用具貸与が見込値を大きく上回っています。

全体では、令和3年度が107.8%、令和4年度が106.3%となっており、実績値が見込値を上回っています。

単位：件

介護給付	令和3年度			令和4年度		
	見込み (計画書)	(年報)	比率	見込み (計画書)	年報	比率
(1) 居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	2	－	0	1	－
介護予防訪問看護	516	584	113.2%	528	581	110.0%
介護予防訪問リハビリテーション	120	102	85.0%	132	104	78.8%
介護予防居宅療養管理指導	120	180	150.0%	132	158	119.7%
介護予防通所リハビリテーション	1,380	1,271	92.1%	1,404	1,087	77.4%
介護予防短期入所生活介護	60	27	45.0%	72	71	98.6%
介護予防短期入所療養介護	0	0	－	0	1	－
介護予防福祉用具貸与	2,748	3,138	114.2%	2,820	3,296	116.9%
介護予防福祉用具購入費	12	59	491.7%	12	46	383.3%
介護予防住宅改修費	60	86	143.3%	60	88	146.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	204	217	106.4%	204	226	110.8%
介護予防支援	4,224	4,509	106.7%	4,332	4,636	107.0%
計	9,444	10,175	107.7%	9,696	10,295	106.2%
(2) 地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	－	0	0	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	24	36	150.0%	24	37	154.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	12	12	100.0%	12	9	75.0%
計	36	48	133.3%	36	46	127.8%
合計	9,480	10,223	107.8%	9,732	10,341	106.3%

4 介護予防給付費

介護予防給付費の状況をみると、介護予防福祉用具購入費で実績値が見込値を大きく上回っています。

また、介護予防福祉用具購入費、介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護では、令和4年度の実績値が見込値を大きく上回っています。

令和3年度は全体で108.9%、令和4年度は全体で102.5%となっており、見込値を上回っています。

単位：千円

介護給付	令和3年度			令和4年度		
	見込み (計画書)	(年報)	比率	見込み (計画書)	年報	比率
(1)居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	38	-	0	11	-
介護予防訪問看護	11,187	14,206	127.0%	11,470	13,994	122.0%
介護予防訪問リハビリテーション	2,555	2,690	105.3%	2,824	2,512	89.0%
介護予防居宅療養管理指導	997	1,480	148.4%	1,095	1,492	136.3%
介護予防通所リハビリテーション	49,085	45,787	93.3%	49,886	37,793	75.8%
介護予防短期入所生活介護	667	764	114.5%	1,043	2,533	242.9%
介護予防短期入所療養介護	0	0	-	0	56	-
介護予防福祉用具貸与	19,408	22,123	114.0%	19,921	22,628	113.6%
介護予防福祉用具購入費	331	1,419	428.7%	331	1,043	315.1%
介護予防住宅改修費	5,402	10,461	193.7%	5,402	8,966	166.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	15,466	15,228	98.5%	15,474	16,848	108.9%
介護予防支援	19,663	21,273	108.2%	20,177	22,222	110.1%
計	124,761	135,469	108.6%	127,623	130,098	101.9%
(2)地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,186	1,997	168.4%	1,186	2,323	195.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,679	2,669	99.6%	2,680	2,387	89.1%
計	3,865	4,666	120.7%	3,866	4,710	121.8%
合計	128,626	140,135	108.9%	131,489	134,808	102.5%

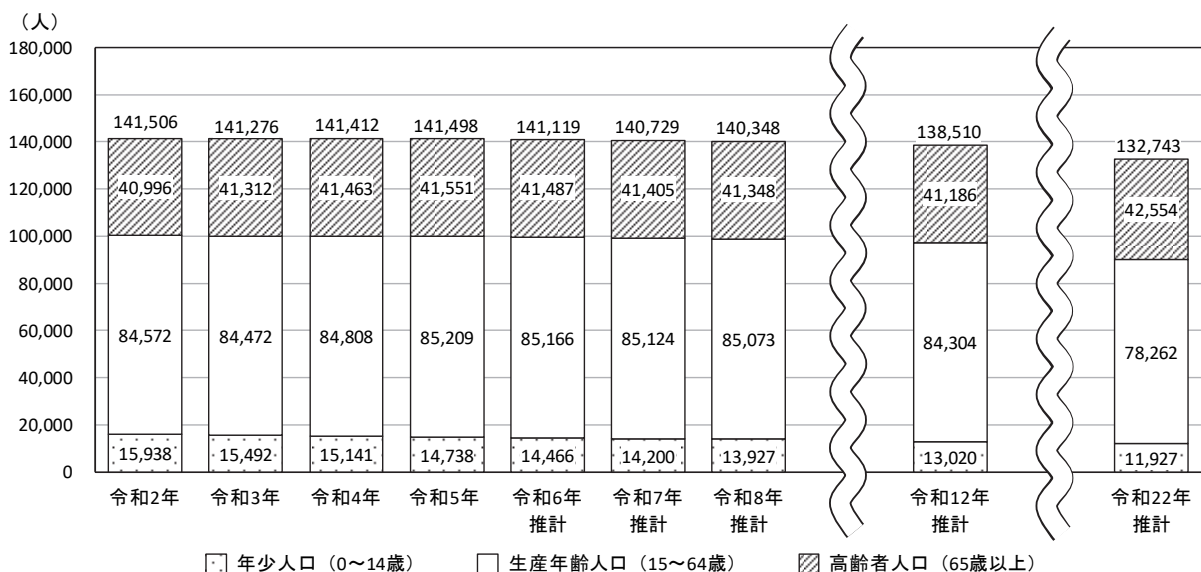
第4章 将来の高齢者像

第1節 高齢者人口の将来推計

■推計人口（年齢3区分）

住民基本台帳を基準としたコーホート変化率法※による人口推計結果では、総人口は減少傾向にあり、計画年度の令和8年には140,348人、令和12年には138,510人となっています。

高齢化率は、令和6年以降も上昇傾向にあり、令和8年には29.5%、令和12年には29.7%となっています。



資料：令和5年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）令和6年以降は推計人口

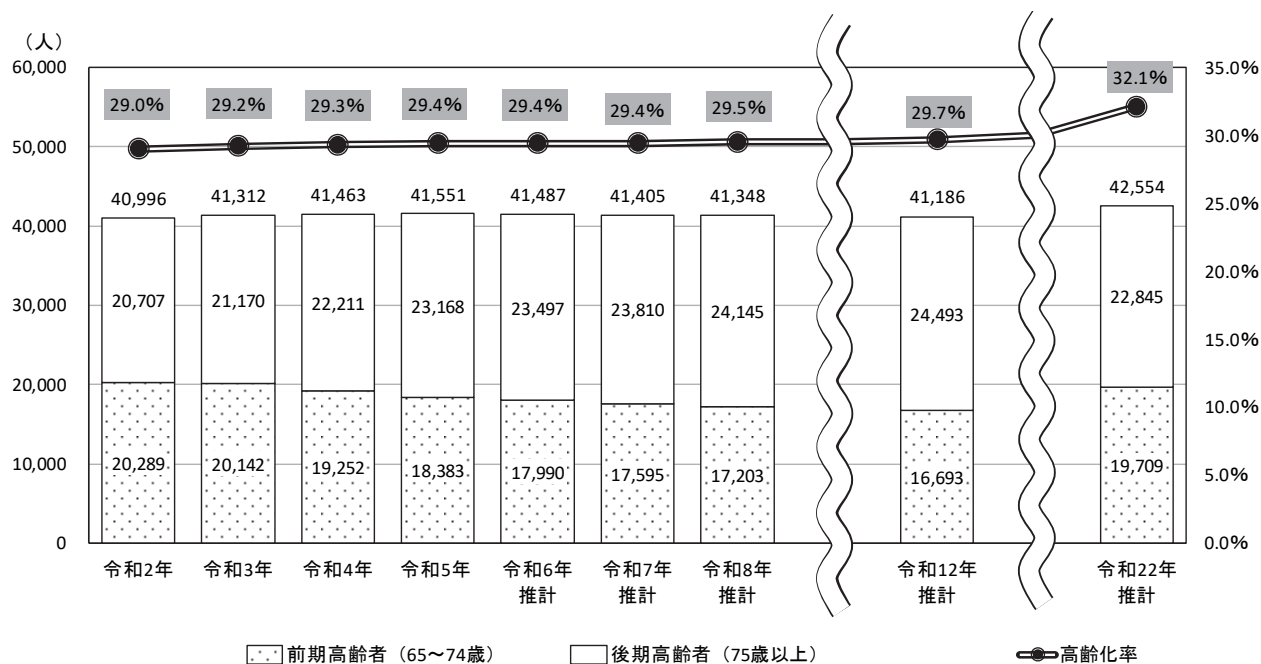
※コーホート変化率法：コーホート〔同年（又は同期間）に出生した集団〕ごとの5年間の人口増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法。

■年齢3区分人口の推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年推計	令和7年推計	令和8年推計	令和12年推計	令和22年推計
年少人口（0～14歳）	15,938	15,492	15,141	14,738	14,466	14,200	13,927	13,020	11,927
	11.3%	11.0%	10.7%	10.4%	10.3%	10.1%	9.9%	9.4%	9.0%
生産年齢人口（15～64歳）	84,572	84,472	84,808	85,209	85,166	85,124	85,073	84,304	78,262
	59.8%	59.8%	60.0%	60.2%	60.4%	60.5%	60.6%	60.9%	59.0%
高齢者人口（65歳以上）	40,996	41,312	41,463	41,551	41,487	41,405	41,348	41,186	42,554
	29.0%	29.2%	29.3%	29.4%	29.4%	29.4%	29.5%	29.7%	32.1%
総人口	141,506	141,276	141,412	141,498	141,119	140,729	140,348	138,510	132,743

※令和5年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）令和6年以降は推計

■推計人口（高齢者人口）



■高齢者人口比率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年推計	令和7年推計	令和8年推計	令和12年推計	令和22年推計
前期高齢者（65～74歳）	20,289	20,142	19,252	18,383	17,990	17,595	17,203	16,693	19,709
	49.5%	48.8%	46.4%	44.2%	43.4%	42.5%	41.6%	40.5%	46.3%
後期高齢者（75歳以上）	20,707	21,170	22,211	23,168	23,497	23,810	24,145	24,493	22,845
	50.5%	51.2%	53.6%	55.8%	56.6%	57.5%	58.4%	59.5%	53.7%
高齢者人口	40,996	41,312	41,463	41,551	41,487	41,405	41,348	41,186	42,554

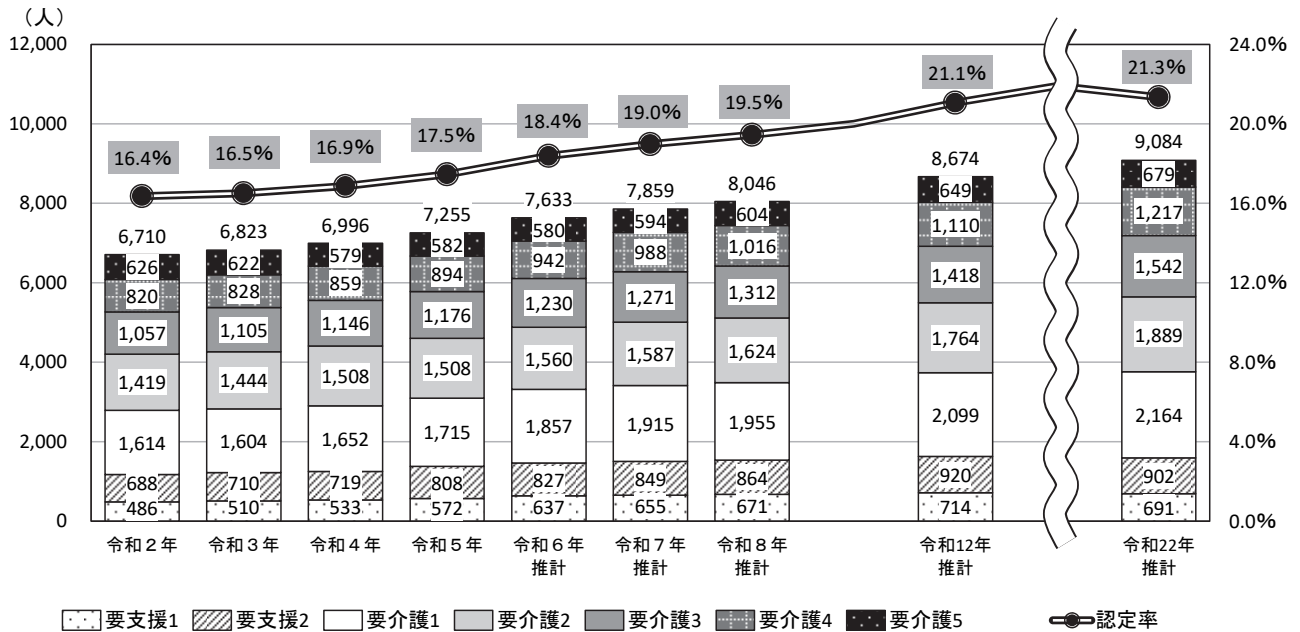
※令和5年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）令和6年以降は推計

第2節 要支援・要介護認定者の将来推計

地域包括ケア「見える化システム」による推計では、認定者数は令和8年には8,046人、令和12年には8,674人となっています。

また、認定率は令和8年に19.5%、令和12年に21.1%となっています。

■要介護認定者の将来推計



※認定率は第1号被保険者の認定者数を65歳以上高齢者人口で除した数値

単位: 人

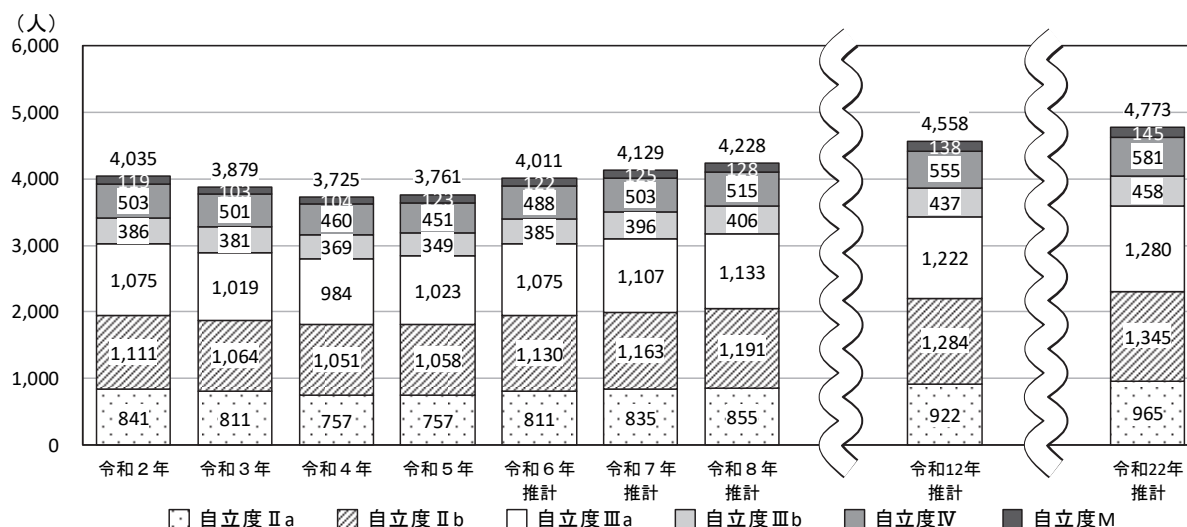
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年推計	令和7年推計	令和8年推計	令和12年推計	令和22年推計
要支援1	486 7.2%	510 7.5%	533 7.6%	572 7.9%	637 8.3%	655 8.3%	671 8.3%	714 8.2%	691 7.6%
要支援2	688 10.3%	710 10.4%	719 10.3%	808 11.1%	827 10.8%	849 10.8%	864 10.7%	920 10.6%	902 9.9%
小計	1,174 17.5%	1,220 17.9%	1,252 17.9%	1,380 19.0%	1,464 19.2%	1,504 19.1%	1,535 19.1%	1,634 18.8%	1,593 17.5%
要介護1	1,614 24.1%	1,604 23.5%	1,652 23.6%	1,715 23.6%	1,857 24.3%	1,915 24.4%	1,955 24.3%	2,099 24.2%	2,164 23.8%
要介護2	1,419 21.1%	1,444 21.2%	1,508 21.6%	1,508 20.8%	1,560 20.4%	1,587 20.2%	1,624 20.2%	1,764 20.3%	1,889 20.8%
要介護3	1,057 15.8%	1,105 16.2%	1,146 16.4%	1,176 16.2%	1,230 16.1%	1,271 16.2%	1,312 16.3%	1,418 16.3%	1,542 17.0%
要介護4	820 12.2%	828 12.1%	859 12.3%	894 12.3%	942 12.3%	988 12.6%	1,016 12.6%	1,110 12.8%	1,217 13.4%
要介護5	626 9.3%	622 9.1%	579 8.3%	582 8.0%	580 7.6%	594 7.6%	604 7.5%	649 7.5%	679 7.5%
小計	5,536 82.5%	5,603 82.1%	5,744 82.1%	5,875 81.0%	6,169 80.8%	6,355 80.9%	6,511 80.9%	7,040 81.2%	7,491 82.5%
合計	6,710	6,823	6,996	7,255	7,633	7,859	8,046	8,674	9,084

第3節 認知症高齢者の将来推計

令和2年から令和5年までの認知症高齢者の平均出現率を要介護認定の将来推計値に乗じて、将来の認知症高齢者数を推計しました。

これをみると、今後も認知症高齢者は増加傾向となり、令和8年では、4,228人、令和12年では4,558人になるものと推計されます。

■認知症高齢者の将来推計



単位: 人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年推計	令和7年推計	令和8年推計	令和12年推計	令和22年推計
介護認定者数	6,710	6,823	6,996	7,255	7,633	7,859	8,046	8,674	9,084
認知症認定者数	自立度Ⅱa	841	811	757	811	835	855	922	965
	自立度Ⅱb	1,111	1,064	1,051	1,058	1,130	1,163	1,284	1,345
	自立度Ⅲa	1,075	1,019	984	1,023	1,075	1,133	1,222	1,280
	自立度Ⅲb	386	381	369	349	385	396	437	458
	自立度Ⅳ	503	501	460	451	488	503	555	581
	自立度Ⅴ	119	103	104	123	122	125	138	145
認知症認定者数合計	4,035	3,879	3,725	3,761	4,011	4,129	4,228	4,558	4,773
要介護認定者数に対する割合	60.1%	56.9%	53.2%	51.8%	52.5%	52.5%	52.5%	52.5%	52.5%

第5章 日常生活圏域について

第1節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の設定の必要性

- ①介護保険事業計画は、地域の実情に応じて利用者の日常生活圏域を設定し、この圏域単位に整備すべきサービスの種類と量を定める必要があります。
- ②地域密着型サービスや介護予防を含めた地域における包括的かつ継続的なサービス提供という方向性を踏まえ、次の方針に基づいて、圏域単位でサービスの基盤整備を推進します。
 - ア 「日常生活圏域」を基本的な単位とする。
 - イ 「多様な地域特性」を尊重する。
 - ウ 当該地域における人的・物的資源を最大限活用する。
 - エ 有機的連携をもったサービスを基本とする。

2 本計画における日常生活圏域

第9次土浦市総合計画における地域づくりの方針、本市における地域包括ケアシステム構築の経緯及びその実施状況等を踏まえて、本計画における日常生活圏域は、中学校区を単位とする8地区と定めています。

3 日常生活圏域別人口

単位：人

地区名	一中	二中	三中	四中	五中	六中	都和中	新治	市全体
人口	20,088	16,588	26,143	23,840	18,622	15,076	13,430	7,711	141,498
0～14歳	1,825	1,852	2,890	2,245	2,329	1,362	1,539	696	15,141
	9.1%	11.2%	11.1%	9.4%	12.5%	9.0%	11.5%	9.0%	10.7%
15～64歳	12,385	10,606	15,554	14,344	11,619	8,602	7,910	4,189	85,209
	61.7%	63.9%	59.5%	60.2%	62.4%	57.1%	58.9%	54.3%	60.2%
65歳以上	5,878	4,130	7,699	7,251	4,674	5,112	3,981	2,826	41,551
	29.3%	24.9%	29.4%	30.4%	25.1%	33.9%	29.6%	36.6%	29.4%
前期高齢者	2,562	1,807	3,289	3,286	2,322	2,072	1,711	1,334	18,383
	12.8%	10.9%	12.6%	13.8%	12.5%	13.7%	12.7%	17.3%	13.0%
後期高齢者	3,316	2,323	4,410	3,965	2,352	3,040	2,270	1,492	23,168
	16.5%	14.0%	16.9%	16.6%	12.6%	20.2%	16.9%	19.3%	16.4%

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

4 日常生活圏域別要支援・要介護認定者数

単位：人

	一中	二中	三中	四中	五中	六中	都和中	新治	合計
要支援 1	76	52	80	125	52	83	57	35	560
	7.0%	6.9%	6.1%	10.2%	6.7%	9.4%	8.7%	6.8%	7.8%
要支援 2	152	82	140	122	79	94	77	50	796
	14.0%	10.9%	10.7%	9.9%	10.2%	10.7%	11.8%	9.7%	11.1%
小計	228	134	220	247	131	177	134	85	1,356
	21.0%	17.9%	16.8%	20.1%	16.9%	20.1%	20.6%	16.5%	18.8%
要介護 1	259	185	298	297	193	217	146	107	1,702
	23.9%	24.7%	22.7%	24.2%	24.9%	24.6%	22.4%	20.8%	23.7%
要介護 2	220	156	286	248	161	172	134	123	1,500
	20.3%	20.8%	21.8%	20.2%	20.8%	19.5%	20.6%	23.9%	20.8%
要介護 3	171	121	219	189	140	139	87	103	1,169
	15.8%	16.1%	16.7%	15.4%	18.1%	15.8%	13.3%	20.0%	16.2%
要介護 4	127	81	184	156	83	97	95	53	876
	11.7%	10.8%	14.0%	12.7%	10.7%	11.0%	14.6%	10.3%	12.2%
要介護 5	79	73	106	90	66	79	56	43	592
	7.3%	9.7%	8.1%	7.3%	8.5%	9.0%	8.6%	8.4%	8.2%
小計	856	616	1,093	980	643	704	518	429	5,839
	79.0%	82.1%	83.2%	79.9%	83.1%	79.9%	79.4%	83.5%	81.2%
合計	1,084	750	1,313	1,227	774	881	652	514	7,195
認定率	18.6%	17.6%	17.0%	17.0%	16.6%	17.0%	16.5%	17.7%	17.3%
第1号 被保険者数	5,703	4,161	7,603	7,084	4,548	5,081	3,883	2,845	40,908

※住所地特例者を含みません。

(令和5年4月1日現在)

※認定者数には第2号被保険者が含まれています。認定率は、第1号被保険者の認定率になります。

5 日常生活圏域別認知症高齢者数

単位：人

	一中	二中	三中	四中	五中	六中	都和中	新治	合計
自立	309	216	460	370	203	281	184	131	2,154
	28.5%	28.8%	35.0%	30.2%	26.2%	31.9%	28.2%	25.5%	29.9%
I	238	147	201	201	141	141	133	83	1,285
	22.0%	19.6%	15.3%	16.4%	18.2%	16.0%	20.4%	16.1%	17.9%
II a	114	77	138	133	64	87	76	67	756
	10.5%	10.3%	10.5%	10.8%	8.3%	9.9%	11.7%	13.0%	10.5%
II b	137	102	193	176	128	124	109	89	1,058
	12.6%	13.6%	14.7%	14.3%	16.5%	14.1%	16.7%	17.3%	14.7%
III a	154	108	144	182	138	129	82	84	1,021
	14.2%	14.4%	11.0%	14.8%	17.8%	14.6%	12.6%	16.3%	14.2%
III b	49	34	65	60	44	43	27	26	348
	4.5%	4.5%	5.0%	4.9%	5.7%	4.9%	4.1%	5.1%	4.8%
IV	63	56	86	82	45	64	26	28	450
	5.8%	7.5%	6.5%	6.7%	5.8%	7.3%	4.0%	5.4%	6.3%
M	20	10	26	23	11	12	15	6	123
	1.8%	1.3%	2.0%	1.9%	1.4%	1.4%	2.3%	1.2%	1.7%
小計	537	387	652	656	430	459	335	300	3,756
	49.5%	51.6%	49.7%	53.5%	55.6%	52.1%	51.4%	58.4%	52.2%
認定者数	1,084	750	1,313	1,227	774	881	652	514	7,195

※住所地特例者を含みません。

(令和5年4月1日現在)

●本市における日常生活圏域



第2節 日常生活圏域の現状

1 一中地区

市域の中央部に位置し、桜川に沿って東西に連なる細長い地形となっています。東部は霞ヶ浦に面し、西部は豊かな農業地帯や自然環境に恵まれた地域です。

J R土浦駅西側の市街地は、本市発祥の地として長い歴史を有し、商業・業務の中心を形成しています。長い歴史と伝統に培われ、商業やサービス業の集積度が高く、本市の発展を牽引してきた地域です。

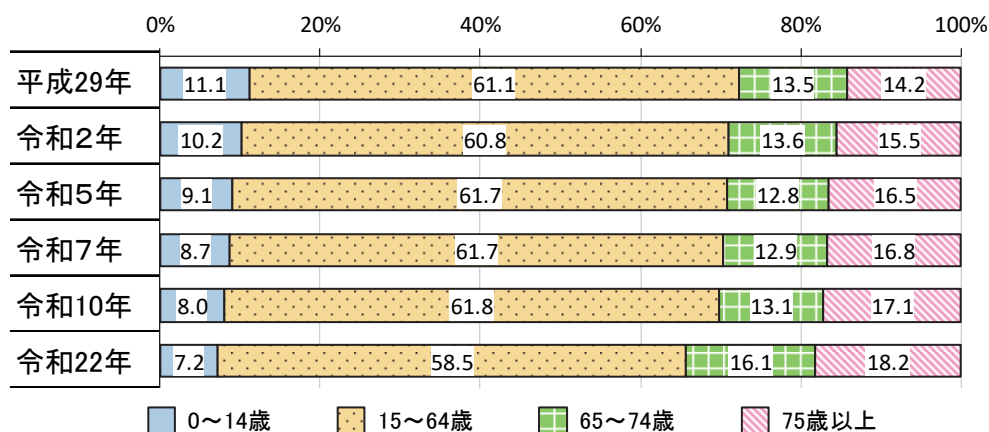
令和5年10月現在、人口は約2万人であり、うち高齢者人口が5,878人で高齢化率が29.3%となっています。

①地区の概要（令和5年10月現在）

人口	20,088人	高齢化率	29.3%	面積	1,110ヘクタール
----	---------	------	-------	----	------------

②地区の将来推計

項目	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年	令和10年	令和22年
高齢者数	5,589	5,777	5,878	5,933	6,014	6,558
前期高齢者数	2,730	2,698	2,562	2,579	2,604	3,075
後期高齢者数	2,859	3,079	3,316	3,354	3,410	3,483
高齢化率	27.7%	29.0%	29.3%	29.6%	30.2%	34.3%



③地域における介護サービス事業者（令和5年4月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	9	特定福祉用具販売	0
訪問介護	5	地域密着型通所介護（デイサービス）	5
訪問入浴介護	0	認知症対応型通所介護	0
訪問看護	9	小規模多機能型居宅介護	1
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1
通所介護（デイサービス）	6	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1
通所リハビリテーション（デイケア）	3	看護小規模多機能型居宅介護	0
短期入所生活介護（ショートステイ）	2	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	3	介護医療院	0
福祉用具貸与	1	合 計	51

2 二中地区

市域中心部の北側に位置し、低地部の市街地と北側の台地部に区分されています。低地部は歴史ある町並みを有する住居系市街地と、沿道立地型商業地などからなり、北側の台地部は、住居系市街地や沿道立地型商業地のほか、県立土浦第一高等学校、つくば国際大学などが立地し、文教地区的特性を有する地域です。

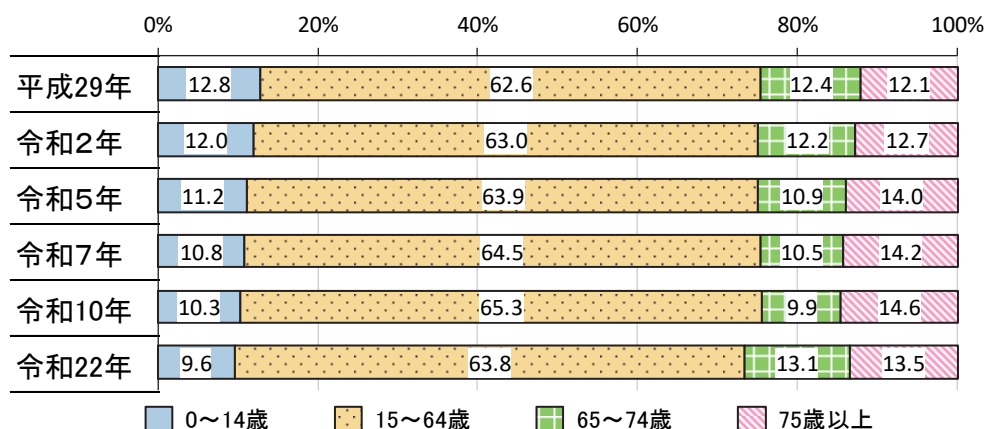
令和5年10月現在、人口は約1万6千人であり、うち高齢者人口が4,130人で高齢化率が24.9%となっています。

①地区の概要（令和5年10月現在）

人口	16,588人	高齢化率	24.9%	面積	704ヘクタール
----	---------	------	-------	----	----------

②地区の将来推計

項目	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年	令和10年	令和22年
高齢者数	3,962	4,080	4,130	4,117	4,103	4,518
前期高齢者数	2,005	2,000	1,807	1,746	1,657	2,225
後期高齢者数	1,957	2,080	2,323	2,317	2,446	2,293
高齢化率	24.6%	25.0%	24.9%	24.7%	24.4%	26.6%



③地域における介護サービス事業者（令和5年4月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	4	特定福祉用具販売	2
訪問介護	2	地域密着型通所介護（デイサービス）	3
訪問入浴介護	0	認知症対応型通所介護	0
訪問看護	3	小規模多機能型居宅介護	0
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1
通所介護（デイサービス）	2	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1
通所リハビリテーション（デイケア）	2	看護小規模多機能型居宅介護	0
短期入所生活介護（ショートステイ）	1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
短期入所療養介護	3	介護老人保健施設	2
特定施設入居者生活介護	0	介護医療院	1
福祉用具貸与	2	合 計	31

3 三中地区

市域の南部に位置し、多くは平坦な台地で、南部に乙戸川、北端には花室川が流れており、J R荒川沖駅や常磐自動車道、国道125号バイパス、国道354号線など広域交通に恵まれています。

筑波研究学園都市に近接し、住居系の利用のほか、流通・業務系の土地利用が進み、商業・業務機能が充実している地域です。

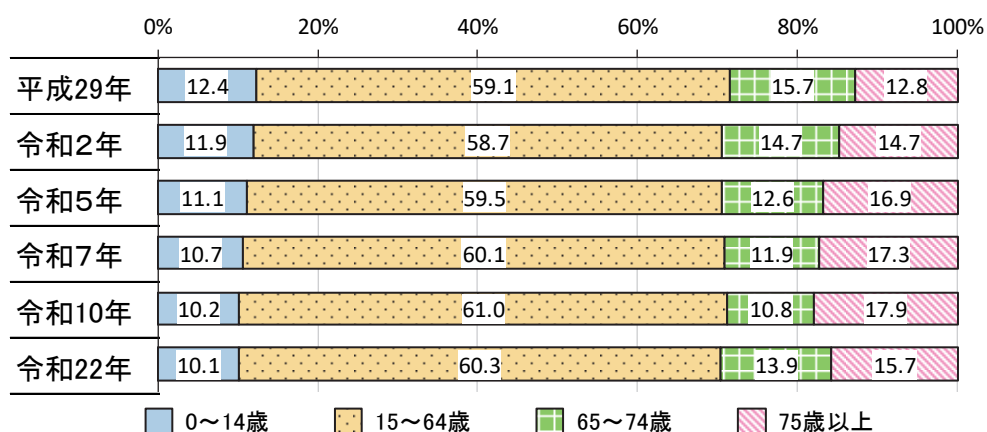
令和5年10月現在、人口は約2万6千人であり、うち高齢者人口が7,699人で高齢化率が29.4%となっています。

①地区の概要（令和5年10月現在）

人口	26,143人	高齢化率	29.4%	面積	1,170ヘクタール
----	---------	------	-------	----	------------

②地区の将来推計

項目	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年	令和10年	令和22年
高齢者数	7,358	7,590	7,699	7,659	7,599	7,988
前期高齢者数	4,058	3,800	3,289	3,115	2,853	3,757
後期高齢者数	3,300	3,790	4,410	4,544	4,746	4,231
高齢化率	28.5%	29.4%	29.4%	29.2%	28.7%	29.7%



③地域における介護サービス事業者（令和5年4月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	8	特定福祉用具販売	3
訪問介護	9	地域密着型通所介護（デイサービス）	3
訪問入浴介護	2	認知症対応型通所介護	2
訪問看護	2	小規模多機能型居宅介護	1
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1
通所介護（デイサービス）	5	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1
通所リハビリテーション（デイケア）	3	看護小規模多機能型居宅介護	0
短期入所生活介護（ショートステイ）	2	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
短期入所療養介護	2	介護老人保健施設	2
特定施設入居者生活介護	0	介護医療院	0
福祉用具貸与	3	合 計	51

4 四中地区

市域中心部の南側に位置し、台地部を挟んで北側に桜川、南側に花室川が流れています。桜川沿いの低地部は、住宅を中心に古くからの市街地が形成されています。

台地部は住宅地開発が多く進み、沿道立地型商業地が形成されており、土浦市保健センターや病院等の公共・公益機能の集積もなされています。

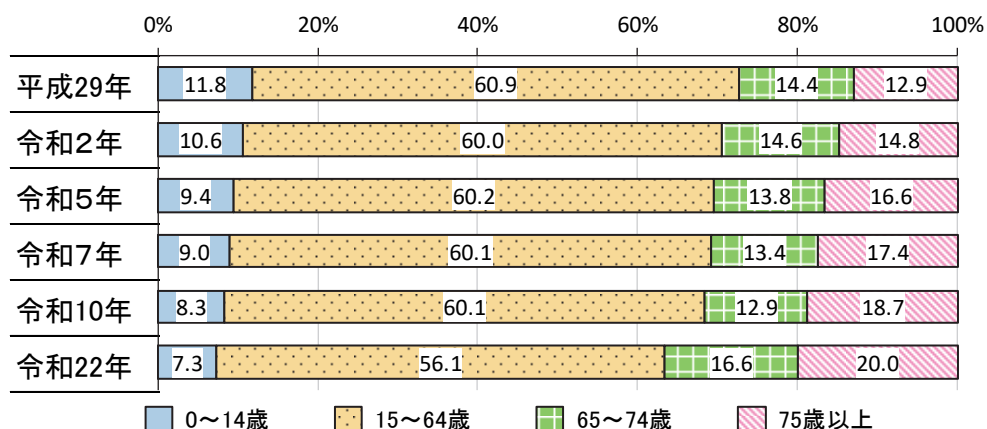
令和5年10月現在、人口は約2万4千人であり、うち高齢者人口が7,251人で高齢化率が30.4%となっています。

①地区の概要（令和5年10月現在）

人口	23,840 人	高齢化率	30.4%	面積	794 ㌥
----	----------	------	-------	----	-------

②地区の将来推計

項目	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年	令和10年	令和22年
高齢者数	6,750	7,060	7,251	7,270	7,301	7,541
前期高齢者数	3,553	3,499	3,286	3,163	2,980	3,420
後期高齢者数	3,197	3,561	3,965	4,107	4,321	4,121
高齢化率	27.3%	29.4%	30.4%	30.9%	31.6%	36.6%



③地域における介護サービス事業者（令和5年4月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	11	特定福祉用具販売	5
訪問介護	10	地域密着型通所介護（デイサービス）	4
訪問入浴介護	0	認知症対応型通所介護	0
訪問看護	3	小規模多機能型居宅介護	0
訪問リハビリテーション	2	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2
通所介護（デイサービス）	7	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1
通所リハビリテーション（デイケア）	1	看護小規模多機能型居宅介護	1
短期入所生活介護（ショートステイ）	4	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	1	介護医療院	0
福祉用具貸与	4	合 計	58

5 五中地区

市域の北東部に位置し、霞ヶ浦沿岸の低地部とその背後の丘陵地で構成された地区で、西側は大規模な工業団地があり、JR神立駅を中心に市街地が形成されています。

東側は、霞ヶ浦湖畔に全国一の生産量を誇るれんこん田、台地部は畑や平地林等まとまった樹林地を残しながら、一部地域では大規模な住宅地が造成され、市街化が進んでいます。

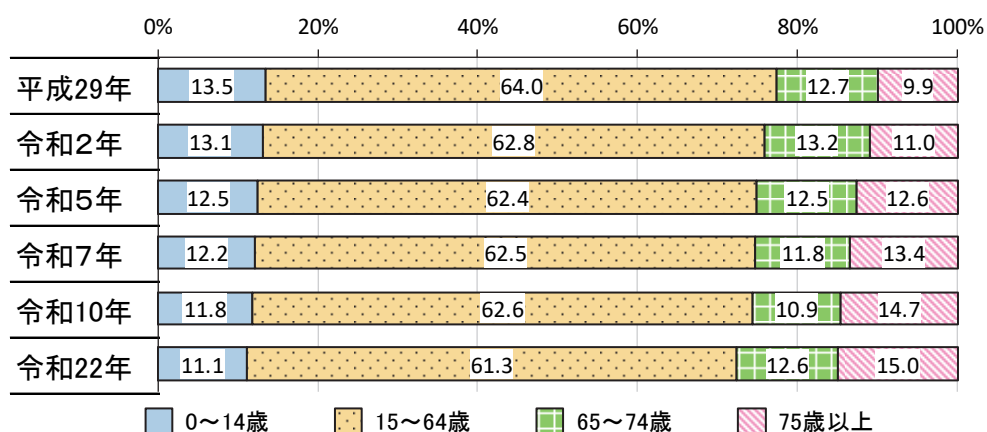
令和5年10月現在、人口は約1万9千人であり、うち高齢者人口が4,674人で高齢化率が25.1%となっています。

①地区の概要（令和5年10月現在）

人口	18,622人	高齢化率	25.1%	面積	2,275ヘクタール
----	---------	------	-------	----	------------

②地区の将来推計

項目	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年	令和10年	令和22年
高齢者数	4,114	4,450	4,674	4,705	4,757	4,984
前期高齢者数	2,311	2,423	2,322	2,204	2,029	2,275
後期高齢者数	1,803	2,027	2,352	2,501	2,728	2,709
高齢化率	22.6%	24.2%	25.1%	25.3%	25.6%	27.6%



③地域における介護サービス事業者（令和5年4月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	2	特定福祉用具販売	2
訪問介護	6	地域密着型通所介護（デイサービス）	1
訪問入浴介護	0	認知症対応型通所介護	1
訪問看護	3	小規模多機能型居宅介護	0
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4
通所介護（デイサービス）	5	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	0
通所リハビリテーション（デイケア）	2	看護小規模多機能型居宅介護	0
短期入所生活介護（ショートステイ）	3	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	0	介護医療院	0
福祉用具貸与	4	合 計	38

6 六中地区

市域の南部、ＪＲ常磐線以東に位置し、花室川を挟み北部と南部の丘陵地に分かれています。北東側の霞ヶ浦湖畔には霞ヶ浦総合公園が整備されています。台地部では住宅地開発が進み、幹線道路には沿道型商業施設が立地しています。

ＪＲ土浦駅や荒川沖駅方面からの市街化の進展により、新たな住宅地としての性格を強めている地域です。

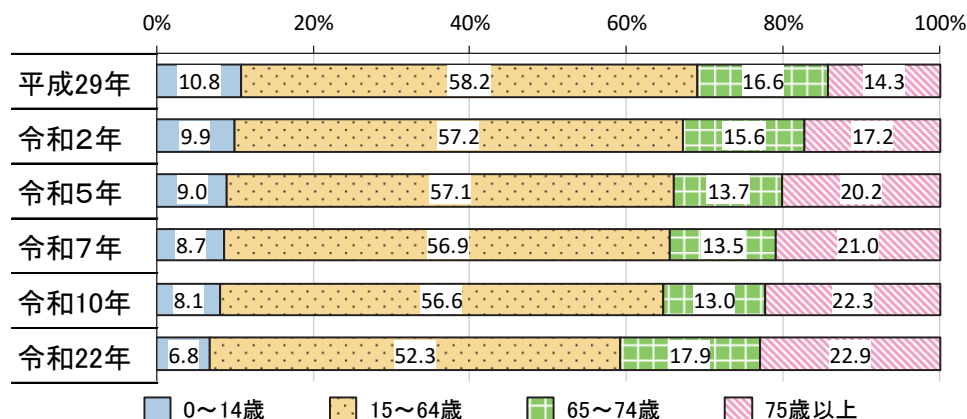
令和５年１０月現在、人口は約１万５千人であり、うち高齢者人口が５,１１２人で高齢化率が３３.９％となっています。

①地区の概要（令和５年１０月現在）

人口	15,076 人	高齢化率	33.9%	面積	815 ㌔ ²
----	----------	------	-------	----	--------------------

②地区の将来推計

項目	平成 29 年	令和 2 年	令和 5 年	令和 7 年	令和 10 年	令和 22 年
高齢者数	5,018	5,125	5,112	5,068	5,002	4,808
前期高齢者数	2,694	2,437	2,072	1,979	1,839	2,105
後期高齢者数	2,324	2,688	3,040	3,089	3,163	2,703
高齢化率	30.9%	32.8%	33.9%	34.5%	35.3%	40.8%



③地域における介護サービス事業者（令和５年４月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	6	特定福祉用具販売	0
訪問介護	2	地域密着型通所介護（デイサービス）	4
訪問入浴介護	0	認知症対応型通所介護	0
訪問看護	1	小規模多機能型居宅介護	0
訪問リハビリテーション	0	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1
通所介護（デイサービス）	2	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	2
通所リハビリテーション（デイケア）	2	看護小規模多機能型居宅介護	0
短期入所生活介護（ショートステイ）	2	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	0	介護医療院	0
福祉用具貸与	0	合 計	26

7 都和中地区

市域の北部に位置し、南側の低地、北側の天の川低地部以外は、丘陵地となっています。全域で農業的・自然的土地利用が多くなっています。

テクノパーク土浦北などに大規模な工場立地が進み、流通系及び沿道サービス系企業の進出が見られます。

常磐高速自動車道（土浦北インターチェンジ）等の交通利便性と自然環境に恵まれ、農業、工業等の特性を持っている地域です。

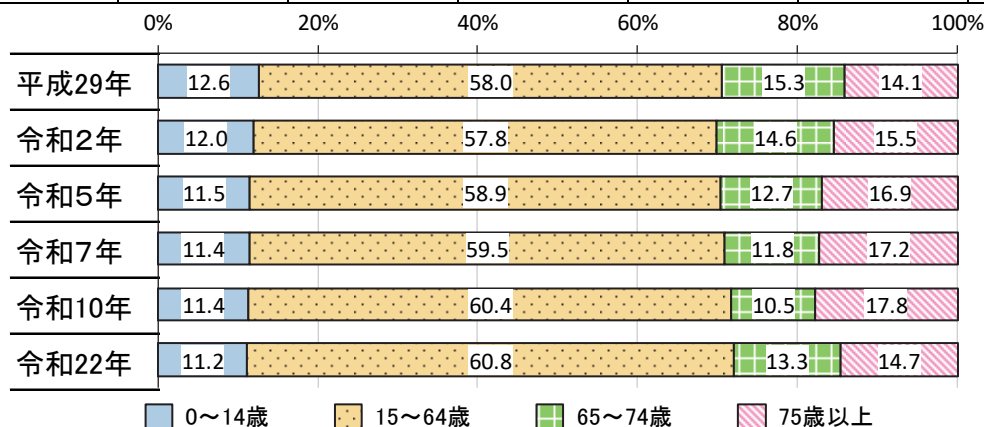
令和5年10月現在、人口は約1万3千人であり、うち高齢者人口が3,981人で高齢化率が29.6%となっています。

①地区の概要（令和5年10月現在）

人口	13,430人	高齢化率	29.6%	面積	1,318ヘクタール
----	---------	------	-------	----	------------

②地区の将来推計

項目	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年	令和10年	令和22年
高齢者数	3,960	4,032	3,981	3,906	3,794	3,788
前期高齢者数	2,056	1,954	1,711	1,589	1,406	1,804
後期高齢者数	1,904	2,078	2,270	2,317	2,388	1,984
高齢化率	29.4%	30.2%	29.6%	29.1%	28.2%	28.0%



③地域における介護サービス事業者（令和5年4月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	2	特定福祉用具販売	0
訪問介護	1	地域密着型通所介護（デイサービス）	1
訪問入浴介護	0	認知症対応型通所介護	0
訪問看護	2	小規模多機能型居宅介護	0
訪問リハビリテーション	0	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1
通所介護（デイサービス）	1	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1
通所リハビリテーション（デイケア）	0	看護小規模多機能型居宅介護	0
短期入所生活介護（ショートステイ）	2	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
短期入所療養介護	0	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	1	介護医療院	0
福祉用具貸与	0	合 計	13

8 新治地区

本地域は旧新治村の地域で、市域の北西部に位置し、北側はかすみがうら市、西側はつくば市と接しています。

筑波山麗の台地・山間部からなる広大な農村地域であり、また一部は常磐自動車道土浦北インターに隣接したアクセスの良さを基に、工業団地への企業誘致を図っている地域です。

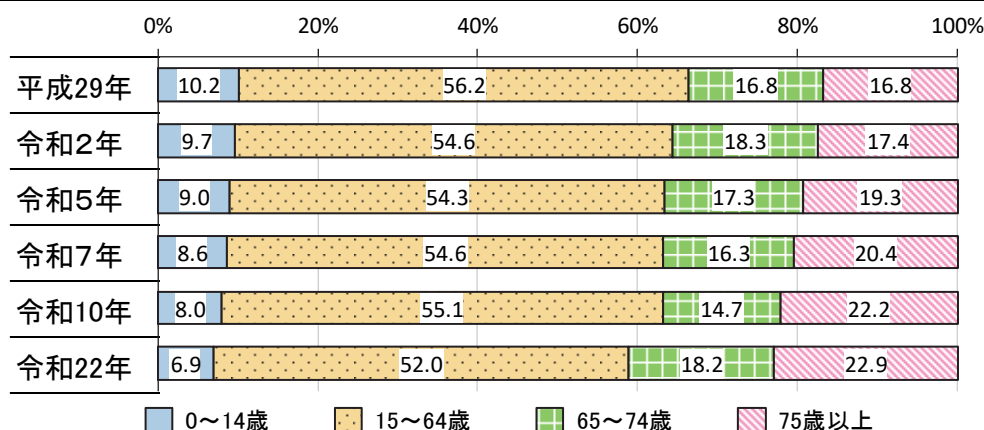
令和5年10月現在、人口は約8千人であり、うち高齢者人口が2,826人で高齢化率が36.6%となっています。

①地区の概要（令和5年10月現在）

人口	7,711人	高齢化率	36.6%	面積	3,199ヘクタール
----	--------	------	-------	----	------------

②地区の将来推計

項目	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年	令和10年	令和22年
高齢者数	2,826	2,882	2,826	2,747	2,630	2,369
前期高齢者数	1,412	1,478	1,334	1,220	1,047	1,048
後期高齢者数	1,414	1,404	1,492	1,527	1,583	1,321
高齢化率	33.6%	35.6%	36.6%	36.7%	36.9%	41.1%



③地域における介護サービス事業者（令和5年4月現在）

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	3	特定福祉用具販売	0
訪問介護	1	地域密着型通所介護（デイサービス）	1
訪問入浴介護	0	認知症対応型通所介護	0
訪問看護	0	小規模多機能型居宅介護	0
訪問リハビリテーション	0	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1
通所介護（デイサービス）	3	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	0
通所リハビリテーション（デイケア）	0	看護小規模多機能型居宅介護	0
短期入所生活介護（ショートステイ）	3	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
短期入所療養介護	0	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	0	介護医療院	0
福祉用具貸与	0	合 計	14

第3節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の状況

厚生労働省が運用している「地域包括ケア 見える化システム※」に「土浦市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果をアップロードすることによって、各リスクの判定を行っています。この資料は、「地域包括ケア 見える化システム」から算出された各リスクを整理し、グラフにしています。

※地域包括ケア 見える化システム：都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

1 総括表

【全体】

	運動器機能	栄養改善	咀嚼機能※	閉じこもり	認知症	うつ	IADL※	転倒
土浦市全体	12.2	6.8	31.0	15.5	43.8	39.0	4.9	29.7
一中地区	13.5	6.6	30.1	14.7	47.1	35.7	4.8	31.5
二中地区	12.4	8.9	31.2	17.7	41.9	36.6	4.4	31.0
三中地区	10.2	5.4	32.4	15.2	42.5	41.6	4.7	29.8
四中地区	13.3	6.3	28.0	14.5	42.5	38.3	4.1	30.9
五中地区	12.6	7.7	33.5	13.3	44.7	41.2	4.6	28.5
六中地区	10.2	7.6	30.3	15.1	44.8	38.4	5.1	27.6
都和中地区	13.3	4.8	31.9	19.6	47.8	41.0	6.9	27.3
新治地区	10.1	5.5	32.1	13.1	37.4	35.9	4.0	33.7

【男性】

	運動器機能	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
土浦市全体	3.6	1.8	14.7	5.8	19.3	15.9	2.4	12.4
一中地区	3.3	1.8	14.2	5.7	20.1	14.7	1.5	14.2
二中地区	4.0	1.2	13.4	7.2	19.6	15.5	2.0	12.6
三中地区	2.2	1.2	14.8	5.6	17.3	15.4	2.5	12.3
四中地区	3.5	1.9	13.8	5.3	18.4	15.9	2.2	11.6
五中地区	4.8	3.0	18.5	4.0	21.0	17.6	2.0	12.4
六中地区	3.3	1.5	15.3	5.1	20.7	16.6	3.0	10.7
都和中地区	4.7	1.7	13.3	7.9	20.6	15.0	3.5	12.8
新治地区	2.4	0.8	13.8	3.2	18.3	16.9	2.4	16.1

【女性】

	運動器機能	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
土浦市全体	8.6	5.0	16.3	9.7	24.5	23.1	2.5	17.3
一中地区	10.2	4.8	15.9	9.0	27.0	21.0	3.3	17.3
二中地区	8.4	7.7	17.8	10.5	22.3	21.1	2.4	18.4
三中地区	8.0	4.2	17.6	9.6	25.2	26.2	2.2	17.5
四中地区	9.8	4.4	14.2	9.2	24.1	22.4	1.9	19.3
五中地区	7.8	4.7	15.0	9.3	23.7	23.6	2.6	16.1
六中地区	6.9	6.1	15.0	10.0	24.1	21.8	2.1	16.9
都和中地区	8.6	3.1	18.6	11.7	27.2	26.0	3.4	14.5
新治地区	7.7	4.7	18.3	9.9	19.1	19.0	1.6	17.6

：圏域中最も高い

※咀嚼機能：摂取した食べ物を歯でかみ砕き飲み込むこと

※IADL：日常生活の基本動作に関連した、買い物、料理等の幅広い動作のこと

2 各圏域の特徴

(1) 男性

一中圏域：転倒リスクが高く、圏域中第2位となっています。認知症リスクは市平均を超えるものの、他の項目はいずれも市平均を下回っています。複合的なリスクに注意が必要な圏域となっています。

二中圏域：閉じこもりリスクが高く、圏域中第2位となっています。運動器機能リスクと認知症リスク、転倒リスクも市平均を超えており、活動量の減少による身体機能の低下に、注意が必要な圏域となっています。

三中圏域：咀嚼機能リスクとIADLは市平均をわずかに超えていますが、他の項目はいずれも市平均を下回っています。元気な高齢者が多い地域となっています。

四中圏域：運動器機能リスク、栄養改善リスク、うつリスクは市平均とほぼ同様で、他の項目はいずれも市平均を下回っています。三中圏域同様に元気な高齢者の多い地域と言えます。

五中圏域：運動器機能リスク、栄養改善リスク、咀嚼機能リスク、認知症リスク、うつリスクが、圏域中最も高くなっています。特に、咀嚼機能リスクは令和元年度、平成28年度に実施した調査においてもそれぞれ圏域中第3位、第1位となっており、栄養改善リスクと併せて、食生活や嚥下※に関して注意が必要な方が多い圏域となります。その他の項目については、市平均と同様か、下回っています。

六中圏域：咀嚼機能リスクと認知症リスクとIADLが高く、いずれも圏域中第2位となっています。うつリスクも市平均を超えており、複合的なリスクに注意が必要な圏域となっています。

都和中圏域：閉じこもりリスクとIADLが、圏域中最も高く、運動器機能リスク、認知症リスク、転倒リスクも、市平均よりやや超えています。活動量の減少による身体機能の低下に、注意が必要な圏域となっています。

新治圏域：転倒リスクが圏域中最も高く、うつリスクも圏域中第2位となっています。転倒による寝たきり状態や心の健康に、注意する必要がある高齢者が多い圏域となっています。

※嚥下：食物を飲み下すこと。

（２）女性

一中圏域：運動器機能リスクが圏域中最も高くなっており、令和元年度、平成28年度に実施した調査においてもそれぞれ圏域中第3位、第1位となっています。また、認知症リスクとIADLは圏域中第2位となっています。活動量の低下による認知機能や、日常動作の低下に注意が必要な圏域となっています。

二中圏域：栄養改善リスクが圏域中最も高くなっています。咀嚼機能リスク、閉じこもりリスク、転倒リスクも市平均を超えており、複合的なリスクに注意が必要な圏域となっています。

三中圏域：うつリスクが圏域中最も高くなっています。咀嚼機能リスク、閉じこもりリスク、転倒リスクも市平均を超えており、特に転倒リスクは圏域中第4位となっています。心の健康や転倒に注意する必要がある高齢者が多い圏域となっています。

四中圏域：転倒リスクが圏域中最も高くなっており、運動器機能リスクも圏域中第2位となっています。転倒による怪我や運動器機能の低下に注意する必要がある高齢者が多い圏域となっています。なお他の項目は市平均よりも下回っており、特に咀嚼機能は圏域中一番リスクが低くなっています。

五中圏域：うつリスク、IADLが市平均をやや上回っていますが、他の項目は市平均よりも下回っています。比較的元気な高齢者が多い圏域となっています。

六中圏域：栄養改善リスクが圏域中第2位となっており、閉じこもりリスクも市平均を若干上回っています。咀嚼機能は市平均を大きく下回っていることから嚥下に問題はないものの、食生活の改善が必要な高齢者が多い圏域となっています。

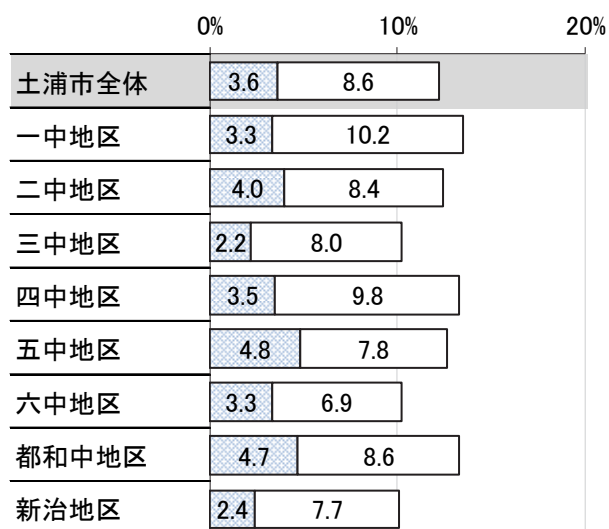
都和中圏域：咀嚼機能リスク、閉じこもりリスク、認知症リスク、IADLが圏域中最も高くなっています。うつリスクも圏域中第2位となっており、複合的なリスクに注意が必要な圏域となっています。なお他の項目については市平均と同様か下回っています。

新治圏域：咀嚼機能リスクが圏域中第2位となっており、嚥下に関するリスクが高い高齢者が多い圏域となっています。閉じこもりリスクと転倒リスクも市平均よりやや高くなっていますが、他項目は市平均を下回っています。

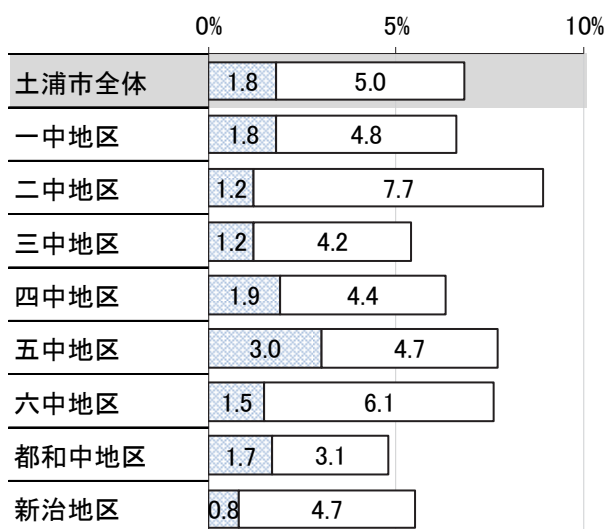
3 各リスクによる各圏域の状況

■ 男性 □ 女性

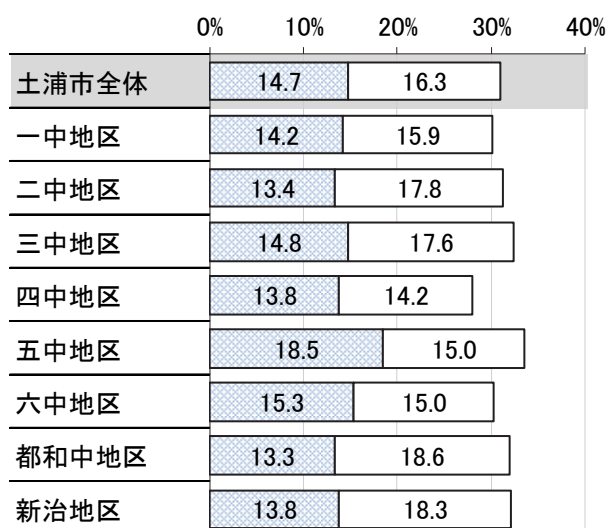
①運動器機能リスク(男女別)



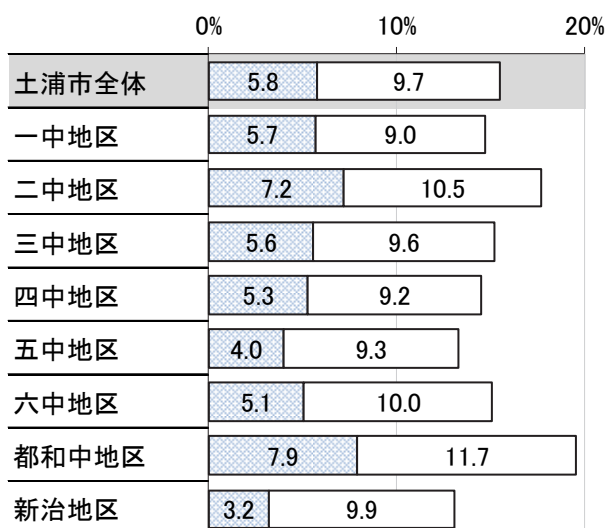
②栄養改善リスク(男女別)



③咀嚼機能リスク(男女別)

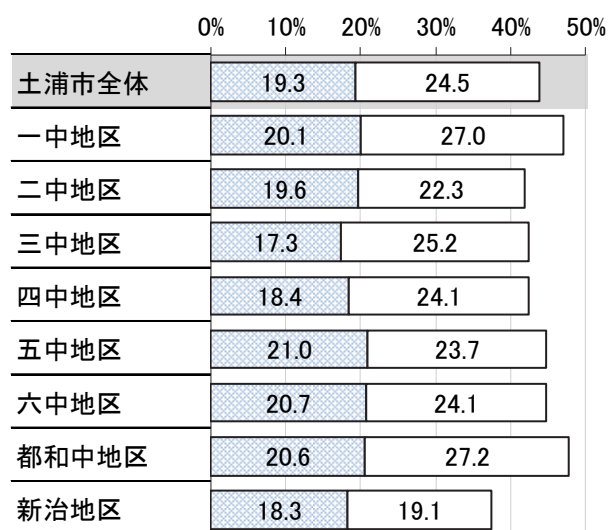


④閉じこもりリスク(男女別)

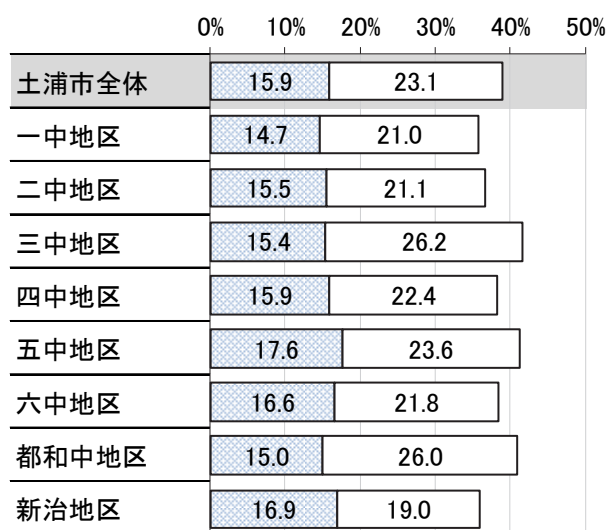


■ 男性 □ 女性

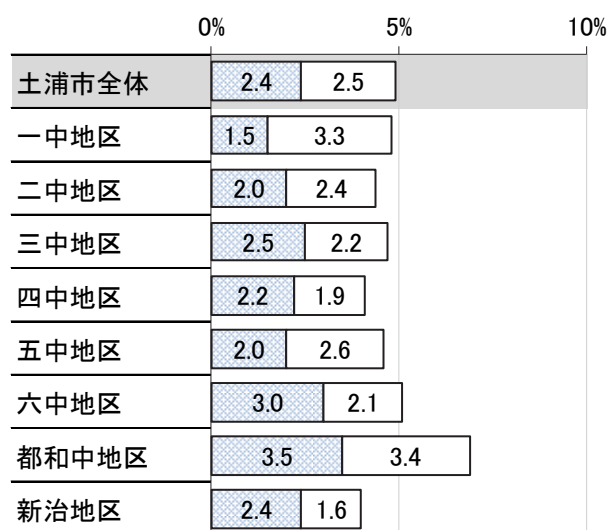
⑤認知症リスク(男女別)



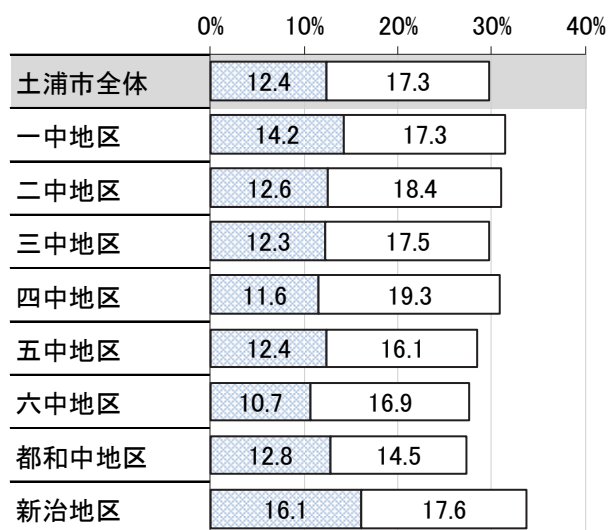
⑥うつリスク(男女別)



⑦IADLが低い高齢者(男女別)



⑧転倒リスク(男女別)



第6章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と政策目標

本計画では、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となる2025年（令和7年）を計画期間中に迎え、さらには高齢者人口がピークになると想定されている2040年（令和22年）を見据えて、第8次計画で基本とした地域包括ケア実現のための方向性を継承し、さらに充実できるよう、基本理念を「共にふれあい支え合うまち土浦」、政策目標を「地域包括ケアシステムの深化と推進」と定め、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備をめざし、高齢者が安心して住み続けることのできるまちづくりに向けた、施策の推進を図ります。

1 基本理念

共にふれあい支え合うまち土浦

2 政策目標

地域包括ケアシステムの深化と推進

第2節 重点施策と基本方針

第9次計画では次の4つの事項を重点施策とし、政策目標である「地域包括ケアシステムの深化と推進」の実現を目指します。

■重点施策

- I 介護予防の推進・生活支援サービスの充実
- II 認知症施策の推進
- III 多職種連携（専門職活用）の推進
- IV 安心して暮らせる環境づくり

◆施策体系図

基本理念：共にふれあい支え合うまち土浦
政策目標：「地域包括ケアシステムの深化と推進」

重点施策	基本方針	施策の方向性
I 介護予防の 推進・生活支援 サービスの充実	(1) 生きがいづくりと 社会参加の推進 (2) 高齢者の活力推進 (3) 生活支援の推進 (4) 介護予防・日常生活支援の 推進	①生きがいづくりと自立支援 ①高齢者の社会参加の促進 ①地域包括ケアシステムの深化・推進における 生活支援担い手の養成 ②住民主体の地域支え合い活動の推進 ③生活支援サービスの充実 ④高齢者世帯への支援 ⑤介護に取り組む家族への支援 ①介護予防の普及・啓発 ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進
II 認知症施策の 推進	(1) 認知症施策の推進 (2) 権利擁護の推進	①認知症高齢者を支えるまちづくり ②認知症予防の推進 ③認知症の容態に合わせた支援 ①権利擁護事業と成年後見制度の利用支援
III 多職種連携 の推進	(1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域ケア会議による 要介護者支援	①かかりつけ医の促進 ②在宅における医療サービスと介護サービスの連携 ①ふれあいネットワークの連携強化 ②高齢者の実態把握の推進
IV 安心して 暮らせる 環境づくり	(1) 防犯対策・災害時の対応の 推進 (2) 住まい等の確保と 生活環境の整備 (3) 地域のニーズに対応した 介護サービスの充実 (4) 介護保険運営の充実 (5) 高齢者虐待防止	①災害や感染症対策の充実 ②高齢者見守りネットワークの推進 ①住環境の改善支援 ②高齢者の住まいの確保支援 ①在宅サービスの充実 ②地域密着型介護サービスの充実 ③施設サービスの適正化 ④介護人材の確保・育成及び定着への支援 ①低所得者への配慮 ②相談体制・情報提供の充実 ①高齢者に対する虐待の防止

重点施策Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

①生きがいづくりと自立支援

高齢者がいきいきと活動できるよう、趣味の活動や生涯学習、交流の場や、世代間交流を行う機会の創出を通して、社会参加などを促すための支援を推進します。

また、多様化するライフスタイルやニーズに応じた活動へのきっかけづくりや人材育成などを支援し、高齢者の自己実現の機会の拡充を図ります。

(2) 高齢者の活力推進

①高齢者の社会参加の促進

高齢者が永年培ってきた経験・知識を地域で就労や社会貢献活動などに結びつけることができるよう支援します。

また、高齢者自らが主体的に活動できるよう、ボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動の拠点となる場の整備を図ります。

(3) 生活支援の推進

①生活支援担い手の養成

地域包括ケアシステムの構築においては、地域の人材の活用が重要となることから、地域における生活支援の担い手としての意識の醸成と人材育成を行います。

②住民主体の地域支え合い活動の推進

住民や法人、その他の団体等の連携により、制度で保障されていない生活支援の提供体制を構築し、支援が必要な方を地域の互助により支えていく地域づくりを推進します。

③生活支援サービスの充実

関係機関や民生委員・児童委員等との連携・協力を通じて、生活上の支援が必要な高齢者のニーズの把握に努めるとともに、広報等を通じて各種サービスの周知を図り、状態に応じたサービス提供の一層の充実と利用促進を図ります。

④高齢者世帯への支援

現在、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯は増加しており、これらの高齢者世帯に対する支援が必要です。

今後も引き続き、配食サービスなど、高齢者世帯が安心して暮らすことのできる事業の充実を図ります。また、高齢者の自立生活における外出は閉じこもりの防止という点において重要であることから、外出支援サービス（移動手段の確保）の充実に努めます。

⑤介護に取り組む家族への支援

ヤングケアラー※を含めた家族介護者へのさらなる支援として、現在、市で実施している家族介護支援事業に加え、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ります。

※「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されている家族の介護等を日常的に行うこどものことです。

(4) 介護予防・日常生活支援の推進

①介護予防の普及・啓発

高齢期を健康でいきいきと過ごすためには、心身ともに健康に過ごせる期間である健康寿命を延ばしていくことが重要であることから、市民自らが介護予防や健康維持に関する意識を高められるよう支援するとともに、一人ひとりの取組が地域の様々な取組にもつながるよう、事業展開に努めます。

また、医療・介護データの分析により高齢者の健康状態を把握し、支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行う事業を推進します。

さらに、在宅においても、いきいきとした生活を意識し、健康管理や介護予防の取組だけでなく、多様なサービスを効果的に活用しながら、地域での生活が続けられるよう、地域包括支援センターやリハビリテーション専門職等と連携し、支援の充実に努めます。

②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

フレイル※や閉じこもり等何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、基本チェックリスト等の実施により、要支援認定高齢者と合わせて、訪問型・通所型サービス、一般介護予防サービス及び必要な生活支援サービスを組み合わせた効果的なサービスを提供することで、身体機能の維持、介護予防の促進を図ります。

※ フレイルについて

年を重ねて気力や体力などが衰えた状態のことを「フレイル」といいます。

フレイルは、生活習慣や身体・心の状態によって複雑に絡み合いながら進行していきます。

また、高齢期になると筋肉は自然と低下していきますが、加齢だけでなく、低栄養や活動不足があると、「サルコペニア」と呼ばれる筋力及び筋肉量が減少した状態となり、さらにフレイルを促進させます。

フレイルやサルコペニアの予防・改善には、持病の適正な管理や、適切な運動、栄養のある食事、社会参加などに積極的に取り組むことが大切です。



重点施策Ⅱ 認知症施策の推進

(1) 認知症施策の推進

①認知症高齢者を支えるまちづくり

国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指すため、市は令和5年4月に「つちうら認知症バリアフリー宣言」を行いました。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「予防」と「共生」を車の両輪として施策を推進します。

また、令和5年6月に成立した、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた取組についても検討を行います。

今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれる状況を踏まえ、地域全体で支えることができるよう、認知症を理解し認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成し、その活躍の場を拡充していきます。

さらに、認知症の人自身が、その声を広く発信することへの支援や、若年性認知症支援など、医療機関とも連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発を推進します。

②認知症予防の推進

認知症の発症を遅らせるための健康的なライフスタイルの周知・啓発を図るとともに、認知機能低下のおそれがあると思われる高齢者に対しては、介護予防事業の利用を促進し、認知機能の維持を図ります。

③認知症の容態に合わせた支援

予防から早期発見、早期対応、ケア及び家族支援まで一貫した取組を進めるとともに、認知症の方をケアする家族への支援、また、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるような見守り体制を整備するため、介護・医療・地域とのネットワーク構築を整備していきます。

さらに、認知症カフェの拡充に取り組むことで、家族等の負担軽減を図ります。

(2) 権利擁護の推進

①権利擁護事業と成年後見制度の利用支援

関係機関等との連携により、虐待防止や成年後見制度等、権利擁護に関する制度や相談窓口の周知及び利用支援を図ります。

重点施策Ⅲ 多職種連携の推進

(1) 在宅医療・介護の連携強化

①かかりつけ医※の普及促進

高齢者が健康で介護を必要としない生活を送るためには、体調変化の早期発見が重要となります。高齢者に一番近い医療機関である、地域の開業医と地域包括支援センターの連携により、必要な治療と情報を提供できる体制の整備に努めます。

また、高齢者が地域にかかりつけ医を持つことを促進します。

※「かかりつけ医」とは、「かかりつけ医師」、「かかりつけ歯科医師」、「かかりつけ薬剤師」のことです。

②在宅における医療サービスと介護サービスの連携

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、そのような高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して、自分らしい生活を送ることができるよう、日常の療養支援だけでなく、入退院時支援や急変時の対応、看取りなどの場面において、切れ目のない支援が行える体制の構築を推進します。

また、地域における医療及び介護の関係機関連携を円滑に推進するため、情報基盤の整備に努めます。

(2) 地域ケア会議による要援護者支援

①ふれあいネットワークの連携強化

「ふれあいネットワーク」は、中学校区ごとの地域において、要援護者に対し、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等によるチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行います。

市民・医療・行政等が連携し、個別のケースにおける課題を様々な角度から捉え、最善の支援策が提供できるよう協議、検討を行う「地域ケア個別会議」を、「ふれあい調整会議」を活用して実施しています。今後も、より地域の課題を把握するために、ふれあいネットワークの連携強化に努めるとともに、相談支援事業の拡充を図ります。

②高齢者の実態把握の推進

高齢者の増加や核家族化に伴い、一人暮らし高齢者や夫婦二人暮らし高齢者世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、家庭訪問や電話等による高齢者の生活状況の把握及び見守り支援体制の充実を図ります。

重点施策Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

(1) 防犯対策・災害時の対応の推進

①災害や感染症対策の充実

関係機関等と連携し、個人情報保護に配慮しながら、高齢者の実態把握や避難行動要支援者名簿を活用しつつ情報共有を図り、いざという時の高齢者の安全確保に努めます。

また、近年多発している自然災害や感染症の流行などを踏まえ、介護サービス事業所等と連携し、対策の周知徹底、自然災害発生時の業務継続計画作成支援などを通して、全ての人が安心できるよう、新しい生活様式に対応した施策を検討します。

②高齢者見守りネットワークの推進

一人暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が、地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括支援センターや民生委員・児童委員を始め、住民や自治会・町内会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体などの連携や協力が必要です。

地域全体で声かけや見守りを実施し、高齢者が安全安心に生活することができる地域コミュニティを構築するための支援を図ります。

(2) 住まい等の確保と生活環境の整備

①住環境の改善支援

自宅において自立して快適な生活を支援するために、住宅改修費用の助成及び、理学療法士や作業療法士等のリハビリ専門職からの改修に関するアドバイスを受けることができるように努めます。

また、住宅改修費の利用については、福祉住環境コーディネーターやケアマネジャーと連携して、対象となる住宅改修項目や申請方法の周知等、適切な住宅改修の促進を図ります。

②高齢者の住まいの確保支援

高齢者が自宅で安心して暮らせる環境を構築するため、福祉用具や住宅改修に関する情報の提供を行います。

また、単身世帯や夫婦のみ世帯が安心して暮らせる、高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅の整備も求められていることから、関係機関と連携し情報提供等により支援します。

(3) 地域のニーズに対応した介護サービスの充実

①在宅サービスの充実

多くの高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活していきたいと願っています。このため、在宅生活を重視した居宅介護サービスなどの拡充に努めるとともに、日常生活圏域内のサービスの充実、ふれあいネットワークの推進などによる、地域の特性を捉えた地域包括ケア体制の拡充を図ります。

②地域密着型介護サービスの充実

日常生活圏域において、高齢者が安心して暮らせるよう、地域密着型介護サービスの整備・充実を促進します。

③施設サービスの適正化

高齢者の地域生活の課題を探り、高齢者や高齢者家族の希望を踏まえ、必要な施設の整備が求められています。施設サービスにあたっては、介護保険料等の増加が見込まれることから、今後の年齢構成別の人口構成の推移などを考慮し、定員数の適正化などを進めます。

④介護人材の確保・育成及び定着への支援

介護を担う人材の不足は深刻化する一方、介護需要がさらに拡大することが想定されることから、介護人材のさらなる確保のために、福祉職の魅力発信や福祉教育の推進などの取り組みを強化し、多様な人材の確保・育成及び定着に向けた支援を総合的に推進します。

また、ケアマネジャーの技術及び質の向上・人材確保に向けた取り組みについても、引き続き支援を行っていきます。

さらに、次世代介護機器の技術や、介護業務の負担軽減に資する情報通信技術（ICT）の活用等に関する情報の提供を行うほか、人材確保に関する様々な情報を事業所と共有するなど、多角的な視点から介護現場への支援を図ります。

（４）介護保険運営の充実

①低所得者への配慮

低所得者の負担軽減を図る事業を引き続き実施します。また、低所得者の負担を少しでも抑えるため、多段階の保険料率を設定し、保険料の弾力化を実施します。

②相談体制・情報提供の充実

利用者の状態に合った適切なサービスの検討・選択や、介護者の負担緩和につながるように、地域包括支援センターが中心となり、在宅介護支援センターや地域ケアコーディネーター等と連携をとりながら、相談支援体制の拡充を図っていきます。

(5) 高齢者虐待防止

①高齢者に対する虐待防止の推進

高齢者への虐待防止を推進するとともに、市民に対する意識啓発を行い、早期発見や適切な機関へつなげることができるよう体制整備に努めます。

- ・ 広報、普及啓発

高齢者虐待の対応窓口の住民への周知・徹底、市や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に関する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての市民への啓発、介護事業者等へ的高齢者虐待防止法についての周知を含めた研修の実施に努めます。

- ・ ネットワークの構築

早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援を図るためのネットワークの構築を目指します。

- ・ 行政機関連携

成年後見制度の市長申し立て、警察署長に対する援助要請等、関係行政機関の連携を強化します。

- ・ 相談、支援

虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言を行い、また、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組めます。

各 論

第1章 高齢者施策

高齢者施策の具体的事業として、地域支援事業等 62 の事業を実施します。

事業区分		事業名
第1節 地域支援事業	Ⅰ 総合事業	(1) 介護予防・生活支援サービス事業
		1 介護予防・生活支援サービス整備事業
		2 介護予防ケアマネジメント事業
		(2) 一般介護予防事業
		3 フレイル予防啓発講座事業
		4 介護支援ボランティア制度事業
		5 生きがい対応型デイサービス事業
		6 介護予防応援隊事業
		7 介護予防把握事業
		8 シルバーリハビリ体操教室事業
		9 シルバーリハビリ体操指導士養成事業
		10 介護予防評価事業
		11 地域リハビリテーション活動支援事業
	Ⅱ 包括的支援事業	(1) 第1号介護予防支援事業
		12 介護予防支援ケアマネジメント事業 (介護予防サービス計画)
		(2) 総合相談支援業務
		13 総合相談支援事業
		(3) 権利擁護業務
		14 権利擁護事業
		(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
		15 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	Ⅲ 任意事業	(5) 在宅医療・介護連携推進事業
		16 在宅医療・介護連携拠点事業
		(6) 生活支援体制整備事業
		17 協議体の開催事業
		(7) 認知症総合支援事業
		18 認知症初期集中支援チーム事業
		19 認知症カフェ「ふれあい茶屋」の開催事業
		20 ふれあいSOSネットワーク事業
		(8) 地域ケア会議推進事業
		21 地域ケア会議事業
		(1) 介護給付等費用適正化事業
		22 訪問調査事業
		23 ケアプラン検討委員会事業
		(2) 家族介護支援事業
		24 徘徊高齢者家族支援サービス事業
		25 家族介護者交流事業
		26 見守りキーホルダー事業
		(3) その他の事業
		27 成年後見制度支援事業
		28 認知症サポーター養成事業
		29 配食サービス事業
		30 介護相談員派遣事業

事業区分		事業名
第2節 高齢者福祉事業		31 高齢者移送サービス利用助成事業
		32 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
		33 福祉電話の貸与事業
		34 ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業
		35 ねたきり老人等福祉手当の支給事業
		36 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
		37 ねたきり老人等訪問理美容サービスの助成事業
		38 ひとり暮らし老人「愛の定期便」事業
		39 敬老事業
		40 金婚をたたえる集い事業
		41 日常生活用具給付事業
		42 心配ごと相談事業
		43 高齢者クラブ活動助成事業
		44 救急医療情報キット配付事業
		45 高齢者緊急短期入所事業
		46 高齢者補聴器購入費助成事業
第3節 社会福祉協議会事業及びその他の事業	I 生活支援事業	
	II 生きがいづくり事業	(1) 働く喜びを感じる事業
		49 シルバー人材センター事業
		(2) 社会に貢献する事業
		50 ボランティア活動事業
		51 地域介護教室事業
		52 高齢者と子供のふれあい事業
		(3) 潤い・憩いを感じる事業
		53 各種スポーツ大会事業
		54 高齢者趣味クラブ・生きがい教室・高齢者芸能発表会・作品展示即売会の活動事業
第4節 インフォーマルサービス		
第4節 インフォーマルサービス		58 宅配型食事サービス事業
		59 会食型食事サービス事業
		60 友愛サービス事業
		61 ふれあい電話訪問サービス事業
		62 ふれあいいきいきサロン事業

第1節 地域支援事業

I 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

重点施策：I 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

1 介護予防・生活支援サービス整備事業（委託緩和型）

事業内容

要支援認定者及び基本チェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に該当する事業対象者に、低廉な費用で利用できる訪問型・通所型による多様なサービスを整備します。

旧制度における介護予防訪問介護や介護予防通所介護と合わせて、サービスの選択肢を増やし、サービスの利用を通じて介護予防の促進を図ります。

今後の方向性

低廉な単価による多様なサービスが提供できるという本事業の強みを活かすことができるように、今後も、担い手の拡充とサービス提供体制の増強を図っていきます。

併せて、住民及び介護関係者への周知も強化していくことで、本事業の認知度を向上するとともに、さらなる利用者ニーズの発掘を行っていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (実人数)	3人	3人	4人	6人	8人	10人
利用件数 (延件数)	97件	87件	87件	184件	245件	300件

2 介護予防ケアマネジメント事業

事業内容

要支援認定者及び基本チェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に該当する事業対象者に対し訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び一般介護予防事業の利用を踏まえたケアマネジメントを実施します。

今後の方向性

介護予防・生活支援サービスの利用だけではなく、一般介護予防事業も組み合わせながら、高齢者の健康維持、フレイル予防を図り、要介護状態にならないよう、自立支援を念頭に置いたケアプランの作成を徹底します。

また、市独自の低廉な費用負担による介護予防・生活支援サービスの利用促進と、インフォーマルサービス（地域資源）の活用により、介護給付費の抑制を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジメント 件数	4,928 件	5,572 件	5,800 件	6,000 件	6,200 件	6,400 件

(2) 一般介護予防事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

重点施策：Ⅲ 多職種連携（専門職活用）の推進

3 フレイル予防啓発講座事業

事業内容

高齢者のフレイル(虚弱化)予防の啓発を目的に、運動機能向上、認知症予防、口腔ケア、低栄養予防に関する講座を開催します。

また、市HPや広報紙、チラシ等の配布を通じて、市民へのフレイル予防に関する周知、啓発を行います。

(1) フレイル予防啓発講座

フレイル予防の啓発を目的とした運動講座等を開催します。

◆対象者：65歳以上のすべての方

◆従事者：理学・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、土浦市運動普及推進員、シルバーリハビリ体操指導士等

◆実施内容：各地区公民館等を会場に、フレイル予防に関する講話・運動指導を実施します。また、「元気アップ！りいばらきアプリ」等のポイント事業も活用し、参加者が積極的にフレイル予防に取り組むことができるように、支援していきます。

(2) フレイル予防に関する周知・啓発

市HPや広報紙等を活用して、フレイル予防に関する周知、啓発を行います。

◆実施内容：フレイル予防啓発に関する情報を、各種メディアの特性を活かしつつ、継続的に発信します。

◆活用メディア：ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、ケーブルテレビ、広報紙、チラシ・ポスターなど

今後の方向性

参加者の意識・行動の変容を促すことを目的として、事業を実施します。
市民自らが介護予防の実践に取り組むための動機付けとなるよう、講座による直接指導と、メディアによる情報発信のそれぞれの特性を活かしつつ、様々な知識や技能の普及啓発を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数 (延べ人数)	622 人	1,301 人	645 人	720 人	765 人	810 人

4 介護支援ボランティア制度事業

事業内容

市内に住民登録のある65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）で、要介護認定を受けていない方が、市が指定する市内の特別養護老人ホーム及び児童館で、介護支援ボランティア活動を行い、ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、自身が社会活動をととして介護予防を目指すものです。
また、その活動実績に対して評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた転換交付金を交付しています。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響から、介護支援ボランティアの受け入れを中止している施設が多い中、ボランティア活動をされる方が、居住する地域に近い施設等、身近で参加しやすい場所を確保するために、今後も市が指定する施設の拡充を図っていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	32 人	24 人	32 人	34 人	36 人	37 人

5 生きがい対応型デイサービス事業

事業内容

地域の福祉団体等が地域のボランティアの協力のもと、高齢者などを対象として、地域の人材、建物などを活用し、地域の実状に応じた健康や生きがいに関する活動、創作活動及び趣味活動などの機会を提供する福祉事業に対して運営費の支援をしています。

今後の方向性

高齢者の健康増進、生きがいの創出を目的に、引き続き施設の利用促進を図ります。

また、一般介護予防事業としての事業内容の充実に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (延べ人数)	26,692人	41,810人	45,600人	49,390人	53,180人	56,970人

6 介護予防応援隊事業

事業内容

高齢者クラブ等の通いの場からの要請に応じ、理学療法士、作業療法士、保健師、管理栄養士等が直接出向き、認知症予防、口腔ケア、低栄養改善等に関する講話や、運動指導を行います。

また、地域や各団体に合った支援ツール等の配布や、活動の助言を行う等、通いの場における介護予防の取り組みを支援します。

今後の方向性

依頼団体の介護予防の取組状況や国保データベースシステムにて個人の健康に関するデータを統計し、それを参考に、ボランティアや支援ツールの導入、体力測定の実施などを行い、団体の特性に合わせた支援を実施していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	28回	55回	55回	60回	65回	70回
参加者数 (延べ人数)	351人	992人	1,000人	1,140人	1,300人	1,470人

7 介護予防把握事業

事業内容

閉じこもり等何らかの支援を要する者について、アウトリーチ活動（積極的な訪問支援）を通じて把握し、介護予防活動につなげます。

今後の方向性

高齢者の介護予防活動を推進するため、継続して通いの場への参加や介護予防に資する取組の支援を図ります。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるKDBシステムデータの活用や、他事業との連携により、支援対象者の効率的な把握及び支援に努めます。

※KDBシステム：国保連合会が管理する情報を活用し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
確認件数	255件	208件	210件	220件	230件	240件

8 シルバーリハビリ体操教室事業

事業内容

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう、シルバーリハビリ体操指導士が担い手となり、茨城県が推奨する「シルバーリハビリ体操」をメインとした地域住民主体の運動教室を開催します。

今後の方向性

高齢者が参加しやすく、継続して参加できるよう、歩いて通える距離の教室開催に向け、地域と連携して通いの場の確保に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教 室 数	56 力所	65 力所	65 力所	70 力所	75 力所	80 力所
参加者数 (延べ人数)	6,829 人	11,054 人	12,700 人	13,600 人	14,600 人	15,600 人

9 シルバーリハビリ体操指導士養成事業

事業内容

茨城県が推奨する「シルバーリハビリ体操」を広く普及するためのシルバーリハビリ体操3級指導士を、理学療法士協会等と連携して養成し、高齢者の介護予防を推進しています。

養成終了後は、土浦市シルバーリハビリ体操指導士の会との連携のもと、市が実施しているシルバーリハビリ体操教室で体操指導を行い、介護予防事業を地域に広める地区組織の一員として活動します。

さらに、指導士として活動することにより、自身の介護予防にもつなげていきます。

今後の方向性

指導士が少ない地域を会場とした養成講習会の実施及び、効果的な周知を検討し、運動教室の開催場所の拡大に合わせ、各地域の安定的な指導士の確保に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成者数	5人	9人	13人	16人	16人	16人

10 介護予防評価事業

事業内容

一般介護予防事業評価事業として、土浦市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき、本市の一般介護予防事業等の取組について、市の介護予防事業担当者と茨城県地域リハビリテーション専門職協会の専門職により、各事業計画目標値の達成状況の検証や、PDCAに基づき一般介護予防事業が実施されているか等の評価を行い、必要に応じて、介護予防事業の効果的な展開に向け、市に提言を行います。

今後の方向性

引き続き茨城県リハビリテーション専門職協会の専門職の関与のもと、必要に応じて他課や他団体に出席いただき、効果的な介護予防事業の展開を目指していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

11 地域リハビリテーション活動支援事業

事業内容

市の専門職（理学療法士、作業療法士、保健師等）、茨城県リハビリテーション専門職協会等との協働により、介護予防に関する意識付けの強化や、生活不活発者等への早期支援につなげるため、専門職関与による介護予防イベントや支援策の検討及び実施により、高齢者の介護予防を促進します。

今後の方向性

専門職関与による介護予防イベントの開催やフレイル予防等の支援策の検討により、介護予防に無関心である元気な高齢者や若い世代に意識づけを行うとともに、潜在的な生活不活発者の把握と心身機能や生活行為の回復及び維持に向けた支援を実施します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施も踏まえ、市内専門職と本市の介護予防の課題を共有し、事業企画から協働で実施することで、医療機関・リハビリテーション専門職養成校・介護保険施設等の各所属の特色を生かした介護予防の取組を活用し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職の 関与人数	22 人	51 人	60 人	70 人	80 人	90 人
高齢者の 参加人数	16 人	91 人	280 人	320 人	360 人	400 人

Ⅱ 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

12 介護予防支援ケアマネジメント事業（介護予防サービス計画）

事業内容

要支援認定者が予防給付サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービス（介護予防・生活支援サービス）を利用するために、地域包括支援センターがサービス利用のためのマネジメント（ケアプランの作成等）を行います。

介護予防支援ケアマネジメントとは、総合事業のサービスだけでなく、予防給付サービス（介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与など）を利用する場合に作成するケアプランです。

今後の方向性

75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれていることから、要介護状態にならないような自立支援を目的としたケアマネジメントがより重要となってくることが考えられます。

今後も、フレイル状態の予防など、介護予防に向けた効果的なケアプランの作成に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン作成 延件数	4,653 件	4,846 件	5,000 件	5,160 件	5,300 件	5,480 件

(2) 総合相談支援業務

重点施策：Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

13 総合相談支援事業

事業内容

地域包括支援センターの業務である総合相談は、「地域包括支援センター」（地域ケアコーディネーター含む）と地域包括支援センターブランチ機能を担う「在宅介護支援センター」で対応しています。

高齢者に関するさまざまな相談窓口として、介護保険サービスだけでなく、その他の制度や関係機関につなげるなど、適切な支援を実施します。

今後の方向性

高齢者世帯や認知症高齢者の増加、家族形態の変化などにより、高齢者の課題やニーズも多様化、複雑化することに加え、新型コロナウイルス感染症の終息に伴い今後は相談件数の増加が見込まれます。

複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業において、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援等が可能となるよう、各種事業や関係機関に利用者をつないでいく体制を整えていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	19,755 件	20,788 件	21,869 件	23,006 件	24,202 件	25,461 件

(3) 権利擁護業務

重点施策：Ⅱ 認知症施策の推進

重点施策：Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

14 権利擁護事業

事業内容

認知症や虐待により、自ら権利の主張や権利を行使することができない高齢者に対して、虐待の対応や成年後見制度の利用支援などを行い、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

今後の方向性

高齢者に対する虐待の早期発見や防止、悪質な消費者被害の防止、成年後見制度の利用等、高齢者の権利擁護のために必要な周知啓発に努め、支援を行っていきます。

高齢者虐待の対応には、職員の資質の維持向上や関係機関同士の円滑な連携が重要となるため、日ごろから研修やOJTによる対応力の向上と、関係者が連携する場の維持に努めます。

また、養護者に該当しない者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	826 件	758 件	775 件	793 件	811 件	830 件

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

重点施策：Ⅲ 多職種連携（専門職活用）の推進

15 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業内容

多様な生活課題を抱える高齢者が地域で安心して生活していくためには、高齢者やその家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、支援していく必要があります。

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が適切な支援を実践できるように、地域包括支援センターがサポートを行います。

今後の方向性

高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者も増加し、介護支援専門員が支援困難に感じるケースの相談はさらに増加することが想定されます。特に、身元保証、ペットの処遇、相続など課題は多岐にわたる傾向があります。

引き続き、地域包括支援センターの主任介護支援専門員等からの指導等を中心として、支援困難ケースを抱える介護支援専門員のサポートやふれあいネットワーク事業を活用した多職種による支援を通じて、包括的な支援体制を整えていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	628 件	749 件	894 件	1,067 件	1,273 件	1,519 件

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

重点施策：Ⅲ 多職種連携（専門職活用）の推進

16 在宅医療・介護連携拠点事業

事業内容

慢性疾患や認知症等により、医療と介護の両方のニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療および介護関係者との協働・連携を推進します。

在宅医療における4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識し、多職種協働により、切れ目のない支援と、在宅での看取りができる体制構築を推進します。

今後の方向性

多職種が、共通のテーマのもとで一堂に会するという本研修会の強みを活かし、今後も、多職種連携のための関係を作る場としてだけでなく、在宅医療・介護に関する課題の抽出や、新たな取り組みを創出する場としても、展開していきます。

多職種連携の中核をなす事業の一環として、在宅医療における「4つの場面」を意識したテーマを設けるとともに、各場面における多職種連携と、切れ目のない支援体制の推進を図っていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会の 開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
参加者数 (延べ人数)	163人	138人	180人	188人	196人	212人

(6) 生活支援体制整備事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

17 協議体の開催事業

事業内容

軽度の支援を必要とする高齢者の増加などに対応するためには、行政や制度で保障されている医療、介護以外の支援体制の充実が不可欠となります。

多様な主体の活動の活性化、資源の発掘などを通じた、地域における生活支援体制の構築のために、それらの活動の中心となる「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援の担い手となる多様な主体が参画する「協議体」を定期的で開催し、地域の実情に応じた高齢者等の支援体制の構築を行います。

今後の方向性

これまでに把握した、地域のマンパワーや社会資源と、各生活圏域及び市全体として捉えた地域課題とを結びつけ、具体的な生活支援サービスの創出に取り組んでまいります。

そして、事業を通じて、市民における互助の意識のさらなる醸成を図ることや、第3層（小学校区）による活動が活性化できるよう取り組んでまいります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	36回	45回	51回	51回	51回	51回

(7) 認知症総合支援事業

重点施策：Ⅱ 認知症施策の推進

18 認知症初期集中支援チーム事業

事業内容

認知症ケアにおいては、早期に認知症の鑑別診断を行い、速やかに適切な医療・介護等を提供できるよう、認知症の初期の対応体制を整備することが重要となります。

当事業は、主に認知症の疑いがある方、又は、認知症の初期の段階の方で、医療・介護につながっていない方に対して、専門職(医師、保健師、社会福祉士)で構成される認知症初期集中支援チームが介入し、早期に適切な医療、介護につなげます。

今後の方向性

ケースワークの経験と実績を積み上げ、個々に検証しながら、チーム員のスキルアップを図り、できる限り多くの認知症の初期の段階の方を支援していきます。

初期集中支援チーム活動は、関係機関へ対応を引き継ぐことで終結するものであることから、医療及び介護分野における多職種との連携、協力体制を構築することが不可欠です。そこで、初期集中支援チーム活動をとおして、チームの役割や具体的な活動内容について関係機関へ周知を行います。また、認知症サポート医との連携体制構築として、引き続き連絡会を開催し、顔の見える関係性の構築に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対応件数	25 件	33 件	30 件	30 件	30 件	30 件

19 認知症カフェ「ふれあい茶屋」の開催事業

事業内容

認知症の方の居場所づくり、認知症の方を介護する家族等の情報交換の場として、認知症カフェを整備します。毎月各1回、市内2か所で委託により実施しています。

さらに、認知症カフェの次の展開として、認知症カフェに参加している認知症当事者とその家族には、本人同士で語り合い、それらを地域づくりに活かしていくための集いの場である「本人・家族ミーティング」への参加につなげていき、認知症の人やその家族の声及び視点を重視した地域づくりを進めていきます。

今後の方向性

開催場所の拡充の意見もあることから、市が委託する以外の認知症カフェにも通えるような環境を段階的に整備していき、通いやすい認知症カフェを目指します。

また、事業開始年度から実施する、認知症カフェ受託者会議を通じて、認知症カフェ間の連携、情報共有を継続して実施し、質の向上につなげていきます。

オレンジリーダーについては、参加者数の増加を図っていくため、認知症施策の情報発信の担い手として、認知症カフェの周知活動の協力を依頼していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数 (延べ人数)	165 人	272 人	460 人	506 人	552 人	598 人

20 ふれあいSOS ネットワーク事業

事業内容

認知症状のある高齢者等が行方不明になった際、市内の様々な「みまもりサポーター（見守りのボランティア）」等へ迅速に行方不明者情報を伝達し、行方不明者の早期発見を目指します。

また、万が一行方不明になった時のために、事前に高齢者の写真や情報を整理し、警察署等の関係部署や近隣の方へ見守りをお願いするための「みまもりお願いシート」の登録を行っています。

今後の方向性

認知症高齢者は増加しており、行方不明となる高齢者も増加することが想定されることから、引き続き周知、啓発を図り、地域住民、地域の店舗など、互助の強化による認知症高齢者の見守りと行方不明高齢者の早期発見体制の構築に努めます。

みまもりサポーターの登録には、認知症サポーターフォローアップ講習の修了が必要であるため、認知症サポーター養成事業と連携を取りながら進めていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
みまもりお願い シート登録者数 (実人数)	12 人	12 人	15 人	18 人	21 人	24 人

(8) 地域ケア会議推進事業

重点施策：Ⅲ 多職種連携（専門職活用）の推進

21 地域ケア会議事業

事業内容

ふれあいネットワーク事業においては、子どもから高齢者等に関する複雑で多様な問題を解決するために、市民・医療・行政等の連携のもと、各地区に配置した地域ケアコーディネーターが中心となり「ふれあい調整会議」、「スクラムネット」を開催しています。本市では、「ふれあい調整会議」を活用した「地域ケア個別会議」を、多職種連携のもと市内8地区において隔月で開催しています。

また、個別ケース検討から把握した地域課題について整理・共有し「地域ケア推進会議」においてアイデアや意見を出し合うことにより地域づくりや政策形成に結び付けていけるよう議論を行います。

今後の方向性

地域ケア個別会議では、多職種の協働による個別ケースの支援を通じた①地域支援ネットワークの構築②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援③地域課題の把握などを行います。

「地域ケア推進会議」では、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した地域課題を把握し、優先的に対応すべき地域課題を明確化するとともに、解決に必要な資源開発や地域づくりへの反映などの政策形成につなげられるような議論を行うことに努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別会議の 開催回数	35 回	48 回	48 回	48 回	48 回	48 回
推進会議の 開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回

Ⅲ 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

重点施策：Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

2.2 訪問調査事業

事業内容

介護サービス利用者宅を訪問し、ケアマネジャーの対応や提供サービスの内容等の検証を実施します。

今後の方向性

国が令和5年度に行った給付適正化主要5事業の見直しにおいて、住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与に関する調査は、主要3事業の一つであるケアプラン点検事業に統合されることとなりました。

引き続き、申請時にケアマネジャーが不在である場合や、改修工事後の動線確保に不安が残る場合など、訪問の必要性が高いと考えられる事例を中心に訪問調査を実施し、給付の適正化に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問件数	4 件	6 件	10 件	10 件	10 件	10 件

23 ケアプラン検討委員会事業

事業内容

介護給付適正化事業として、保健・医療・福祉に関する学識経験者等7人の委員による委員会を設置し、居宅介護支援事業所から提出された具体的なケアプラン等の資料を基に適正なケアプランのあり方を検討するとともに、必要に応じてケアプラン作成技術の向上及び介護サービスの質の向上に資する方策等について、委員から助言を受けます。

今後の方向性

国が令和5年度に行った給付適正化事業の見直しにおいて、ケアプラン点検事業は、保険者が自ら主体的・積極的に取り組むべきとされる「主要3事業」の一つに位置付けられ、さらに取組状況の公表が義務付けられることとなりました。

こうしたことから、今後は検討対象とするケアプランを厳選するとともに、引き続き担当ケアマネジャーの出席のもと、具体的な指導や意見交換等を実施することで、ケアマネジャーの資質の向上及びケアプランの質の向上を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
検討件数	8件	8件	8件	8件	8件	8件

(2) 家族介護支援事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実
重点施策：Ⅱ 認知症施策の推進

24 徘徊高齢者家族支援サービス事業

事業内容

認知症高齢者を抱える家族等に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを活用してその居場所を伝えることにより、事故の未然防止及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

今後の方向性

認知症高齢者の徘徊対策は重要であるため、引き続き広報活動に努めるとともに、機器の重さや大きさなどの改善について調査を進めるなど、より利用しやすい事業となるよう検討していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	8人	11人	11人	11人	11人	11人

25 家族介護者交流事業

事業内容

在宅で家族を日々介護する方の介護の悩み、精神的・肉体的疲労等による厳しい状況を考慮し、一時的に介護から解放し、観光地や施設見学等の行楽の機会を通じて、介護者の相互の交流、心身の回復を図ることを目的に実施しています。

今後の方向性

生活の多様化により、日帰り旅行等も個人単位で参加するのが主流となっている中で、介護者相互の交流等を図る目的であっても、市の主催で実施するのは限界があると思われます。また、旅行は、参加者が固定され、参加者数が少ない状況であります。

このようなことから、多くの参加者が得られる事業へ転換も視野に入れて検討していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	0人	0人	6人	6人	6人	6人

2.6 見守りキーホルダー事業

事業内容

ひとり暮らしの高齢者や認知症状のある者に対し、登録番号を記載したキーホルダーを配布し、高齢者等の急病や事故その他の緊急時に警察や消防、救急搬送時の病院等に登録情報を提供することで、迅速かつ適切な対応ができるようにします。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、見守りが必要な高齢者が増加していることから、今後も当事業の周知啓発に努め、配布件数を増やしていくことで、外出先等での事故などに迅速に対応していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配布人数 (累 計)	1,039人	1,021人	1,025人	1,059人	1,091人	1,129人

(3) その他の事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

重点施策：Ⅱ 認知症施策の推進

重点施策：Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

27 成年後見制度支援事業

事業内容

判断能力が十分でなく、成年後見人を選任する必要があると判断される方に親族がいない場合に、市長が申し立て人となり家庭裁判所への申し立て手続きを行い、その方の権利擁護を推進します。

また、成年後見制度の利用が有効と認められているにも関わらず、費用負担が困難なことから制度の利用ができないという事態を防ぐことを目的に申立費用や後見人等に対して支払う報酬の一部を助成します。

今後の方向性

本人の意思決定支援が行われるように地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び成年後見センターつちうら等との連携を一層強化し、詳細に個々の実情を把握したうえで、対象者の早期発見、早期支援を実施してまいります。令和4年度に新設された成年後見制度中核機関との適切な連携を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立者数 (実人数)	6人	5人	6人	7人	8人	9人
報酬助成件数	5件	3件	8件	9件	10件	11件

28 認知症サポーター養成事業

事業内容

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

また、養成した認知症サポーターのフォローアップ研修を実施し、修了者との協働による認知症施策を展開し、認知症の人や家族が住みやすいまちづくりを推進します。

今後の方向性

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し、認知症への関心を高めるため、令和5年4月に「つちうら認知症バリアフリー宣言」を行いました。引き続き、認知症を正しく理解し、自分のこととして考え、認知症の人や家族の想いに寄り添った行動ができる人を増やすために、若年層を含めた、認知症サポーター養成講座の開催を増やしていきます。

また、講座受講者が認知症施策のボランティア活動につながるよう、引き続き認知症サポーターのフォローアップと、協働による事業の創出を行っていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	375人	504人	1,300人	1,365人	1,430人	1,495人
フォローアップ 研修受講者数	7人	27人	30人	30人	30人	30人

29 配食サービス事業

事業内容

土浦市内全域の食事作りが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、栄養に配慮した食事を配達し、健康保持及び安否確認を行います。

今後の方向性

介護保険の訪問介護サービスを利用している方は、その中の家事援助サービスなどとの調整を図りながら、今後も継続して、配食サービスを通じたひとり暮らしの高齢者などに対する食の確保及び安否確認を実施していきます。また、安定したサービスの提供と安全の確保に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (月平均)	131 人	125 人	125 人	128 人	132 人	136 人
配 食 数 (年 間)	38,314 食	35,595 食	34,336 食	35,366 食	36,426 食	37,519 食

30 介護相談員派遣事業

事業内容

特別養護老人ホーム等の介護サービスの提供現場を専門相談員が訪問し、利用者（入所者を含む。以下同じ）の相談等に応じます。

利用者と事業者の橋渡しをしながら、サービスの実態を把握し、問題の改善や介護サービスの質的向上を図っています。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じながら、利用者と事業者の橋渡しを行うことで、サービスの実態を把握するとともに、問題の改善や介護サービスの質的向上を図っていきます。

また、施設に対しては、感染症の流行状況を踏まえた上で、可能な限り相談員の受入れに応じるよう働きかけを行っていきます。

なお、介護相談員については、訪問ができなくなった令和2年度以降も、毎年度20名以上の登録を維持しています。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	0 事業所	0 事業所	5 事業所	10 事業所	15 事業所	20 事業所
相談件数	0 件	0 件	330 件	1,320 件	1,980 件	2,640 件

第2節 高齢者福祉事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

重点施策：Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

31 高齢者移送サービス利用助成事業

事業内容
65 歳以上の高齢者の通院や買い物、社会活動の参加などの際の移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」利用者に対し、年会費の一部を助成します。また、運転免許証を返納された方に対し、1 回のみ年会費の全額を助成します。
今後の方向性
広報活動等により、引き続き事業の周知を図るとともに、他の交通手段との兼ね合いも考慮しながら、高齢者にとって安心・快適な移動手段となるよう、事業主体である「土浦地区タクシー協同組合」と連携し、より効率的な運行を目指します。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会 員 数	831 人	798 人	850 人	850 人	850 人	850 人

32 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

事業内容
ねたきり等により布団の乾燥が困難な高齢者に、衛生管理のための寝具の洗濯乾燥消毒等のサービスを年4回まで提供します。
今後の方向性
ねたきり等の高齢者の衛生的な生活環境の向上を図るため、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請者数	20 人	43 人	55 人	60 人	65 人	70 人

33 福祉電話の貸与事業

事業内容

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と相談等に応じるため、電話を無料で貸与するとともに、回線使用料等を助成し、在宅福祉の向上を図ります。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や、相談等又は緊急時の連絡手段として、電話の活用は有効であるため、事業を継続して実施し、低所得高齢者を支援していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置台数 (累計)	22 台	23 台	23 台	23 台	23 台	23 台

34 ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

事業内容

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を貸与し、急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることにより、高齢者の不安を解消します。

今後の方向性

国勢調査によると、世帯人員が1人のひとり暮らし高齢世帯は増加しており、今後も高齢化の進行などにより、不安を抱えるひとり暮らし高齢者は増加していくことが想定されることから、事業を継続するとともに、周知活動に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置台数 (累計)	378 台	373 台	380 台	390 台	390 台	390 台

35 ねたきり老人等福祉手当の支給事業

事業内容

疾病等によりねたきり又は認知症の状態にある65歳以上の高齢者に対し、住民税非課税世帯月額5,000円、課税世帯月額2,500円を支給することにより、福祉の増進を図ります。

今後の方向性

今後も引き続き事業の周知に努め、ねたきり等高齢者世帯の福祉の増進を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受給者数 (実人数)	173 人	184 人	186 人	190 人	194 人	197 人

36 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

事業内容

70歳以上の高齢者と65歳以上のねたきり、認知症の方の介護者が健康の保持と心身のやすらぎを得られるよう、施術費の一部を助成します。

今後の方向性

引き続き実施し、高齢者の健康増進に努めます。また、協定施術所と連携を図りながら、事業を推進していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (延べ人数)	639 人	629 人	749 人	749 人	749 人	749 人

37 ねたきり老人等訪問理美容サービスの助成事業

事業内容

65 歳以上の在宅においてねたきりの状態にある方又は食事・トイレ・衣類の着脱及びその他の日常生活に介護を必要とする方に対し、訪問理美容サービスの一部を助成します。

今後の方向性

高齢者の健康で衛生的な生活を支援するため、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (延べ人数)	70 人	94 人	98 人	102 人	106 人	110 人

38 ひとり暮らし老人「愛の定期便」事業

事業内容

65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、ボランティアが週2回訪問し、声かけをしながら乳製品を配布することにより、安否確認及び孤独感の解消を図ります。

市の配食サービスや介護保険サービス等（週2回以上）を利用している方は対象外となります。

今後の方向性

今後もひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、当該事業の有効性は高いことから、引き続き、周知活動などによる利用拡大に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	146 人	139 人	141 人	141 人	141 人	141 人

39 敬老事業

事業内容

長寿を祝福するとともに、敬老の意を表すことで、市民の敬老意識の啓発を図るため、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対して、祝状等を贈呈します。

88歳：祝状、100歳：祝状、祝金2万円、最高齢者：祝状

今後の方向性

今後も継続して事業を運営できるよう、状況に応じて見直しを検討します。

◆実績と計画値

項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	最高齢者	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	100 歳	39 人	53 人	43 人	57 人	54 人	54 人
	88 歳 (米寿)	733 人	723 人	808 人	880 人	933 人	840 人

40 金婚をたたえる集い事業

事業内容

金婚を迎えられる夫婦に対し、結婚 50 年を祝福するとともに、永年の社会への貢献に経緯と感謝の意を表します。

今後の方向性

令和 5 年 5 月より、新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症となったことから、令和 5 年度から再び参加組数はコロナ禍前に近づくと見込まれます。

コロナ禍においても一定の参加組数の実績があったことから、内容の見直しを行いながら継続して実施していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
参加組数	74 組	64 組	98 組	120 組	111 組	103 組

41 日常生活用具給付事業

事業内容

日常生活に支障のある概ね 65 歳以上の高齢者に対し、シルバーカー等の日常生活用具の給付を行います。

今後の方向性

高齢者が安心して地域での日常生活を営むことができるよう、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

◆実績と計画値

項 目		実 績			計 画 値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人 数	シルバーカー	10 人	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
	電磁調理器	1 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	防災警報器	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	自動消火器	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

4.2 心配ごと相談事業

事業内容

広く住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、地域住民の福祉の推進を図ることを目的に、総合福祉会館において、毎週水曜日の午後1時から午後4時まで、心配ごと相談所を開設しています。

今後の方向性

法律相談や税務相談等の専門的な相談窓口が充実する一方、複雑な悩みに対し、どこに相談すればいいのかわからない市民が少なくないと思われます。

そこで、日常生活の困りごとや悩みごとを気軽に相談できる、心配ごと相談事業は必要と考えられます。今後についても、相談内容の解決のため、他機関との連携をとりながら進めていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
来訪者数	25 人	34 人	32 人	34 人	36 人	38 人
相談件数 (重複相談を含む)	44 件	69 件	60 件	63 件	66 件	69 件

4.3 高齢者クラブ活動助成事業

事業内容

60歳以上の高齢者が加入し、教養の向上・健康の維持・社会奉仕・地域社会との交流やレクリエーション活動を行う高齢者クラブに対し助成します。

今後の方向性

高齢者の生きがいの充実や健康増進の目的とした当事業の必要性は高いと考えられることから、事務局である社会福祉協議会と連携し、高齢者クラブへ気軽に参加してもらえるよう継続して周知、啓発を図ります。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団 体 数	84 団体	80 団体	79 団体	82 団体	82 団体	82 団体
会 員 数	3,070 人	2,860 人	2,727 人	3,070 人	3,070 人	3,070 人

4.4 救急医療情報キット配布事業

事業内容

高齢者の急病、事故、災害等の救急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者等の不安を軽減するために、高齢者等に対し、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管する救急医療情報キットを配布します。

今後の方向性

万が一の緊急時のために今後も必要な方への利用促進を図るため、関係機関や民生委員と連携し、周知徹底していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配 布 数 (累 計)	1,158 人	1,152 人	1,187 人	1,223 人	1,260 人	1,298 人

4.5 高齢者緊急短期入所事業

事業内容

概ね 65 歳以上の方で、緊急に自宅以外への避難を要する高齢者や、生活習慣等の指導や調整が必要な高齢者等について、短期入所生活介護施設に一時的に宿泊させ、高齢者の生命及び身体の安全を確保し、高齢者の権利利益の擁護を図ります。

今後の方向性

高齢者虐待等の対応においては迅速さが求められます。地域包括支援センター及び在宅介護支援センター、民生委員等と連携を図り、個々の状況を詳細に把握検討して、本事業による保護を必要とする方へ速やかに対応します。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援者数	0人	0人	2人	2人	2人	2人

46 高齢者補聴器購入費助成事業

事業内容

聴力の低下により、日常生活に支障がある65歳以上の高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成します。助成額は、補聴器本体1台分（片耳）の購入費用の半額で、上限は2万円です。

今後の方向性

平成27年に国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の中で、難聴等が認知症の危険因子とされています。加齢性難聴の方に補聴器購入費の一部を助成することにより、高齢者の社会参加を促し、認知症の予防・健康寿命の延伸を目指すとともに、高齢者の生活の質の維持確保につなげていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援者数	-	-	100人	150人	150人	150人

第3節 社会福祉協議会事業及びその他の事業

I 生活支援事業

重点施策：Ⅱ 認知症施策の推進

47 日常生活自立支援事業

事業内容

認知症や知的障害者、精神障害者などにより判断能力が不十分（契約能力はある）で、かつ、親族などの援助が得られない方に対して、福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理援助・書類などの預かり等のサービスを行い、在宅での生活を支援する事業です。

今後の方向性

今後も認知症高齢者の増加や障害者の地域移行に伴い、地域で自立した生活を送るためにも当事業の利用者は増加すると考えられます。また、知的・精神障害者の利用が増加していることから、長期間関わるケースが多くなることが見込まれます。そのような状況を踏まえて、引き続き、利用者の地域での生活に必要な権利擁護事業として、成年後見制度とともに市民に事業の周知を図ります。

また、利用者の判断能力の低下がみられた際は、成年後見制度への円滑な移行を進めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	30人	20人	26人	29人	33人	36人
生活支援員数	15人	15人	13人	15人	16人	16人

48 法人後見受任事業

事業内容

判断能力の不十分な高齢者、障害者の権利擁護を守るため、成年後見制度を活用し、身上監護を中心とした日常生活支援を旨とした法人後見事業を行います。

今後の方向性

行政や司法関係者との連携を強化し、社協の法人後見が必要とされる受任者を把握し、身上監護を中心とした成年後見活動を行います。また、法人後見受任の周知に関係機関を中心に行います。

活動にあたっては、市民後見人養成講座修了者を（仮称）法人後見支援員として位置付けます。引き続き、市民後見人の育成及び地域における権利擁護体制の構築を進めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	2件	2件	2件	3件	3件	4件

II 生きがいづくり事業

(1) 働く喜びを感じる事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

49 シルバー人材センター事業

事業内容

臨時的・短期的な就労を通じて、自己の労働能力を活用し、生活の充実や社会参加を希望する高齢者の就労機会の増大と福祉の推進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、昭和57年度に社団法人として設立されました。平成24年度には公益社団法人へ移行し、引き続き事業を実施しています。

今後の方向性

高齢者の増加に伴い、高齢者の「働く場の提供」や「生きがいづくり」が重要な課題となっており、シルバー人材センターの存在意義もますます高まっているため、引き続き事業を推進します。

◆実績と計画値

項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仕事の受託 件数（件）		2,301 件	2,283 件	2,300 件	2,350 件	2,400 件	2,450 件
就 業 延 べ 人員（人）		38,857 人	40,714 人	42,000 人	44,000 人	46,000 人	48,000 人
契約金額	公共団体 関 係	109,992 千円	113,553 千円	116,960 千円	120,470 千円	124,080 千円	127,810 千円
	一般家庭 事 業 所	108,295 千円	116,498 千円	124,650 千円	133,380 千円	142,720 千円	152,710 千円
	独自事業	30 千円	194 千円	300 千円	400 千円	500 千円	600 千円
	計	218,317 千円	230,245 千円	241,910 千円	254,250 千円	267,300 千円	281,120 千円

(2) 社会に貢献する事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

50 ボランティア活動事業

ア ボランティア講座の開催

事業内容

各種講座を開催し、ボランティアの育成を図ります。

今後の方向性

定員を下回る講座もあったため、幅広い世代が情報を得られるよう、また興味や関心をもってもらえるよう周知媒体や周知方法等、SNSの活用をしていきます。

「地域ボランティア養成講座」については、「ボランティア入門講座」に統合し、講座内容の充実を図っていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
青少年ワーク ショップ	中止	20人	18人	30人	30人	30人
地域ボランティア 養成講座	未実施	未実施	ボランティ ア入門講座 と統合	-	-	-
傾聴ボランティア 養成講座	17人	24人	40人	40人	40人	40人
手話奉仕委員 養成講座	入門：15人 基礎：11人	入門：38人 基礎：11人	入門：16人 基礎：16人	入門：20人 基礎：20人	入門：20人 基礎：20人	入門：20人 基礎：20人
点字・点訳ボラン ティア養成講座	2人	4人	4人	20人	20人	20人
音訳ボランティア 養成講座	11人	11人	9人	20人	20人	20人
要約筆記入門講座	14人	未実施	16人	未実施	16人	未実施
ガイドボランティア 養成講座	中止	養成：7人	スキルアッ プ：20人	養成：20人	スキルアッ プ：20人	養成：20人
ボランティア 入門講座	7人	25人	30人	30人	30人	30人

イ ボランティアの登録・斡旋の状況

事業内容

社会福祉協議会及びボランティアセンターを窓口とし、ボランティアの登録・斡旋を行っています。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたため、ボランティア希望者が増加するものと考えられます。ボランティア活動のフィールドを広げられるよう、既存の施設だけでなくニーズに応じて柔軟な対応をしていきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティアサークル連絡協議会	19サークル 727人	18サークル 689人	18サークル 695人	19サークル 750人	19サークル 750人	19サークル 750人
個人ボランティア数	0人	0人	12人	24人	14人	15人

■ボランティアサークル連絡協議会加入サークル活動内容

No.	名 称	活 動 内 容
1	六好会	六中地区の高齢者との交流活動、食事サービス、いきいきサロンの運営等
2	こもれびの会	老人福祉施設でのボランティア活動、行事参加、話し相手等
3	やまびこの会	ひとり暮らし高齢者等への電話訪問活動、交流等
4	たまき会	一中地区のひとり暮らし高齢者や高齢世帯等を対象にしたお弁当の調理、宅配等
5	ふたば会	二中地区のひとり暮らし高齢者や高齢世帯等を対象にしたお弁当の調理、宅配等
6	コスモスの会	三中地区のひとり暮らし高齢者や高齢世帯等を対象にしたお弁当の調理、宅配等
7	さくら会	四中地区のひとり暮らし高齢者や高齢世帯等を対象にしたお弁当の調理、宅配等
8	かすみ会	五中地区のひとり暮らし高齢者や高齢世帯等を対象にしたお弁当の調理、宅配等
9	むつみの会	六中地区のひとり暮らし高齢者や高齢世帯等を対象にしたお弁当の調理、宅配等
10	よつわの会	都和中地区のひとり暮らし高齢者や高齢世帯等を対象にしたお弁当の調理、宅配等
11	土浦朗読の会	朗読の学習会、録音図書製作、声の市・社協広報誌製作、リッチボイスの製作、視覚障害者との交流等
12	土浦手話の会	手話の学習会、ボランティア、聴覚障害者との交流等
13	ひまわりの会	市の広報誌点訳、図書点訳、お便り葉書の実施、視覚障害者との交流等
14	土浦市更生保護女性会	非行や犯罪に陥った人たちへの支援活動、子育て支援活動等
15	たんぽぽの会	霞ヶ浦医療センターの受付案内や「かすみ文庫」の整理等
16	大畑そば愛好会	施設・学校等を訪問し、手打ちそば作りの実演・指導、地域行事でのそば打ち実演
17	土浦市シルバーリハビリ体操指導士の会 「かたつむりの会」	介護予防・健康づくり体操「シルバーリハビリ体操」の普及活動、及び指導
18	美々の会	市内特養、老健、グループホーム等の入所者に対する傾聴ボランティア活動

ウ 広報活動

事業内容

広報紙「つちうら社協だより」を年4回（4、6、9、1月）市内全戸に配付し、その他、ホームページやSNSを活用し、世代に合った情報発信ツールにおいて、土浦市社会福祉協議会の事業内容や講座の開催などの情報を市民へ周知しています。

今後の方向性

引き続き、各種事業・講座等の情報を幅広い世代への広報活動として、「つちうら社協だより」やホームページ、SNSを有効に活用し、わかりやすく、利用しやすい広報を幅広い世代へ発信していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発行部数	234,000部	234,000部	234,000部	-	-	-
広報誌発行回数	-	-	4回	4回	4回	4回
ホームページアクセス数	-	-	11,314回	11,427回	11,541回	11,656回

エ 福祉体験講座

事業内容

福祉への理解を高めるため、各学校や地域の団体等に対し、手話体験、点字体験、アイマスク体験、インスタントシニア体験、各種講話等の講師を派遣します。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたため、学校側からの依頼が増加したと思います。今後、子どもたちが福祉への理解を深められるような内容となるよう、福祉教育に対する考え方や実施の仕方等、学校側との調整を細やかに実施していきたいと思っています。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小 学 校 (義務教育学校 6年生まで含む)	12回	12回	32回	32回	32回	32回
中 学 校 (義務教育学校 7年生からを含む)	0回	1回	8回	8回	8回	8回

51 地域介護教室事業

事業内容

次世代を担う中学生以上の市民を対象に、高齢者や認知症への理解を深めるとともに、地域や家庭内での介護力の向上を目指し、介護教室を実施します。

今後の方向性

中学生以上の市民に対し、地域福祉への理解を深める手段として、今後も興味や関心をもってもらえるように工夫しながら、継続して介護教室を実施します。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	中止	18人	30人	30人	30人	30人

52 高齢者と子供のふれあい事業

事業内容

高齢者クラブが実施する生活文化の伝承など、児童等との世代間交流活動を推進するための事業費を助成します。

今後の方向性

世代間交流の推進を図るため、高齢者クラブに対する周知啓発活動に、積極的に取り組んでいきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	17クラブ	18クラブ	16クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ

(3) 潤い・憩いを感じる事業

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

53 各種スポーツ大会事業

事業内容

各種スポーツ活動の推進と相互交流の促進を図ることにより、健康増進と生きがいを高めることを目的に、高齢者スポーツ大会・高齢者ゲートボール大会を実施しています。

今後の方向性

両事業ともに継続して事業を実施します。
より多くの高齢者に参加してもらえよう、周知の徹底、ニュースポーツを入れるなど創意工夫し、健康増進と生きがいづくりを推進していきます。また、近年、グラウンドゴルフに参加する方が増加している傾向です。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大会回数	1回	1回	2回	2回	2回	2回
参加人数 (延べ人数)	35人	37人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人

54 高齢者趣味クラブ・生きがい教室、高齢者芸能発表会・作品展示即売会の活動事業

事業内容

高齢者が趣味や特技を発表し、技術の向上と生きがいを高め、豊かな生活を送るよう、高齢者自ら福祉の増進を図ることを目的とし、発表の場を提供します。

今後の方向性

既存の事業をこれまでどおり継続するとともに、趣味活動による生きがいづくりを推進して行きます。

◆実績と計画値

項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者趣味 クラブ	回数	108回	175回	195回	195回	195回	195回
	人数	877人	1,251人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
生きがい 教室	回数	46回	47回	48回	48回	48回	48回
	人数	385人	354人	350人	350人	350人	350人
高齢者芸能 発表会・作品 展示即売会	回数	中止	1回	2回	2回	2回	2回
	人数	中止	84人	300人	300人	300人	300人

55 老人福祉センターの利用活動事業

事業内容

高齢者に対して、生活・健康等の相談・教養の向上及びレクリエーションの便宜を総合的に供与し、健康増進や生きがいづくりの場として3施設が配置されています。

今後の方向性

今後も老人福祉センターの周知活動に努めるとともに、利用者が安心快適に施設を利用できるよう、施設修繕や設備更新を行います。

なお、今後は同種施設である老人福祉センター3か所、新治総合福祉センター、ふれあいセンターの5施設でのサービスのあり方や適正配置を検討していきます。

◆実績と計画値

項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
湖畔荘	年間 利用者数	5,938人	12,299人	15,800人	18,300人	20,800人	23,280人
	年間 利用日数	177日	291日	293日	293日	295日	293日
	1日当たりの 平均利用者数	34人	42人	53人	62人	70人	79人
つわぶき	年間 利用者数	10,905人	16,139人	19,500人	20,840人	22,180人	23,520人
	年間 利用日数	193日	293日	293日	293日	295日	293日
	1日当たりの 平均利用者数	57人	55人	66人	71人	75人	80人
うらら	年間 利用者数	10,712人	15,006人	16,100人	19,200人	22,330人	25,330人
	年間 利用日数	195日	286日	299日	302日	300日	296日
	1日当たりの 平均利用者数	55人	52人	53人	63人	74人	85人

56 ふれあいセンターながみねの利用活動事業

事業内容

隣接する清掃センターのごみ焼却時に発生する余熱を有効活用し、高齢者の生きがい活動施設や、多くの方々が利用できる多目的ホール、水中運動を目的とした運動プール・気泡浴の温水利用施設等を整備した複合的な福祉施設です。

今後の方向性

市民の福祉の増進を図るとともに、世代間交流の場として、子どもから高齢者の方まで幅広い利用を目指し、余暇活動の充実・健康意識の啓発に努めます。

また、利用者が安心快適に施設を利用できるよう、施設修繕や設備更新を行います。

なお、今後は同種施設である老人福祉センター3か所、新治総合福祉センター、ふれあいセンターの5施設でのサービスのあり方や適正配置を検討していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用者数	48,064 人	84,440 人	98,100 人	98,100 人	98,100 人	98,100 人
開 館 日 数	200 日	307 日	309 日	307 日	308 日	307 日
1 日 平 均	240 人	275 人	317 人	319 人	318 人	319 人

57 新治総合福祉センターの利用活動事業

事業内容

ふれあいを主とした多世代交流及び高齢者等の健康増進、社会参加並びに自立意識の高揚を図るため、各種事業を実施しています。

今後の方向性

今後も、自主講座の開催や各種の趣味・娯楽活動など、子どもから高齢者まで幅広い多世代交流の場としての周知を図り、地域福祉の推進を図っていきます。

なお、今後は同種施設である老人福祉センター3か所、新治総合福祉センター、ふれあいセンターの5施設でのサービスのあり方や適正配置を検討していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用者数	6,430 人	14,667 人	17,300 人	18,100 人	19,000 人	19,900 人
年間利用日数	193 日	292 日	293 日	293 日	292 日	292 日

第4節 インフォーマルサービス

重点施策：Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

重点施策：Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

58 宅配型食事サービス事業

事業内容

孤独感の解消・安否確認等を目的とし、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して、市内のボランティアが月2回、弁当を手作りし、宅配を行っています。

今後の方向性

今後も各地区のボランティアの協力により、事業の充実を図り、継続していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	219 人	214 人	214 人	214 人	214 人	214 人
延べ配食数	4,280 食	4,711 食	4,622 食	4,622 食	4,622 食	4,622 食

59 会食型食事サービス事業

事業内容

ひとり暮らし高齢者が一堂に会し、ボランティアの手作り弁当を会食し、レクリエーション等を楽しみ、孤独感の解消や仲間づくりを図ることを目的としています。開催場所は、地区コミュニティーセンター（地区公民館）や老人福祉センターです。

今後の方向性

地域の実情に応じ、開催方法、内容を検討し、会食会を実施していきます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	27回	20回	22回	22回	22回	22回
参加人数 (延べ人数)	1,767人	1,886人	930人	930人	930人	930人

60 友愛サービス事業

事業内容

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざして、会員制による家事援助等のサービスを提供するものです。一般市民が「協力会員」、虚弱な高齢者や障害者の方が「利用会員」となり、サービスを受け取ることができる事業です。また、障害児支援ネットワークとして土浦市教育委員会学務課より依頼があった身体に障害のある生徒に対し、学校内で支援活動を行う事業です。

今後の方向性

住民参加による福祉サービスの提供という、事業本来の特徴を生かし、介護保険事業との連携を図りながら、事業の充実に努めます。多様化するニーズに対応できるよう、協力会員の確保を行っていきます。

◆実績と計画値

項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 会員	登録 者数	25人	28人	20人	22人	23人	25人
	利用 件数	264件	262件	200件	220件	230件	250件
協力 会員	登録 者数	29人	25人	22人	23人	24人	25人
利用時間 (時間)		929.5時間	977.0時間	650.0時間	680.0時間	690.0時間	700.0時間

61 ふれあい電話訪問サービス事業

事業内容

ひとり暮らしの高齢者等に対し、ボランティアが電話訪問することにより、安否確認、孤独感・不安感の解消を図ります。

今後の方向性

本事業を必要としているひとり暮らし高齢者、日中独居高齢者等を把握し、各関係機関と連携を図り、事業の周知に努めます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	20人	21人	20人	21人	22人	23人
利用件数	380件	422件	380件	399件	418件	437件

62 ふれあいいいききサロン事業

事業内容

高齢者等が徒歩で参加できる日常生活圏域を拠点として、地域の人々が協働で企画運営していく地域福祉活動です。

今後の方向性

高齢者のみならず子育て支援や集いの場づくりに係わる小地域での活動の把握及び相談支援の強化に努め、ニーズに応じた細やかな支援を行うことで、新たなサロンの立ち上げにつなげます。

◆実績と計画値

項 目	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催力所数	31力所	32力所	30力所	31力所	32力所	33力所

第2章 介護保険事業

第1節 サービスの円滑化に向けた方策

1 利用料の軽減措置

国の利用料等の軽減制度に加え、本市独自の施策による低所得者等に対する利用料軽減については、引き続き実施し、サービス利用の促進を図ります。

(1) 居住費・食費の補足的給付(特定入所者介護サービス費)

居住費・食費については、所得の低い第1段階から第3段階までの方に対し、下表に示すように負担限度額を設けて、低所得の方の負担軽減を図っています。

その上で、国が定めた基準費用額と負担限度額の差額について、補足的な給付として、介護保険により給付しています。

《自己負担限度額》

(1日あたり)

利用負担額		居住費				食費	
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型個室	多床室	施設 入所	ショート ステイ
第1段階	・本人・世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	特別養護老人ホーム、ショートステイは320円 介護老人保健施設490円	0円	300円	300円
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	特別養護老人ホーム、ショートステイは420円 介護老人保健施設490円	370円	390円	600円
第3段階(1)	本人・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	特別養護老人ホーム、ショートステイは820円 介護老人保健施設1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階(2)	本人・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方					1,360円	1,300円

《基準費用額》

(1日あたり)

利用負担額		居住費				食費	
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型個室	多床室	施設 入所	ショート ステイ
標準額	一般世帯	2,006 円	1,668 円	特別養護老人ホーム、 ショートステイは1,171 円 介護老人保健施設 1,668 円	855 円 (特養等) 377 円 (老健等)	1,445 円	

※制度改正により、変更になる場合があります。

(2) 高額介護サービス費

介護保険によるサービス利用者に対して、一定の利用者負担限度額を設けており、その金額を超えて支払った負担額を払い戻す制度です。

対 象 者	介護サービスの利用者負担限度額 (月 額)
現 役 並 み 所 得 の あ る 方	44,400 円
一 般 世 帯 の 方*	44,400 円
市町村民税非課税世帯の方	24,600 円
市町村民税非課税世帯のうち、所得額+年金収入額が80万円以下の方	15,000 円
生活保護受給者、市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	15,000 円

※制度改正により、変更になる場合があります。

(3) 訪問介護利用者負担軽減措置事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、所得が低く、定率負担額が0円となっている方で、65歳到達以前から障害者施策のホームヘルプサービスを利用していた方、及び40歳から64歳までの方で要支援・要介護の認定を受けている方を対象として、利用者負担額を全額免除しています。

(4) 社会福祉法人等利用者負担減額事業

国の制度は、低所得者で特に生活が困難な方を対象にしていますが、本市では市町村民税非課税世帯で前年の所得がない方を対象として、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、施設入所の各サービス等を利用した場合に、利用者負担額を2分の1に減額しています。

ただし、この制度は、減額を実施する旨を申し出た社会福祉法人のみが対象となります。

(5) 介護サービス特別事業（市独自事業）

要介護4、5の方を対象として、介護保険の居宅介護サービスにおける利用限度額を超えた部分について、要介護4の方にはサービス費用額3万円を限度として、要介護5の方にはサービス費用額5万円を限度として、超過額の一定割合を支給しています。

(6) 居宅介護サービス利用者負担額助成事業（市独自事業）

市町村民税世帯非課税で前年の所得がない方を対象として、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護を除く居宅介護サービスについて、利用者負担額の2分の1を助成しています。

2 サービスの質の向上に関する事業

(1) 介護相談員派遣事業

特別養護老人ホームやグループホームなどを介護相談員が訪問し、入居者の相談に応じることにより、疑問や不満、不安などの解消を図るとともに、身体拘束の有無の確認など施設における介護サービスの質の向上を促進します。

(2) 介護サービス評価事業

グループホームに関しては、既に第三者評価制度が導入されており、着実に実施されています。

また、その他のサービスに関しても、順次、介護サービス評価事業の導入促進を図ります。

(3) 事業者情報の公開

介護保険は、サービスの質の向上を図る観点からも、利用者が自らサービスを選択し、利用することが望ましいとされています。

こうしたことから、平成18年度からは事業者の情報を公開する制度が始まったことを受けて、本市においても、事業者情報の登録・公開について各事業者への周知に努めています。

3 事業者への指導・監督の強化

平成18年度から、事業者への指導・監督の強化のため、保険者に対して、事業者への立入権限が付与されました。

また、介護保険サービスの中で、地域密着型介護サービスについては、保険者（市町村）が指定権限や指導・監督権限を有することから、事業者への指導・監督を行っています。

今後も、事業者への指導・監督を行い、適正な介護サービス供給体制の維持に努めます。

第2節 要介護状態を予防するための目標設定

高齢化の進展に伴い、介護保険サービスを必要とする方が増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。このまま推移していくと、令和7年4月1日における要支援・要介護認定者数の見込みは、令和5年4月1日現在に比べて8%以上増加し、7,859人に増加が見込まれます。

市では、サービスを必要とする方に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、一般高齢者が要介護者等にならない取り組みや、重度化を防止する取組を重点的に行います。

それらの取り組みの達成状況を、毎年度評価するとともに、最終的な成果指標を掲げ、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができることを目指します。

(1) 各段階における取組

①一般高齢者の予防の取り組み

一般高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域で参加できる機会を増やしていくことが重要であり介護予防につながります。

また、出来る限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつなげていくことも重要となっています。

一般介護予防事業である介護予防把握事業により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする高齢者について、アウトリーチ活動（積極的な訪問支援）を通じて把握し、介護予防活動につなげます。フレイル予防啓発講座や、シルバーリハビリ体操教室及び指導士養成、生きがい対応型デイサービス等の充実を支援し、高齢者の活動や交流の場の確保に努めます。また、リハビリテーション専門職を交え定期的に事業の評価を実施し、個人の能力に応じた自立した日常生活の維持・継続を図る支援策を検討していきます。

さらに、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、各地域において、住みやすくするための取り組みを協議する協議体を設置し、その地域に適した、多様な主体による重層的な生活支援サービス等を発掘・開発する事業を推進していきます。

〔評価指標〕

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	開催回数	参加者延人数	開催回数	参加者延人数	開催回数	参加者延人数
介護予防把握事業	220 件		230 件		240 件	
フレイル予防啓発講座	28 回	720 人	32 回	765 人	36 回	810 人
生きがい対応型デイサービス事業	49,390 人		53,180 人		56,970 人	
介護予防応援隊事業	60 回	1,140 人	65 回	1,300 人	70 回	1,470 人
シルバーリハビリ教室開催	13,600 人		14,600 人		15,600 人	
シルバーリハビリ指導士養成	16 人		16 人		16 人	
介護予防評価会議	3 回		3 回		3 回	
協議体の開催数	51 回		51 回		51 回	

②要支援・要介護認定者の重度化防止

要介護認定者等については、介護保険サービスの提供を適切かつ充実させることにより、重度化の防止に取り組めます。いつまでも在宅で生活できるよう、適切なサービスにつなげることにより、要介護認定者等の重度化の防止に努めます。

また、在宅療養者の生活の場で医療と介護が一体的に提供されるよう、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識し、多職種協働の研修会の開催等に取り組めます。

認知症対策については、国の「認知症施策推進大綱」及び「認知症基本法」等を踏まえ、認知症施策の総合的な推進を図ります。特に、認知症の疑いのある方、初期段階の方を把握し、認知症初期集中支援チームの活動を活発に行うことによって、認知症の重度化防止に努めます。

〔評価指標〕

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携拠点事業の多職種協働研修会の参加者数	188 人	196 人	212 人
認知症初期集中支援チームの対応件数	30 件	30 件	30 件

（２）最終的な目標（成果指標）

一般高齢者が適切な介護予防サービスを利用することによって、要介護状態にならないことが重要であり、本市では、65 歳以上の要支援・要介護認定率、新規の要介護認定者数の現状維持を目標に、各事業の充実を図ります。

また、適正な介護保険サービスの利用を促すことによって、要介護認定者の重度化を防止するため、在宅サービスの利用率の増加を目標に適切な介護保険サービスの提供に努めます。

区 分	現状値		最終目標
65 歳以上 要支援・要介護認定率	17.3% (令和 5 年)		19.0%以下 (令和 8 年推計値以下)
新規の要支援・要介護 認定者数	2,075 人 (令和 4 年度)	➡	2,671 人以下 (令和 8 年度推計値以下)
在宅サービス利用者の 割合	76.8% (6 月実績)		79% (在宅割合の増加)

（３）設定値の評価

前述した各取り組み及び最終目標については、毎年度評価を行い、以下の観点で自己評価を行います。

- ①達成できなかった（あるいは達成できた）理由や原因に関すること。
- ②目標の達成状況に影響していると考えられる他の取り組みや状況に関すること。
- ③取り組みで目指している課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- ④新たに見つかった課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- ⑤「取り組みと最終目標」の修正の必要性や改善に関すること。

上記の評価を毎年度行い、関係者で共有することにより、市全体を挙げて予防事業等に取り組み、令和 8 年度に最終評価を行い、第 9 期期間の取り組みについて検証し、今後の高齢者保健福祉事業・介護保険事業に生かしていきます。

なお、評価については「土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」に諮るとともに、県に報告します。

第3節 介護給付適正化の取り組み

介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要とするサービスを、介護サービス事業者がルールに従って、適切に提供するように促すことが重要です。

そのため、保険者である市の積極的な取組を推進するとともに、介護サービス事業者による事業の適正運営を促進します。

具体的には、国が示した「介護給付適正化計画」に関する指針をもとに茨城県が策定した「第6期茨城県介護給付適正化プログラム」も参酌しながら、3つの重要事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検及び福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検）の実施を中心とした取組を継続し、介護給付の適正化に努めます。

[具体的な事業]

① 要介護認定の適正化

認定調査員が行った要介護認定に係る認定調査の認定調査票を点検し、「認定調査票の記入の手引き」の定義等に基づいて適正に選択されているか確認を行います。

② ケアプランの点検・住宅改修等の点検及び福祉用具購入・貸与調査

ケアマネジャーが作成したケアプランの内容を点検し、ケアマネジメントが適正かつ効果的に行われているか評価及び指導を行います。

また、住宅改修費支給申請書及び福祉用具購入費支給申請書を審査し、その中で支給の必要性に疑義のあるものについて、事業者及び利用者に対し、電話又は実地により確認を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

茨城県国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を行います。

第3章 基盤整備

第1節 介護基盤整備

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に向け、介護基盤整備の促進を図ります。

1 在宅サービス

安心して自分らしい生活を実現するために、在宅においても施設と同等のサービスが受けられるよう、自宅で利用できるサービスの充実が求められています。

(1) 訪問介護

①現状

令和5年4月現在、市内には36事業所があり、令和5年3月のサービス利用者は、1,043人となっています。第8次計画開始時（令和3年3月、以下同じ）では35事業所、サービス利用者は986人であったことから、1事業所、57人（5.8%）の増加となっています。

②今後の方向性

サービス事業者・ケアマネジャーの実態調査では、「不足していると感じるサービス」の第1位となっていることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

(2) 訪問入浴介護

①現状

令和5年4月現在、市内には2事業所があり、令和5年3月のサービス利用者は、104人となっています。第8次計画開始時では1事業所、サービス利用者は90人であったことから、1事業所、14人（15.6%）の増加となっています。

②今後の方向性

第8次計画期間中に1事業所が増となった影響もあって、利用者は増加しています。自宅での入浴希望者に対応できるよう、今後も引き続きサービス内容の周知や、サービス提供事業所の情報提供を行います。

（３）訪問看護

①現状

令和５年４月現在、市内には 23 事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、763 人となっています。第８次計画開始時では 21 事業所、サービス利用者は 672 人であったことから、2 事業所、91 人（13.5％）の増加となっています。

②今後の方向性

在宅生活の継続にとって重要なサービスであるため、今後も引き続き利用実態を見極めながら、サービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（４）訪問リハビリテーション

①現状

令和５年４月現在、市内には 6 事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、151 人となっています。第８次計画開始時では 6 事業所、サービス利用者は 161 人であったことから、事業所数に増減はありませんが、10 人（6.2％）の減少となっています。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（５）通所介護（デイサービス）

①現状

令和５年４月現在、市内には 31 事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、1,305 人となっています。第８次計画開始時では 32 事業所、サービス利用者は 1,306 人であったことから、1 事業所、1 人（0.1％）の減少となっています。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

(6) 通所リハビリテーション（デイケア）

①現状

令和5年4月現在、市内には13の事業所があり、令和5年3月のサービス利用者は、673人となっています。第8次計画開始時では13事業所、サービス利用者は656人であったことから、事業所数に増減はありませんが、17人（2.6%）の増加となっています。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

(7) 短期入所生活介護（ショートステイ）

①現状

令和5年4月現在、市内には19の事業所があり、令和5年3月のサービス利用者は、379人となっています。第8次計画開始時では19事業所、サービス利用者は335人であったことから、事業所数に増減はありませんが、44人（13.1%）の増加となっています。

一方、利用者数が400人を超えていた第7次計画期間と比較すると、利用者は5%以上減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、入退所の制限を一定期間実施した事業所が複数あったことが原因と考えられます。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

(8) 短期入所療養介護

①現状

令和5年4月現在、市内には9の事業所があり、令和5年3月のサービス利用者は、32人となっています。第8次計画開始時では8事業所、サービス利用者は26人であったことから、事業所数は1事業所、サービス利用者は6人（23.1%）の増加となっています。

②今後の方向性

介護老人保健施設又は医療機関等でのサービスのため、利用者は少ない状況ですが、療養が必要な方がいることから、必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（９）特定施設入居者生活介護

①現状

令和５年４月現在、介護専用型と併用型を合わせて、市内に５施設（定員４７４人、そのうち介護専用居室１６９人）が整備されています。本市被保険者の利用状況については、介護専用居室には、市外の施設入居者を含め１４７人が入居しています。第８次計画開始時では５施設、サービス利用者は１３１人であったことから、施設数に増減はありませんが、サービス利用者は１６人（１２．２％）の増加となっています。

②今後の方向性

介護専用居室の入居率は上昇傾向にあり、今後も需要の増加が見込まれることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（１０）居宅介護支援

①現状

令和５年４月現在、市内には４５の事業所があり、実態調査時に調査対象としたケアマネジャーは１５８人です。第８次計画の調査時では４３事業所、令和２年の実態調査時に調査対象としたケアマネジャーは１５２人であったことから、２事業所、６人（３．９％）の増加となっています。

②今後の方向性

市内のケアマネジャーはやや増加していますが、今後は主任ケアマネジャーの育成・確保が重要となることから、関係機関との連携を図りながら、より専門性を高められるよう、引き続き事業所運営指導やケアプラン点検等を実施します。

２ 地域密着型サービス

地域密着型サービスの整備にあたっては、日常生活圏域において高齢者が安心して暮らせるよう整備を促進し、サービスの充実に努めます。

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

①現状

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護のサービス提供事業所については、令和５年４月現在、市内に該当する事業所はありません。

②今後の方向性

サービス事業者・ケアマネジャーの実態調査では、「不足していると感じるサービス」の上位となっていることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（２）小規模多機能型居宅介護

①現状

令和５年４月現在、市内には２事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は３９人となっています。第８次計画開始時では１事業所、サービス利用者は２０人であったことから、事業所数は１事業所、サービス利用者は１９人（９５．０％）の増加となっています。

また、令和５年度中に１事業所が開設されたことから、第９次計画開始時には３事業所となる見込みです。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続き利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（３）認知症対応型通所介護

①現状

令和５年４月現在、市内には３事業所（定員２１人）の整備がされていますが、そのうち３事業所は、グループホーム共用型で、定員も１０人未満と小規模なものです。第８次計画開始時では４事業所、定員数は２７人であったことから、事業所数は１事業所、６人（２２．２％）の減少となっています。

②今後の方向性

認知症基本法が成立するなど、認知症施策の推進は自分らしく地域で生活し続けるために非常に重要な施策となっています。本市においても、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（４）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

①現状

令和５年４月現在、１２施設２０６床の整備がされており、入居者は１９３人で、１３床の空きがある状況です。第８次計画開始時は、１５施設２４２床に対して入居者は２０８人で、３４床の空きがあったことから、恒常的に空床があるものの、その数は減少してきています。

②今後の方向性

認知症対策は喫緊の課題であることから、本市における認知症の現状を今後もさらに分析し、必要なサービスが円滑に確保されるよう基盤整備を検討していきます。

また、現状は事業所の分布に偏りがあることから、検討に当たっては、事業所が多い五中地区を除く圏域を対象とします。

（５）地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

①現状

令和５年４月現在、市内には２２の事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、４７１人となっています。第８次計画開始時では１９事業所、サービス利用者は３９９人であったことから、３事業所、７２人（１８．０％）の増加となっています。

②今後の方向性

今後も引き続き必要なサービスが円滑に提供されるよう、サービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（６）看護小規模多機能型居宅介護

①現状

令和５年４月現在、市内には１事業者があり、令和５年３月のサービス利用者は、７人となっています。第８次計画開始時では２事業所、サービス利用者は２１人であったことから、１事業所、１４人（６６．７％）の減少となっています。

②今後の方向性

事業所数が減少したことでサービス利用者数も減少していますが、サービス事業者の実態調査では、「不足していると感じるサービス」の上位となっていることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

３ 施設サービス

自宅での生活を望む一方で、必要に応じて施設への入所が可能となる環境の整備が求められています。

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 地域密着型を含む）

①現状

令和５年４月現在、市内には１９施設（地域密着型７施設を含む）９６４床の整備がされています。本市被保険者の利用状況については、令和５年３月に市内の施設に入所されていた方が７３９人、市外の施設利用者１３２人を含めると８７１人が入所しています。

②今後の方向性

令和５年３月現在の市内施設への入所申込者（待機者）数は１７６人となっていますが、このうち、入所の必要性が高いと考えられる要介護３以上の方及び要介護２以下の特例入所に該当する方であって、申込から１年以内かつ自宅で待機している方の数は５０人となっています。同じ条件で集計した令和２年３月末時点の待機者は５５人で、大きな増減は見られません。

令和８年度までは既存の供給量で概ね対応できると考えられるため、新規の施設

整備は見込みませんが、待機者の一部が施設併設の短期入所生活介護を利用している実態があることを踏まえ、当該短期入所生活介護から介護老人福祉施設への一部転換について検討を行います。

（２）介護老人保健施設

①現状

令和５年４月現在、市内には７施設（サテライト１施設を含む）５５８床の整備がされています。本市被保険者の利用状況については、令和５年３月に市内の施設に入所されていた方は３３８人、市外の施設入所者１５７人を含めると４９５人が入所しています。

②今後の方向性

介護老人保健施設は、リハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、在宅復帰を目的とする施設のため退所者も多く、第４次計画から順次施設整備を行ってきたことから、令和５年３月末の要介護３以上の入所待機者数は２人と少なく、整備済の施設で対応できる見込みです。

令和８年度までは既存の供給量で充足できると考えられるため、新規の施設整備は見込みません。今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（３）介護医療院

①現状

令和５年４月現在、市内には１施設 ９６床の整備がされています。本市被保険者の利用状況については、令和５年３月に市内の施設に入所されていた方は３８人、市外の施設入所者４人を含めると４２人が入所しています。

②今後の方向性

市内施設はほぼ満床で推移していますが、本市被保険者の利用は４割程度となっています。令和８年度までは既存の供給量で充足できると考えられるため、新規の施設整備は見込みません。今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

第2節 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、多様な介護ニーズの受け皿として全国的に増加している状況にあります。

令和4年7月1日現在、市内には下の表のとおり設置されており、新たに令和5年度中に住宅型有料老人ホーム1施設（定員49人）が開設される予定です。

施設区分	施設数	入居定員	入居者数
住宅型有料老人ホーム	13ヵ所	538人	391人
サービス付き高齢者向け住宅	21ヵ所	694人	566人

（令和4年7月1日現在）

第3節 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの機能

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

引き続き、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の3職種がチームとなって連携し、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族の多様なニーズに適切に支援できるよう、関係機関等との連携体制づくりを促進します。

【地域包括支援センターが担当する主な業務】

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務

【地域包括支援センターが行う介護保険サービス】

- ◇ 介護予防支援事業所

2 地域包括支援センターの設置

本市では、以下の2か所に設置しています。

土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら	土浦市大和町 9-2 ウララ 2 総合福祉会館 4 階	824-0332
医療法人社団 青洲会 地域包括支援センターかんだつ	土浦市神立中央五丁目 4-14	869-7035

3 地域包括支援センターのランチ機能

在宅介護支援センターは、日常生活圏域に設置し、地域包括支援センターの地域における窓口（ランチ）としての役割を果たし、地域包括支援センターの専門的支援につなげます。

地域住民に最も身近な場所で、地域の高齢者に、高齢者福祉に関する情報の提供、相談及び支援等の役割を担い、また、高齢者の実態把握や相談業務、介護予防の周知・啓発等も行います。

【在宅介護支援センターが担当する業務】

- 高齢者の実態把握調査
- 各種保健福祉サービスの利用啓発
- 在宅介護等に関する各種の総合相談及び指導、助言
- 各種保健福祉サービスの申請代行及び利用の調整

4 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの公平・公正な運営の確保をするため、地域包括支援センター運営協議会を設置します。

地域包括支援センター運営協議会は、保健・医療・福祉関係者等の15名程度により構成するものとし、年3回程度開催し、地域包括支援センターの活動状況の報告、年間活動計画の承認等を行います。

なお、地域包括支援センター運営協議会の役割は、以下のとおりです。

- ①地域包括支援センターの設置等に関する事項の承認に関すること
- ②地域包括支援センターの運営に関すること
- ③地域包括支援センターの職員の確保に関すること
- ④その他の地域包括ケアに関すること

なお、④その他の地域包括ケアに関することとして、「ふれあい調整会議」など個別ケースの検討により抽出された地域課題を、地域づくりや政策形成に結びつけていくために「地域ケア推進会議」を開催します。

5 地域包括支援センターの機能強化

住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム実現のための中核機関として期待されています。

8050問題やヤングケアラーなど複雑化・複合化したニーズに対応した支援や、認知症高齢者及びその家族介護者への支援など、地域包括支援センターの役割は今後もより重要になると考えられることから、地域包括支援センター間での役割を分担し、地域包括支援センターのブランチ機能を担う在宅介護支援センターも含めた連携により機能強化を図ります。

■土浦市在宅介護支援センター一覧

地区名	名 称	住 所	電 話
一中地区	滝の園	土浦市穴塚 1935	821-3332
	協同病院	土浦市おおつ野四丁目 1-1	846-3743
二中地区	静霞園	土浦市東若松町 3379	822-5009
三中地区	もりの家	土浦市北荒川沖町 8-1	841-6055
四中地区	飛羽ノ園	土浦市小松三丁目 18-18	826-3822
五中地区	神立病院	土浦市神立中央五丁目 4-14	833-1025
六中地区	やすらぎの園	土浦市小岩田西二丁目 1-49	835-3135
都和中地区	セントラル土浦	土浦市真鍋新町 12-10	893-6100
新治地区	憩いの里	土浦市高岡 2315	829-3033

《一中地区の担当地区割り》

滝の園	大町、大手町、文京町、立田町、千束町、生田町、 桜町一・二・四丁目、田中町、田中一～三丁目、虫掛、穴塚、 矢作、飯田、佐野子、粕毛
協同病院	中央一・二丁目、東崎町、城北町、川口一・二丁目、大和町、 桜町三丁目、有明町、港町一～三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、 滝田一・二丁目、湖北一・二丁目

第4節 地域包括ケアシステム（ふれあいネットワーク）の深化・推進について

1 地域包括ケアシステムの充実

少子高齢社会により高齢者夫婦世帯や一人暮らし世帯、さらに認知症高齢者の増加により、高齢者を取り巻く環境は複雑化しています。

高齢者のニーズに応じて包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムのさらなる充実が求められており、本市では、地域ぐるみで子どもから高齢者など生活上の困難を抱えるすべての市民を支援する「ふれあいネットワーク」の体制を構築しています。

また、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整、社会資源の開発を行う地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの強化・充実に努めます。

2 ふれあいネットワークの役割

ふれあいネットワークは、市民・行政・医療機関などの連携により、保健・医療・福祉のサービスが一体的に提供され、いつでもどこでも必要なときに、適切なサービスが受けられ、地域の人々が「共に支え合うことができるまち」を確立するための地域包括ケアシステムの役割を担います。

《総合計画における地域包括ケアシステムの位置付け》

第9次土浦市総合計画

地域や家庭の抱える課題の複雑化による市民のニーズの多様化・高度化に対応するため、高齢者や障がいのある人、子どもなど生活上の困難を抱える全ての市民を対象に、保健・医療・福祉と地域住民が連携して、支援を行う土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」の更なる深化に向けた取り組みを行い、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の構築につなげていきます。

また、土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」を基に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の整備を推進することで、地域共生社会の実現を目指します。

3 ふれあいネットワークの概要

(1) ふれあい調整会議

地域住民が抱えている問題や悩みに対して、医師・薬剤師・保健師・看護師・民生委員児童委員・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・ボランティア・地区市民委員会福祉部及び行政職員などが専門的な立場から、要援護者に対して支援の方向性を検討する「ふれあい調整会議」を2か月に1回実施します。

(2) スクラムネット

要援護者に対して早急な対応が必要な場合は、社会福祉協議会・社会福祉課・障害福祉課・高齢福祉課・健康増進課・こども包括支援課・地域包括支援センター・在宅介護支援センターなどの実務レベルでの職員による「スクラムネット」を実施しています。

「スクラムネット」は、即応型対策を協議する場となっており、毎月1回の定例会に加え必要に応じて実施します。

(3) 地域ケアコーディネーター

地域の連絡調整役として、各地区公民館に社会福祉協議会の職員が配置されています。

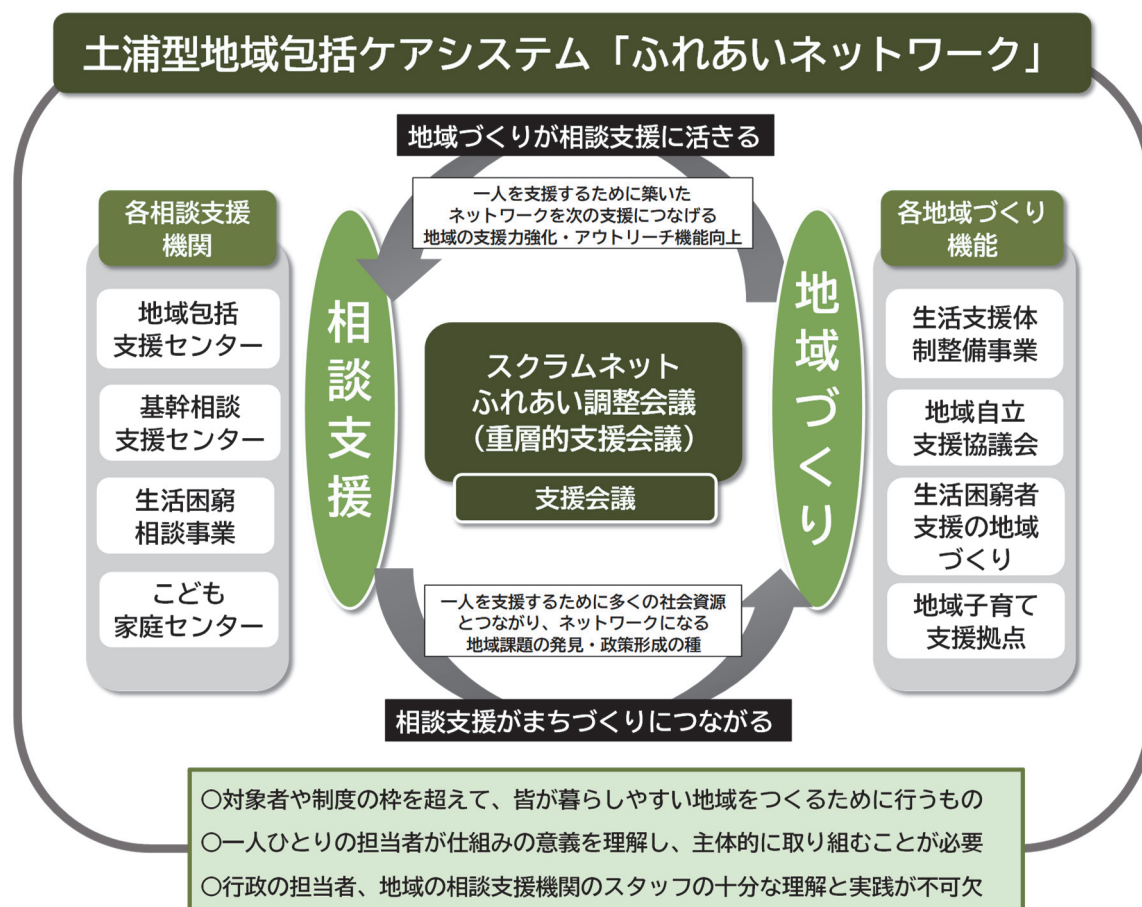
地域住民が抱えている問題や悩みの相談に応じ、住み慣れた地域や家庭で安心して生活することができるように、保健・医療・福祉の各専門機関及び民生委員児童委員やボランティアなどと連絡を密にしながら、その方に適した福祉や介護のサービス、医療機関等及び各種制度など地域における社会資源の利用を図ります。

(4) 重層的支援体制整備事業

本市では、現在の重層的支援体制整備事業にも対応できるシステムとして、以前から相談事業の中心としている土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」を継続的に推進しています。今後、さらに拡充・充実させることを目指し、かつ実現させるため、精力的、積極的に取り組んでいきます。

4 福祉コミュニティ圏（中学校区）における地域包括ケアシステム

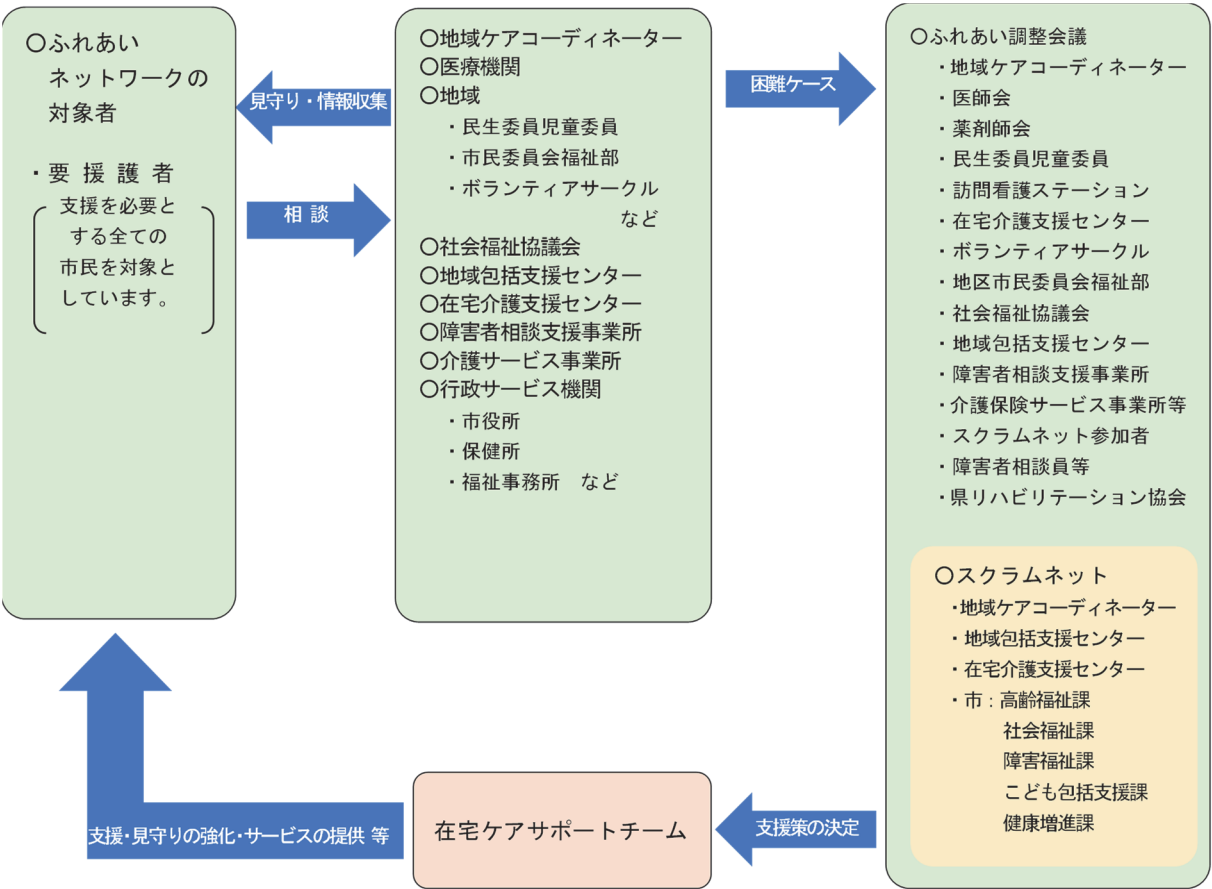
○ふれあいネットワークのイメージ図



※土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」とは

全国に先駆け、高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象とし、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援しています。

○相談支援のながれ

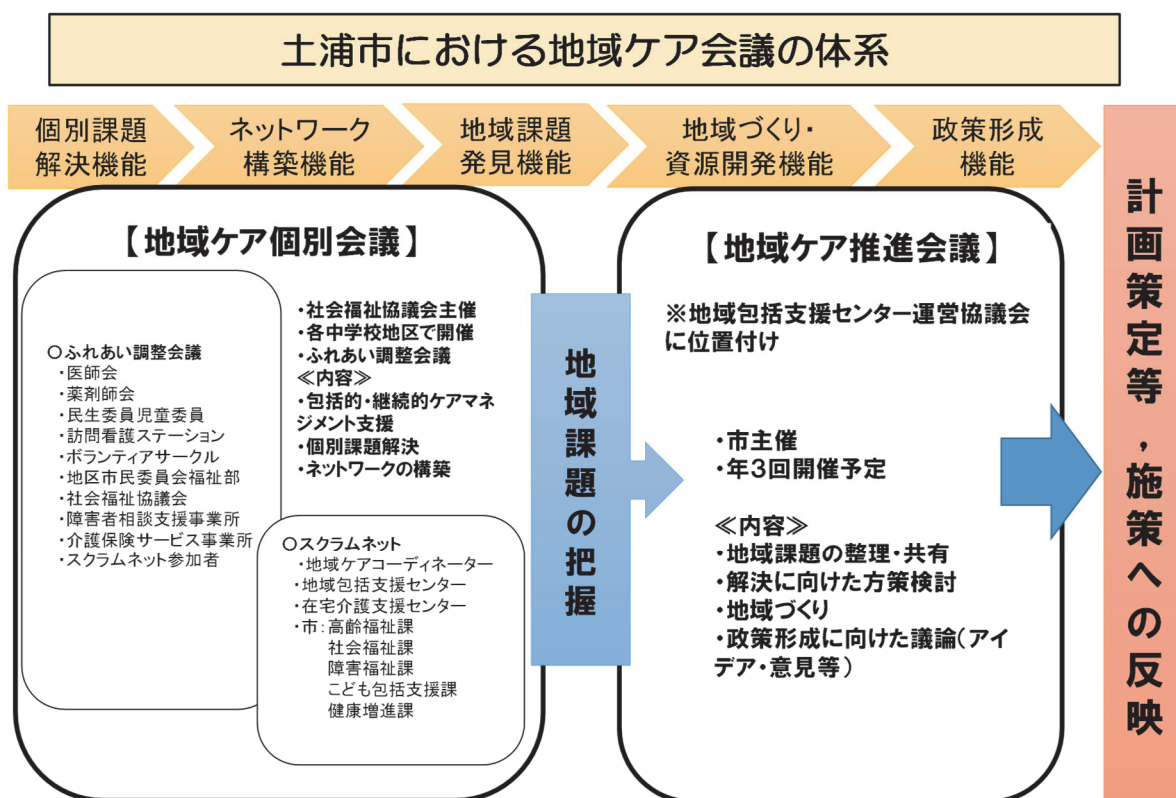


第5節 地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの充実を図るため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。

なお、地域ケア会議の運営に当たっては、地域課題を随時受け付ける窓口を明確にし、地域課題解決のための検討につなげていく体制を整えることや、医療と介護の関係者の連携の推進により、地域ケア会議が円滑に実施することができる環境を整えます。

○地域ケア会議のイメージ図



第6節 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

全国的にも、福祉・介護の分野で、人手不足が慢性化しており、従業員の確保及び定着化は、福祉・介護サービスを実施する事業所にとって極めて重要な課題となっています。

市では、必要となる介護人材の安定的な確保と質の向上に向け、国や県と連携し、介護の仕事のイメージ改善・理解促進、人材のマッチング、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進します。

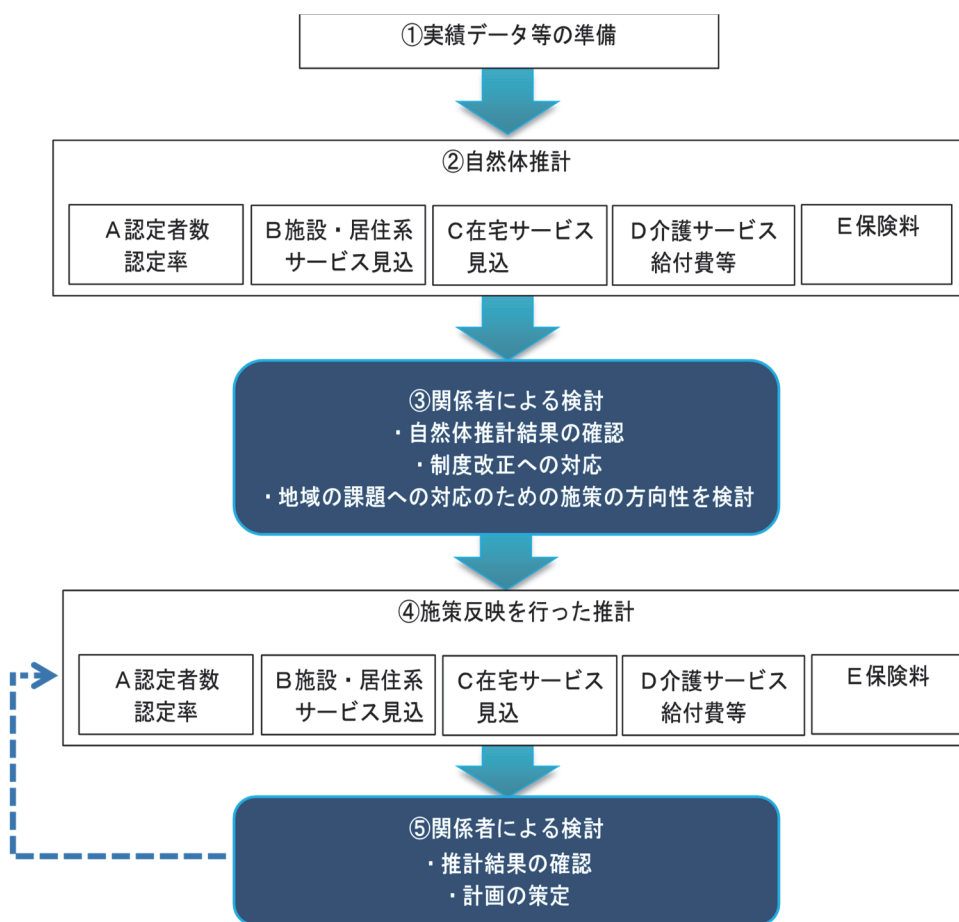
また、市は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組めます。

第4章 保険給付の見込み

第1節 介護保険事業量の推計手順

介護保険事業量の推計については、下記の手順で検討しています。

- ①過去の実績等必要なデータ等を用意します。
- ②実績データから、下図のA～Cについて自然体推計を行い、Dの介護サービス給付費等やEの保険料を推計します。
- ③②の結果を、関係者からの意見、介護報酬の改定等の制度改革を踏まえて調整します。
- ④制度改革への対応内容や検討した施策の効果を見込んで推計します。
- ⑤施策反映後の推計結果を確認、検証作業を繰り返し推計します。



第2節 利用量の見込み

1 介護給付サービス利用量の見込み（年間）

区分		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
居宅介護サービス	訪問介護	回	280,174	295,116	308,483	321,798
		人	12,144	12,696	13,152	14,028
	訪問入浴介護	回	6,391	6,703	7,082	7,276
		人	1,224	1,284	1,356	1,392
	訪問看護	回	71,815	75,238	78,252	82,814
		人	9,576	10,032	10,416	11,052
	訪問リハビリテーション	回	17,903	18,824	19,732	20,623
		人	1,656	1,740	1,824	1,908
	居宅療養管理指導	人	10,164	10,692	11,148	11,712
	通所介護	回	173,946	182,093	188,752	200,819
		人	16,296	17,028	17,616	18,828
	通所リハビリテーション	回	60,654	63,391	65,489	70,127
		人	7,500	7,836	8,088	8,676
	短期入所生活介護	日	82,362	83,816	88,079	94,320
		人	4,980	5,064	5,268	5,724
	短期入所療養介護（老健）	日	1,531	1,531	1,735	1,735
		人	192	192	216	216
	短期入所療養介護（病院）	日	4,068	4,328	4,601	4,793
		人	228	240	252	264
	福祉用具貸与	人	28,992	30,336	31,416	33,468
	特定介護予防福祉用具購入費	人	276	300	312	336
	住宅改修費	人	444	480	480	528
	特定施設入居者生活介護	人	1,764	1,932	1,980	2,004

区分		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回	2,299	2,482	2,592	2,702
		人	204	216	228	240
	小規模多機能型居宅介護	人	864	924	936	996
	認知症対応型共同生活介護	人	2,424	2,508	2,568	2,784
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	1,884	1,884	1,884	2,184
	看護小規模多機能型居宅介護	人	108	108	120	120
	地域密着型通所介護	回	44,018	45,838	47,459	50,910
		人	6,000	6,252	6,456	6,948
施設サービス	介護老人福祉施設	人	8,688	8,688	8,688	10,128
	介護老人保健施設	人	6,156	6,156	6,156	7,284
	介護医療院	人	660	660	660	732
居宅介護支援		人	43,284	45,264	46,824	50,028

2 介護予防給付サービス利用量の見込み（年間）

区分		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護予防サービス	訪問入浴介護	回	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
	訪問看護	回	2,364	2,418	2,472	2,687
		人	648	660	672	732
	訪問リハビリテーション	回	1,651	1,718	1,718	1,963
		人	264	276	276	312
	居宅療養管理指導	人	120	120	120	144
	通所リハビリテーション	人	1,308	1,332	1,368	1,488
	短期入所生活介護	日	852	852	876	984
		人	132	132	144	156
	短期入所療養介護	日	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
	福祉用具貸与	人	3,672	3,768	3,852	4,188
	特定福祉用具購入費	人	84	84	84	96
	住宅改修費	人	156	156	156	180
	特定施設入居者生活介護	人	168	168	168	192
介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	24	36	36	36
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0	0
介護予防支援		人	5,460	5,592	5,724	6,216

3 介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用量の見込み（年間）

区分		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
総合事業	訪問介護相当サービス	人	1,788	1,788	1,788	1,824
	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	人	60	60	60	72
	通所介護相当サービス	人	5,340	5,376	5,424	5,220
	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	人	1,392	1,476	1,572	1,296
	介護予防ケアマネジメント	人	5,944	6,139	6,341	6,767

第3節 給付費の見込み

1 介護給付費の見込み（年間）

単位：千円

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
居宅介護サービス	訪問介護	801,667	845,104	882,936	922,201
	訪問入浴介護	82,109	86,239	91,127	93,596
	訪問看護	400,387	420,437	437,505	462,168
	訪問リハビリテーション	52,614	55,383	58,033	60,696
	居宅療養管理指導	93,624	98,632	102,895	107,969
	通所介護	1,372,979	1,441,254	1,496,487	1,585,583
	通所リハビリテーション	540,108	566,152	585,860	624,576
	短期入所生活介護	710,992	724,671	762,829	814,694
	短期入所療養介護（老健）	19,276	19,301	21,874	21,874
	短期入所療養介護（病院）	28,901	30,732	32,935	34,159
	福祉用具貸与	401,743	421,420	437,742	462,910
	特定福祉用具購入費	9,271	10,139	10,536	11,324
	住宅改修費	44,234	47,855	47,855	52,801
	特定施設入居者生活介護	357,556	392,628	402,392	406,990
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	27,191	29,613	30,881	32,149
	小規模多機能型居宅介護	146,345	156,630	159,551	167,910
	認知症対応型共同生活介護	595,681	617,120	631,944	685,229
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	502,368	503,004	503,004	584,704
	看護小規模多機能型居宅介護	16,033	16,053	18,196	18,196
	地域密着型通所介護	290,101	302,503	314,794	335,065

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
施設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	2, 187, 880	2, 190, 648	2, 190, 648	2, 555, 537
	介護老人保健施設	1, 823, 953	1, 826, 261	1, 826, 261	2, 158, 154
	介護医療院	269, 440	269, 781	269, 781	299, 211
居宅介護支援		651, 118	682, 949	707, 427	752, 860
介護給付費 合計		11, 425, 571	11, 754, 509	12, 023, 493	13, 250, 556

2 予防給付費の見込み（年間）

単位：千円

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	14, 451	14, 781	15, 092	16, 414
	介護予防訪問リハビリテ ーション	4, 732	4, 930	4, 930	5, 634
	介護予防居宅療養管理指 導	725	726	726	860
	介護予防通所リハビリテ ーション	44, 521	45, 379	46, 708	50, 717
	介護予防短期入所生活介 護	6, 042	6, 049	6, 185	6, 972
	介護予防短期入所療養介 護	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	26, 603	27, 299	27, 926	30, 363
	特定介護予防福祉用具購 入費	2, 123	2, 123	2, 123	2, 426
	介護予防住宅改修	15, 484	15, 484	15, 484	17, 827
	介護予防特定施設入居者 生活介護	11, 792	11, 807	11, 807	13, 602
	介護予防認知症対応型通 所介護	0	0	0	0
介護 予 防 サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1, 637	2, 458	2, 458	2, 458
	介護予防認知症対応型共 同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援		26, 544	27, 220	27, 862	30, 256
予防給付費 合計		154, 654	158, 256	161, 301	177, 529

3 介護予防・日常生活支援総合事業サービス給付費の見込み（年間）

単位：千円

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
総合 事業	訪問介護相当サービス	29,325	30,656	32,047	27,691
	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	134	140	146	127
	通所介護相当サービス	125,164	130,844	136,780	118,188
	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	12,326	12,885	13,470	11,639
	介護予防ケアマネジメント	28,713	30,016	31,378	30,627
合計		195,662	204,541	213,821	188,272

4 介護保険事業にかかる総事業費（年間）

単位：千円

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合計	令和 12年度
①	総給付費	11,580,225	11,912,765	12,184,794	35,677,784	13,428,085
②	特定入所者介護 サービス費等給付額	462,991	478,228	490,261	1,431,480	529,333
③	高額介護サービス費 等給付額	316,238	326,646	334,865	977,749	360,763
④	高額医療合算介護 サービス費等給付額	44,833	46,309	47,474	138,616	52,047
⑤	算定対象審査支払 手数料	9,955	10,283	10,541	30,779	11,962
⑥	地域支援事業費	561,919	608,798	660,313	1,831,030	526,645
総事業費（令和6年度～ 令和8年度の介護保険 事業費見込額）		12,976,161	13,383,029	13,728,248	40,087,438	14,908,835

第4節 介護保険の財源構成

1 介護保険給付費の負担割合

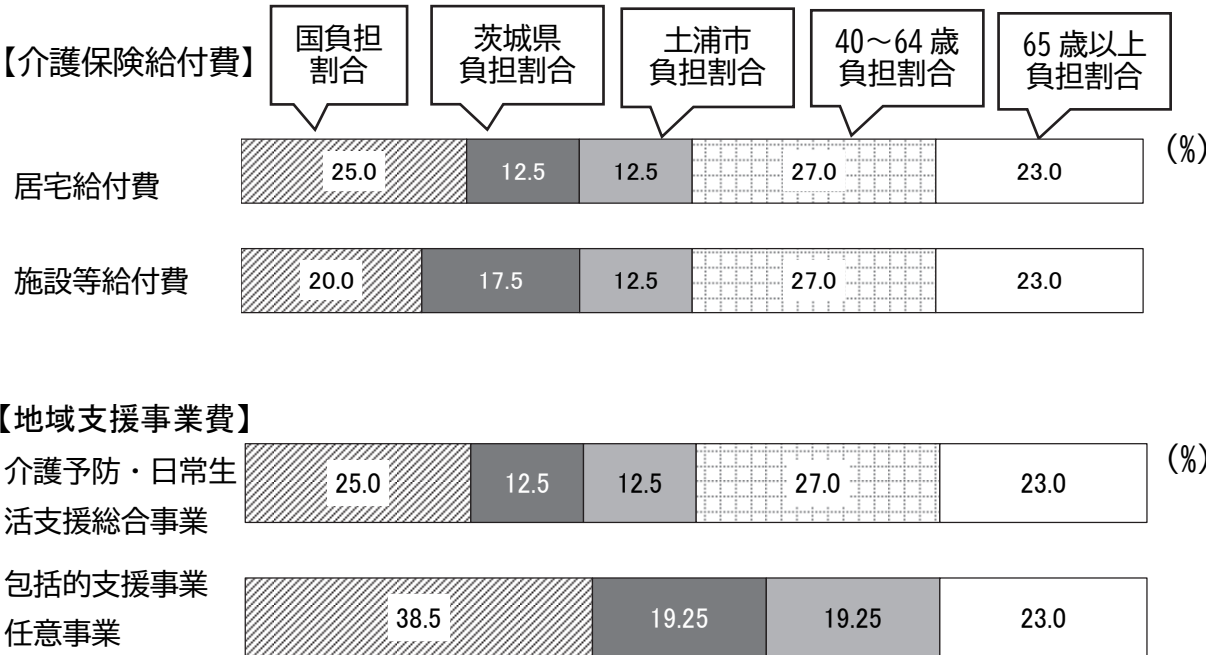
介護保険事業の事業費は、保険料と国・県・市の公費及び利用者負担（利用料）によって賄われています。被保険者の保険料負担割合は、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者は27%となっています。

2 地域支援事業費の負担割合

介護予防事業は、半分を国・県・市で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

包括的支援事業・任意事業は、77%を国・県・市で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

■介護給付費及び地域支援事業費の負担割合



※介護保険給付費及び地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業における国負担のうち、5%は財政調整交付金です。調整交付金とは75歳以上高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために国から交付され、全国平均5%となります。本市では第9次計画期間では3年間の平均4.10%と見込んで算定しています。

第5節 第1号被保険者の保険料

1 保険料基準月額の推計

令和6年度から令和8年度までの介護給付費と地域支援事業費を合計した総事業費は、介護報酬の増額改定（改定率+1.59%）、要介護等認定者数の増加に伴うサービス利用量の増等により、約401億円となる見込みです。このうち、23%に相当する約92億円が第1号被保険者の保険料負担分となります。

保険料基準額は、下表のように、国からの交付金等を保険料負担分から差し引いた額により算出しますが、本市では、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇抑制を図ります。基金の活用額は、令和5年度末の残高見込額約4億円のうち3億円を取り崩すこととし、保険料基準月額を201円引き下げます。

計算の結果、第9次計画期間中の保険料基準額は、年額73,800円、月額6,150円となります。（※まず月額について端数処理を行い、その上で年額を再計算しています。）

第1号被保険者の保険料基準額（月額）の算定

内 容		計算式等	金額
①	総事業費		40,087,438 千円
②	第1号被保険者負担分	①×23%	9,220,111 千円
③	調整交付金相当額	①※×5.00%	1,953,030 千円
④	調整交付金見込額	①※×4.10%	1,602,606 千円
⑤	準備基金取崩額（影響額月額201円）		300,000 千円
⑥	保険者機能強化推進交付金等の見込額		95,000 千円
⑦	保険料収納必要額	②+（③-④）-⑤-⑥	9,175,535 千円
⑧	予定保険料収納率	98%	98%
⑨	所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	126,976 人
⑩	保険料見込額（年額）	⑦÷⑧÷⑨	73,737 円
⑪	保険料見込額（月額）	⑩÷12月	6,145 円
	保険料基準額（端数処理後）		6,150 円

※総事業費から、地域支援事業の「包括的支援事業・任意事業費」（1,026,831千円）を引いた額です。

④は平均4.10%ですが、各年度で端数処理を行っているため、計算結果にはずれが生じます。

2 所得段階

所得段階及び保険料率については、国が定める基準に従うことを原則として、市町村の判断で設定することになっています。

第9次計画では、国が定める所得段階の基準が9段階制から13段階制に改正され、本市における第8次計画の設定に近い形となること等を踏まえ、国の基準に準拠した設定とする見直しを行います。

第8次計画からの変更点としては、第9段階から第13段階までの基準所得金額が20万円ずつ引上げとなります。

■介護保険料の所得段階

第 8 期		第 9 期
世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下、又は、老齢福祉年金受給者、若しくは、生活保護を受けている方	第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下、又は、老齢福祉年金受給者、若しくは、生活保護を受けている方
世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方
世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方
同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方	第4段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方
同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で第4段階以外の方	第5段階 (基準)	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で第4段階以外の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	第9段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	第10段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	第11段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	第12段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	第13段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が720万円以上の方

■所得段階別加入者数

	基準所得金額	所得段階別加入者数					
		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
第1段階		7,299人	17.6%	7,300人	17.6%	7,301人	17.6%
第2段階		2,862人	6.9%	2,862人	6.9%	2,862人	6.9%
第3段階		2,696人	6.5%	2,696人	6.5%	2,696人	6.5%
第4段階		6,096人	14.7%	6,098人	14.7%	6,099人	14.7%
第5段階		5,226人	12.6%	5,226人	12.6%	5,227人	12.6%
第6段階		5,640人	13.6%	5,641人	13.6%	5,642人	13.6%
第7段階	1,200,000円	5,930人	14.3%	5,931人	14.3%	5,932人	14.3%
第8段階	2,100,000円	2,903人	7.0%	2,904人	7.0%	2,904人	7.0%
第9段階	3,200,000円	1,037人	2.5%	1,037人	2.5%	1,037人	2.5%
第10段階	4,200,000円	622人	1.5%	622人	1.5%	622人	1.5%
第11段階	5,200,000円	249人	0.6%	249人	0.6%	249人	0.6%
第12段階	6,200,000円	249人	0.6%	249人	0.6%	249人	0.6%
第13段階	7,200,000円	664人	1.6%	664人	1.6%	664人	1.6%
計		41,473人	100%	41,479人	100%	41,484人	100%

(参考：令和12年度所得段階別加入者数)

	基準所得金額	所得段階別加入者数	
		令和12年度	
第1段階		7,288人	17.6%
第2段階		2,857人	6.9%
第3段階		2,691人	6.5%
第4段階		6,088人	14.7%
第5段階		5,217人	12.6%
第6段階		5,631人	13.6%
第7段階	1,200,000円	5,922人	14.3%
第8段階	2,100,000円	2,898人	7.0%
第9段階	3,200,000円	1,035人	2.7%
第10段階	4,200,000円	621人	1.3%
第11段階	5,200,000円	248人	0.6%
第12段階	6,200,000円	248人	0.5%
第13段階	7,200,000円	663人	1.7%
計		41,407人	100%

3 所得段階別保険料の算出

各段階の保険料額は、第5段階を基準額として、これに各段階の保険料率を乗じて得た額とします。(100 円未満端数切捨て)

各段階の保険料率は、国が定める標準に準拠した設定とします。また、第1段階から第3段階の保険料については、公費による軽減を実施するため、実際の保険料は下表各欄の上段に記載した額となります。(下段の()内の数字は、公費軽減前の基準を示しています。)公費による軽減については、国が費用の1/2を、県と市が1/4ずつを負担することになっています。

■所得段階別保険料

単位：円

	基準額に対する割合	月間保険料	年間保険料
	令和6年度～令和8年度	令和6年度～令和8年度	令和6年度～令和8年度
第1段階	0.285 (0.455)	1,750 (2,791)	21,000 (33,500)
第2段階	0.485 (0.685)	2,975 (4,208)	35,700 (50,500)
第3段階	0.685 (0.690)	4,208 (4,241)	50,500 (50,900)
第4段階	0.90	5,533	66,400
第5段階	1.00 【基準額】	6,150	73,800
第6段階	1.20	7,375	88,500
第7段階	1.30	7,991	95,900
第8段階	1.50	9,225	110,700
第9段階	1.70	10,450	125,400
第10段階	1.90	11,683	140,200
第11段階	2.10	12,908	154,900
第12段階	2.30	14,141	169,700
第13段階	2.40	14,758	177,100

(参考：令和12年度所得段階別保険料) 単位：円

	令和7年度	
	月間保険料	年間保険料
第1段階	2,080 (3,321)	24,900 (39,800)
第2段階	3,540 (5,000)	42,400 (60,000)
第3段階	5,000 (5,037)	60,000 (60,400)
第4段階	6,570	78,800
第5段階	7,300	87,600
第6段階	8,760	105,100
第7段階	9,490	113,800
第8段階	10,950	131,400
第9段階	12,410	148,900
第10段階	13,870	166,400
第11段階	15,330	183,900
第12段階	16,790	192,700
第13段階	17,520	210,200

※第9次計画期間と同一の所得段階・保険料率と仮定して、参考に推計したものです。

また、介護給付費準備基金の活用は計算に含めていません。

() 内は公費軽減前の基準額です。

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進

(1) 行政内部における関係部門との連携

高齢福祉・介護保険部門間の連携はもとより、高齢者に関わる関係部署との情報の共有化や連携を図り、庁内での総合的な推進体制を整備します。

(2) 関係団体などとの連携

高齢者を取り巻くサービスを展開する上で、行政のみならず、各種関係団体と様々な形で情報交換・各種研修会などを行います。本市の社会資源の整理を行うとともに、関係者間の協力体制を構築し、地域づくりの基盤を整備します。

(3) 計画の普及啓発

本計画について、市民、及び関係者などにわかりやすく伝えていくために、広報紙、ホームページなどを活用し積極的に広報するとともに、職員による出前講座や様々な機会を利用して、計画内容を普及啓発していきます。

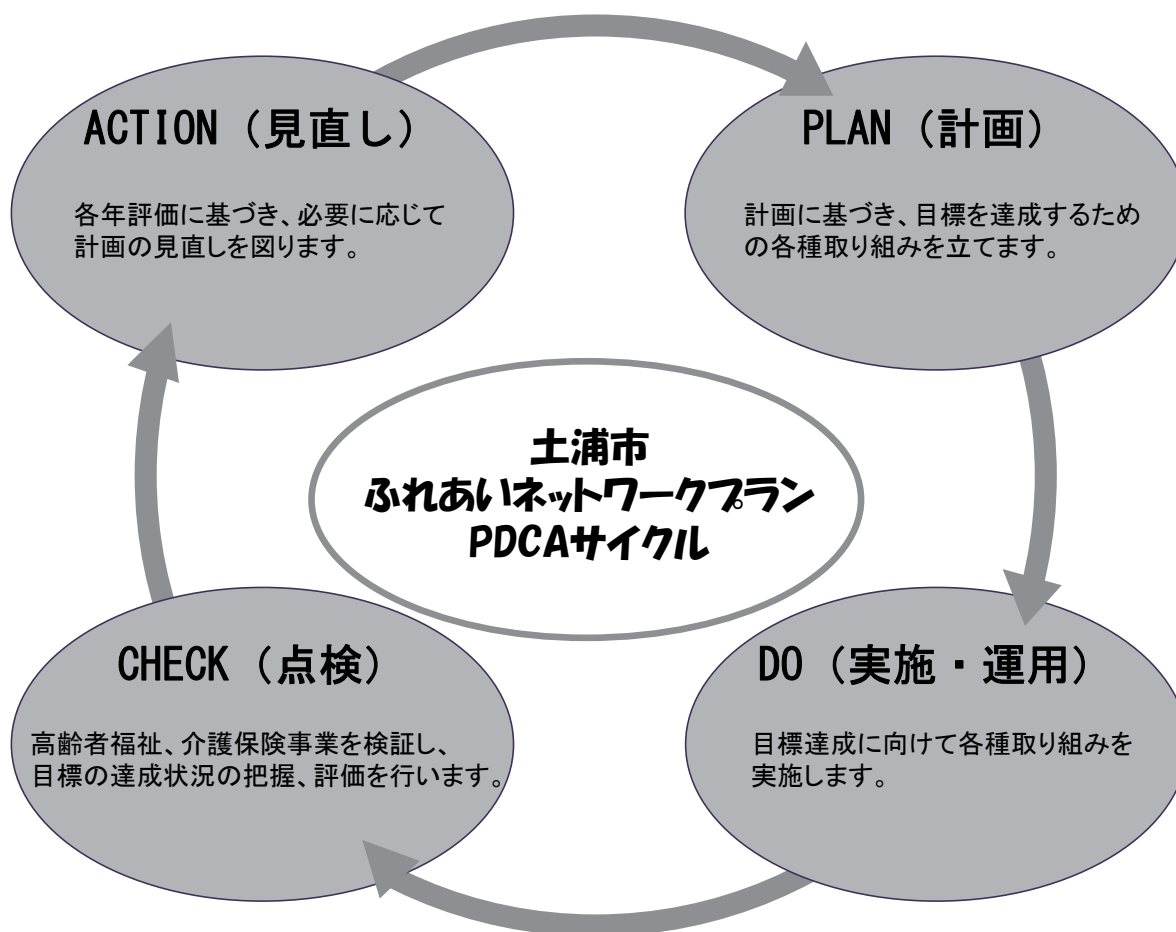
第2節 計画の進行管理

(1) 進行管理

本計画の着実な推進を図るために、PDCAサイクルに基づき高齢福祉課を中心とする関係機関における協議や調整を行い、計画策定の諮問機関となった「土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」に、その進捗状況などを報告し、点検・評価を行います。

なお、PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検、Action：見直し）サイクルを構築し、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、PDCAサイクルを継続していきます。

また、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画を変更し、その他の必要な措置を講じます。



資料編

1 計画策定の経緯

月 日	内 容 等
令和4年 12月7日から23日	●実態調査の実施 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2 在宅介護実態調査 3 事業所調査 4 施設調査 5 ケアマネジャー調査
令和5年 6月30日	●第1回土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議 1 委員長、副委員長の選出について 2 令和4年度各種事業の実績について 3 令和4年度介護保険の状況について 4 第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュールについて
8月21日	●第2回土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議 1 骨子案及び計画の概要について 2 高齢者の現状について 3 日常生活圏域の状況について
9月27日	●第3回土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議 1 計画の基本的な考え方について 2 高齢者施策について 3 介護保険事業について 4 基盤整備について
11月9日	●第4回土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議 1 計画の素案について 2 パブリック・コメントの実施（案）について
令和5年12月15日 から 令和6年1月9日	●パブリック・コメントの実施
令和6年 2月21日	●第5回土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議 1 パブリック・コメントの実施結果について 2 計画（案）について

2 土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議要綱

平成13年1月15日

告示第5号

(設置)

第1条 本市における高齢者の福祉に関する総合的な計画及び介護保険事業に関する計画を策定し、円滑に推進するため、土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市における高齢者の福祉に関する総合的な計画及び介護保険事業に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に関すること。
- (2) 計画の策定及び推進に必要な基礎調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議の設置目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 介護保険被保険者代表
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 市議会議員
- (4) 副市長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

- 2 前条第2号から第4号までに規定する委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、その資格を失うものとする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

3 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 土浦市老人保健福祉計画推進会議要綱(平成7年土浦市告示第2号)

(2) 土浦市介護保険事業計画策定委員会要綱(平成10年土浦市告示第78号)

※第9次計画から計画名称が変更となることに伴い、題名等を改正する予定です。

3 土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員名簿

	委 員 名		役 職
1	委員長	鶴 見 三代子	茨城県立医療大学 講師
2	副委員長	山 本 哲 也	つくば国際大学 准教授
3	委 員	平 岡 房 子	土浦市議会 文教厚生委員
4	委 員	塚 原 靖 二	土浦市医師会 副会長
5	委 員	長谷川 周	土浦市歯科医師会 顧問
6	委 員	瀧 正 教	土浦市地区長連合会 会長
7	委 員	鈴 木 香	土浦市民生委員児童委員協議会連合会 理事
8	委 員	太 田 恵 一	土浦市自閉症児（者）親の会 会長
9	委 員	矢 口 蕃	土浦市高齢者クラブ連合会 副会長
10	委 員	大 高 洋 子	土浦市女性団体連絡協議会 会員
11	委 員	菅 谷 かつ江	土浦市ボランティアサークル連絡協議会 副会長
12	委 員	浅 川 育 世	茨城県理学療法士会 会長
13	委 員	白 川 洋 子	茨城県看護協会 会長
14	委 員	吉 岡 由美子	霞ヶ浦医療センター 看護師長
15	委 員	大 沼 久 史	茨城県介護支援専門員協会 理事
16	委 員	片 山 壮 二	土浦市 副市長

4 人口推計

住民基本台帳（令和5年10月1日現在）を基準としたコーホート変化率法による令和13年までの人口推計結果は以下の通りとなりました。

コーホート変化率法による推計結果（5歳区切り）

	実績値		推計値							
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
合計	141,412	141,498	141,119	140,729	140,348	139,950	139,573	139,043	138,510	137,975
0-4歳	4,289	4,117	4,085	4,053	4,022	3,990	3,960	3,939	3,919	3,897
5-9歳	5,077	4,973	4,844	4,713	4,583	4,455	4,323	4,290	4,257	4,227
10-14歳	5,775	5,648	5,537	5,434	5,322	5,216	5,109	4,976	4,844	4,710
15-19歳	6,415	6,419	6,337	6,256	6,174	6,090	6,009	5,893	5,779	5,666
20-24歳	7,481	7,537	7,452	7,366	7,281	7,192	7,106	7,022	6,934	6,850
25-29歳	7,723	7,833	7,852	7,871	7,891	7,910	7,930	7,849	7,766	7,686
30-34歳	7,500	7,609	7,726	7,844	7,960	8,076	8,194	8,213	8,237	8,253
35-39歳	7,984	7,842	7,842	7,843	7,840	7,839	7,839	7,967	8,092	8,218
40-44歳	9,000	8,814	8,696	8,574	8,454	8,332	8,213	8,216	8,215	8,218
45-49歳	10,831	10,542	10,319	10,090	9,865	9,639	9,415	9,286	9,157	9,028
50-54歳	10,937	11,225	11,085	10,946	10,807	10,669	10,528	10,305	10,079	9,853
55-59歳	8,917	9,244	9,531	9,821	10,108	10,396	10,684	10,549	10,418	10,285
60-64歳	8,020	8,144	8,326	8,513	8,693	8,876	9,063	9,346	9,627	9,908
65-69歳	8,535	8,218	8,176	8,133	8,092	8,048	8,006	8,185	8,368	8,546
70-74歳	10,717	10,165	9,814	9,462	9,111	8,761	8,409	8,367	8,325	8,284
75-79歳	8,770	9,160	9,135	9,106	9,082	9,057	9,029	8,715	8,399	8,085
80-84歳	6,666	6,962	7,048	7,133	7,220	7,302	7,387	7,370	7,349	7,331
85-89歳	4,075	4,208	4,379	4,546	4,717	4,888	5,057	5,121	5,189	5,258
90-94歳	2,029	2,163	2,224	2,281	2,345	2,400	2,462	2,556	2,652	2,746
95-99歳	582	590	622	652	684	713	744	766	787	806
100歳以上	89	85	89	92	97	101	106	112	117	120

コーホート変化率法による推計結果（1歳区切り）

	実績値		推計値							
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
合計	141,412	141,498	141,119	140,729	140,348	139,950	139,573	139,043	138,510	137,975
0歳	824	770	764	758	752	746	741	737	733	729
1歳	855	822	816	809	803	797	791	786	782	778
2歳	834	858	851	845	838	832	825	821	817	812
3歳	828	834	828	821	815	808	802	798	794	789
4歳	948	833	827	820	814	807	801	797	793	788
5歳	942	958	933	908	883	858	833	826	820	814
6歳	984	963	938	913	887	863	837	831	824	819
7歳	1,010	978	953	927	901	876	850	844	837	831
8歳	1,067	1,013	987	960	934	907	881	874	867	861
9歳	1,074	1,061	1,033	1,006	978	950	922	915	908	902
10歳	1,102	1,084	1,063	1,043	1,021	1,001	981	955	930	904
11歳	1,185	1,117	1,095	1,075	1,053	1,032	1,010	984	958	931
12歳	1,111	1,203	1,179	1,157	1,134	1,111	1,088	1,060	1,032	1,003
13歳	1,135	1,105	1,083	1,063	1,041	1,020	1,000	974	948	921
14歳	1,242	1,139	1,117	1,096	1,073	1,052	1,030	1,003	977	950
15歳	1,235	1,256	1,240	1,224	1,208	1,192	1,176	1,153	1,131	1,109
16歳	1,276	1,244	1,228	1,212	1,197	1,180	1,165	1,142	1,120	1,098
17歳	1,255	1,283	1,267	1,250	1,234	1,217	1,201	1,178	1,155	1,132
18歳	1,348	1,263	1,247	1,231	1,215	1,198	1,182	1,160	1,137	1,115
19歳	1,301	1,373	1,355	1,338	1,321	1,303	1,285	1,260	1,236	1,212
20歳	1,409	1,320	1,305	1,290	1,275	1,260	1,245	1,230	1,214	1,200
21歳	1,458	1,471	1,454	1,438	1,421	1,404	1,387	1,370	1,353	1,337
22歳	1,547	1,552	1,534	1,517	1,499	1,481	1,463	1,446	1,428	1,411
23歳	1,562	1,606	1,588	1,570	1,551	1,532	1,514	1,496	1,478	1,460
24歳	1,505	1,588	1,570	1,552	1,534	1,515	1,497	1,479	1,461	1,443
25歳	1,630	1,527	1,531	1,534	1,538	1,542	1,546	1,530	1,514	1,498
26歳	1,533	1,665	1,669	1,673	1,677	1,681	1,686	1,688	1,651	1,634
27歳	1,543	1,554	1,558	1,562	1,566	1,569	1,573	1,557	1,541	1,525
28歳	1,491	1,580	1,584	1,588	1,592	1,596	1,600	1,583	1,566	1,550
29歳	1,526	1,507	1,511	1,514	1,518	1,522	1,526	1,510	1,494	1,479
30歳	1,523	1,552	1,576	1,600	1,624	1,647	1,671	1,675	1,680	1,683
31歳	1,444	1,540	1,564	1,588	1,611	1,635	1,658	1,662	1,667	1,670
32歳	1,549	1,436	1,458	1,480	1,502	1,524	1,546	1,550	1,555	1,558
33歳	1,506	1,552	1,576	1,600	1,624	1,647	1,671	1,675	1,680	1,683
34歳	1,478	1,529	1,553	1,576	1,600	1,623	1,647	1,650	1,655	1,658
35歳	1,557	1,501	1,501	1,501	1,501	1,500	1,500	1,525	1,549	1,573
36歳	1,575	1,578	1,578	1,578	1,578	1,577	1,577	1,603	1,628	1,654
37歳	1,570	1,574	1,574	1,574	1,574	1,573	1,573	1,599	1,624	1,649
38歳	1,595	1,580	1,580	1,580	1,580	1,579	1,579	1,605	1,630	1,656
39歳	1,687	1,609	1,609	1,609	1,609	1,608	1,608	1,635	1,660	1,686
40歳	1,711	1,704	1,681	1,658	1,634	1,611	1,588	1,588	1,588	1,589
41歳	1,663	1,720	1,697	1,673	1,650	1,626	1,603	1,603	1,603	1,604
42歳	1,869	1,690	1,667	1,644	1,621	1,598	1,575	1,575	1,575	1,576
43歳	1,826	1,865	1,840	1,814	1,789	1,763	1,738	1,738	1,738	1,739
44歳	1,931	1,835	1,810	1,785	1,760	1,735	1,710	1,711	1,710	1,711
45歳	1,972	1,957	1,916	1,873	1,831	1,789	1,748	1,724	1,700	1,676
46歳	2,074	1,986	1,944	1,901	1,858	1,816	1,774	1,749	1,725	1,701
47歳	2,118	2,078	2,034	1,989	1,945	1,900	1,856	1,830	1,805	1,780
48歳	2,351	2,145	2,100	2,053	2,007	1,961	1,916	1,889	1,863	1,837
49歳	2,316	2,376	2,326	2,274	2,223	2,172	2,122	2,093	2,064	2,035
50歳	2,367	2,309	2,280	2,252	2,223	2,195	2,166	2,120	2,073	2,027
51歳	2,233	2,381	2,351	2,322	2,292	2,263	2,233	2,186	2,138	2,090
52歳	2,100	2,247	2,219	2,191	2,163	2,136	2,107	2,063	2,018	1,972
53歳	2,179	2,100	2,074	2,048	2,022	1,996	1,970	1,928	1,886	1,843
54歳	2,058	2,188	2,161	2,134	2,107	2,080	2,052	2,009	1,965	1,921
55歳	1,989	2,041	2,104	2,168	2,232	2,295	2,359	2,329	2,300	2,271
56歳	1,555	2,001	2,063	2,126	2,188	2,250	2,313	2,283	2,255	2,226
57歳	1,903	1,561	1,609	1,658	1,707	1,756	1,804	1,781	1,759	1,737
58歳	1,728	1,910	1,969	2,029	2,089	2,148	2,208	2,180	2,153	2,125
59歳	1,742	1,731	1,785	1,839	1,893	1,947	2,001	1,975	1,951	1,926
60歳	1,605	1,739	1,778	1,818	1,856	1,895	1,935	1,996	2,056	2,116
61歳	1,641	1,607	1,643	1,680	1,715	1,751	1,788	1,844	1,900	1,955
62歳	1,534	1,623	1,659	1,697	1,732	1,769	1,806	1,863	1,919	1,975
63歳	1,656	1,541	1,575	1,611	1,645	1,680	1,715	1,768	1,822	1,875
64歳	1,584	1,634	1,671	1,708	1,744	1,781	1,818	1,875	1,932	1,988
65歳	1,607	1,579	1,571	1,563	1,555	1,546	1,538	1,573	1,608	1,642
66歳	1,629	1,600	1,592	1,583	1,575	1,567	1,559	1,594	1,629	1,664
67歳	1,733	1,620	1,612	1,603	1,595	1,586	1,578	1,613	1,650	1,685
68歳	1,695	1,741	1,732	1,723	1,714	1,705	1,696	1,734	1,773	1,810
69歳	1,871	1,678	1,669	1,661	1,652	1,643	1,635	1,671	1,709	1,745
70歳	1,991	1,853	1,789	1,725	1,661	1,597	1,533	1,525	1,518	1,510
71歳	2,023	1,979	1,911	1,842	1,774	1,706	1,637	1,629	1,621	1,613
72歳	2,081	2,011	1,942	1,872	1,802	1,733	1,664	1,655	1,647	1,639
73歳	2,317	2,045	1,974	1,904	1,833	1,763	1,692	1,683	1,675	1,667
74歳	2,305	2,277	2,198	2,120	2,041	1,962	1,884	1,874	1,865	1,856
75歳	2,270	2,259	2,253	2,246	2,240	2,234	2,227	2,149	2,071	1,994
76歳	1,509	2,240	2,234	2,227	2,221	2,215	2,208	2,131	2,054	1,977
77歳	1,446	1,484	1,480	1,475	1,471	1,467	1,463	1,412	1,361	1,310
78歳	1,844	1,393	1,389	1,385	1,381	1,377	1,373	1,325	1,277	1,230
79歳	1,701	1,784	1,779	1,773	1,769	1,764	1,758	1,697	1,636	1,575
80歳	1,640	1,654	1,674	1,695	1,715	1,735	1,755	1,751	1,746	1,742
81歳	1,526	1,588	1,608	1,627	1,647	1,666	1,685	1,681	1,676	1,672
82歳	1,293	1,446	1,464	1,482	1,500	1,517	1,534	1,531	1,526	1,523
83歳	1,101	1,234	1,249	1,264	1,280	1,294	1,309	1,306	1,303	1,299
84歳	1,106	1,040	1,053	1,066	1,079	1,091	1,103	1,101	1,098	1,095
85歳	1,064	1,045	1,087	1,129	1,171	1,214	1,256	1,272	1,289	1,306
86歳	913	987	1,027	1,066	1,106	1,146	1,186	1,201	1,217	1,233
87歳	776	850	885	918	953	987	1,021	1,034	1,048	1,062
88歳	675	715	744	772	801	831	859	870	882	893
89歳	647	611	636	660	685	710	734	744	753	763
90歳	603	597	614	630	647	662	680	705	732	758
91歳	468	538	553	567	583	597	612	636	660	683
92歳	402	396	407	418	429	439	451	468	486	503
93歳	327	344	354	363	373	382	392	407	422	437
94歳	229	288	296	304	312	320	328	340	353	366
95歳	206	182	192	201	211	220	230	236	243	249
96歳	146	167	176	185	194	202	211	217	223	228
97歳	99	105	111	116	122	127	132	136	140	143
98歳	85	75	79	83	87	91	95	97	100	102
99歳	46	61	64	67	71	74	77	79	81	83
100歳以上	89	85	89	92	97	101	106	112	117	120

土浦市ふれあいネットワークプラン
第9次土浦市
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

発 行 土浦市
編 集 保健福祉部高齢福祉課
住 所 土浦市大和町9番1号
電 話 029 (826) 1111 (代)



土浦市イメージキャラクター つちまる